

# 保健衛生概要

(令和5年度版)

宇都宮市  
保健所

衛生環境試験所

## 宇都宮市の概況

宇都宮市は、東京から北へ約100km、栃木県のほぼ中央に位置し、東北新幹線や東北自動車道、国道4号線など国土の骨格となる交通軸に位置している。また、北西部の日光連山に続く丘陵から南東方向に向かって関東平野が広がり、鬼怒川、田川、姿川が南北に流れ、緑と水に恵まれている。

気候は、典型的な内陸型気候であり、夏は35℃、冬は零下10℃を超える日もあるなど、寒暖の差が激しく、また昼夜の気温差も大きい。しかし、年間平均気温は12～15℃で、降水量も年間で1500mm前後であり、自然災害の少ない地域でもある。

このため、古くから門前町、宿場町、城下町として栄え、農業・商業・工業の均衡の取れた産業都市として成長を続けてきた。明治17年に栃木県庁が置かれてからは、明治22年に町制、明治29年4月1日からは市制が施行され、県内の政治経済の中心となり発展してきた。

戦時中は昭和20年の大空襲で市街地の大部分を焼失したが、いち早く戦災復興土地区画整理を進めて復興を果たした。昭和29年から昭和30年にかけては隣接1町10か村を合併編入し、都市基盤の整備を進めた。そして、昭和35年以降は内陸最大規模の工業団地が形成され、昭和59年には「宇都宮テクノポリス」の地域指定を受け、産・学・住が有機的に結ばれたまちづくりを進めてきた。

平成8年4月1日には市制施行100周年を迎えると同時に中核市へ移行し、宇都宮市保健所を設置した。

人口は、発展する市勢とともに着実に増加を続け、特に工業団地が形成された昭和40年代から昭和50年代にかけては急激に増加し、人口増加率は3%台を推移したが、近年は緩やかな増加を続けてきた。さらに、平成19年3月に隣接する上河内町、河内町を編入（合併）し、人口は50万人を超えた。

○市制施行	明治29年4月 1日
○中核市移行	平成 8年4月 1日
○市町合併	平成19年3月31日

○面積	416.85 km <sup>2</sup>
○海拔	116.07 m
○東西	23.97 km
○南北	29.53 km

### ○推計人口（令和5年5月1日現在）

*人口	513,369人
男	256,528人
女	256,841人
*世帯数	235,899世帯

# 令和5年度 保健衛生概要 目 次

宇都宮市の概況・・・表紙裏

## I 概況

1 沿革	1
2 施設概要	3
3 機構及び所掌事務	6
4 職員配置状況	10

## II-1【保健所編】事業の概要と実績

### 《i 誰もが心身ともに健康に生活できる社会の実現》

#### 1. 健康づくりの推進

1 「第2次健康うつのみや21」計画の推進	13
(1) 「第2次健康うつのみや21」計画の概要	13
2 地域・職域における健康づくりの推進	16
(1) 健康づくり推進員活動支援	16
(2) 食生活改善推進員活動支援	17
(3) 地域・職域連携推進事業	17
(4) 宇都宮歩け歩け大会（愛称：宇都宮ウォーキングフェスタ）	21
(5) 食育の推進	21
(6) 健康ポイント事業	24
(7) 保健医療等統計データ管理	25
3 疾病予防対策の促進1（栄養改善）	27
(1) 国民健康・栄養調査の実施	27
(2) 給食施設に対する栄養管理指導の実施	27
(3) 食品の栄養成分表示等に関する相談	29
(4) 栄養士育成事業の実施	30
(5) 病態別栄養相談の実施	31
(6) 栄養相談の実施	31
4 疾病予防対策の促進2（成人保健）	33
(1) 健康手帳の交付	33
(2) 健康教育	33
(3) 健康相談	43
(4) 訪問指導	43
(5) 健康診査	44
(6) 脳卒中発症登録事業	50
5 疾病予防対策の促進3（歯と口腔）	51
(1) 第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画	51
(2) 健康教育	51
(3) 健康相談	53
(4) 訪問歯科診療推進事業	54
(5) 歯科疾患実態調査	54
6 保健医療サービスの推進1（保健指導等）	56
(1) 保健サービスの提供	56
(2) 原爆被爆者対策の実施	59
(3) 肝炎治療に係る医療費助成制度	60
(4) 骨髄移植ドナー等への助成事業	61
7 保健医療サービスの推進2（精神保健）	62
(1) 精神保健知識の普及・啓発	62
(2) 精神保健福祉相談	63
(3) アルコール関連相談事業の実施	65
(4) 精神保健福祉受理事業の開催	65
(5) 自殺予防・こころの健康づくり対策事業	66
(6) 家族への支援	68
(7) 成年後見制度市長申立	69
(8) 警察等からの通報に関する業務の実施	69
(9) 退院後支援	70
(10) 医療保護入院	70
(11) 精神科病院の实地指導	71

<b>8 保健医療サービスの推進3（感染症・結核）</b>	<b>72</b>
（1） 予防接種の実施	72
（2） 新型コロナワクチン接種事業	82
（3） 感染症発生動向調査事業	90
（4） 感染症の発生・まん延防止対策の実施	92
（5） 感染症診査協議会（感染症担当分科会）の開催	96
（6） 新型コロナウイルス感染症及び医療給付事業	96
（7） エイズ・性感染症の予防普及啓発	101
（8） エイズ・性感染症・ウイルス性肝炎の検査・相談	104
（9） 風しん抗体検査・相談	108
（10） 結核発生動向調査事業	108
（11） 感染症診査協議会（結核担当分科会）の開催	111
（12） 結核接触者健康診断	112
（13） 結核医療費の公費負担	113
（14） 結核対策特別促進事業	113
（15） 結核定期健康診断	115
<b>9 保健医療サービスの推進4（難病対策）</b>	<b>119</b>
（1） 地域在宅療養の支援	119
（2） 福祉施策の推進	112
（3） 医療費等の補助	122

## 2. 地域医療体制の充実

<b>1 質の高い医療サービスの安定的確保の推進1（救急医療体制の充実）</b>	<b>130</b>
（1） 初期救急医療体制の整備	130
（2） 二次救急医療体制の整備（病院群輪番制病院・協力病院等の運営）	131
（3） 小児救急医療体制の確保	132
（4） 救急医療適正受診の促進	132
<b>2 質の高い医療サービスの安定的確保の推進2（医療体制の充実）</b>	<b>135</b>
（1） 医事監視指導	135
（2） 薬事監視指導	135
（3） 薬事関係経由事務	137
（4） 薬物乱用防止	138
（5） 自動体外式除細動器（AED）の普及啓発	139
（6） 献血量の確保・献血事業の普及啓発	142
（7） 献血団体の育成	143
<b>3 質の高い医療サービスの安定的確保の推進3（医療従事者の確保）</b>	<b>144</b>
（1） 医療従事者数	144
（2） 看護師，歯科衛生士等の人材の養成・確保	145
（3） 資質の向上	145
（4） 学生の地域保健実習の受入	145

## 《ii 日常生活の安心感を高める》

### 1. 食品の安全性の向上

<b>1 食品健康危害防止の推進</b>	<b>147</b>
（1） 事業者の自主衛生管理の促進	147
（2） 食品の安全確保に関する体制整備と連携強化	148
（3） 食品健康被害の未然防止の推進	149
<b>2 食品関係施設等の監視及び検査体制の充実</b>	<b>151</b>
（1） 食品衛生監視指導の充実	151
（2） 食品収去の実施	152
（3） 食品衛生検査業務管理	152
<b>3 市民に対する衛生教育や情報提供</b>	<b>153</b>
（1） 食品衛生教育の実施	153
（2） 食品衛生安全情報の提供	153

### <資料偏>

<b>&lt;資料偏&gt;</b>	<b>156</b>
（1） 食品衛生法及び栃木県条例による許可施設数及び監視状況	156
（2） 食品衛生法の許可を要しない施設の施設数及び監視状況	158
（3） 食品等の検査及び違反等の状況	160

## 2. 生活衛生環境の向上

1 生活衛生関係施設等の監視・指導の充実	165
(1) 生活衛生施設等の監視・指導	165
(2) 特定建築物及び登録業者の監視・指導	166
(3) プールの監視・指導	167
(4) 水道施設の監視・指導	168
(5) 墓地などの許可	168
(6) 毒劇物監視指導	169
(7) 温泉監視・指導	169
(8) 家庭用品試買検査	170
2 飼養動物の適正管理と衛生害虫等の自主防除の推進	171
(1) 動物愛護の推進	171
(2) 飼えなくなった犬、猫の引き取り	174
(3) 負傷動物の収容	174
(4) 狂犬病予防体制の充実	175
(5) 犬・猫の譲渡事業	176
(6) 衛生害虫等に関する指導・啓発	177

### 《iii 危機への備え・対応力を高める》

#### 1. 健康危機管理対策の強化

1 健康危機への対応能力の向上・関係機関との連携強化	178
(1) 健康危機管理体制の整備	178
(2) 健康危機管理対策の実施	179
(3) 感染症診査協議会（感染症担当分科会）の開催【再掲】	96
(4) 感染症診査協議会（結核担当分科会）の開催【再掲】	111
2 健康危機管理体制の強化	181
(1) 感染症発生動向調査事業【再掲】	90
(2) 感染症の発生・まん延防止対策の実施【再掲】	92
(3) 結核発生動向調査事業【再掲】	108
(4) 結核対策特別促進事業【再掲】	113

## II-2【衛生環境試験所編】事業の概要と実績

1 試験検査	182
(1) 感染症等検査	182
(2) 食品等検査	186
(3) 環境検査	193
(4) 精度管理	199
2 調査研究	202
3 研修指導	203
4 情報発信	204

## III 参考資料

1 保健センター概要	205
2 上河内地域交流館健康交流施設（愛称：上河内健康館）概要	205

# I 概況

## 1 沿革

### (1) 宇都宮市保健所

年号	宇都宮市保健所の歩み
平成 7年	4/1 保健所設置準備室設置(市職員 7 名栃木県へ派遣研修) 12月 中核市指定に関する政令公布 2/20 宇都宮市保健所の設置が厚生大臣に承認
平成 8年	4/1 中核市移行, 市制100周年 県の旧宇都宮保健所施設を借用し, 保健所業務を開始 保健総務課, 生活衛生課, 保健予防課の3課体制 (市職員 25 名, 県派遣職員 21 名)
平成 9年	4/1 精神措置業務開始 3/30 保健所を所在地(竹林町 972 番地)に新築し業務開始
平成 10年	4/1 市職員の所長が就任 医事薬事課, 生活衛生課, 保健予防課の3課体制 (市職員 46 名, 県派遣職員 6 名) 予防接種業務が健康課から保健予防課に移管 試験検査業務を保健福祉総務課衛生環境試験所に移管
平成 11年	3/31 県からの派遣による応援体制終了 4/1 県との人事交流開始(生活衛生課 1 名) 8/1 市伝染病隔離病舎廃止
平成 12年	4/1 性感染症検査開始 毒物劇物販売業に関する業務開始
平成 13年	4/1 高齢者へのインフルエンザ予防接種開始 5/1 C型肝炎検査開始
平成 14年	4/1 精神障害者居宅生活支援事業開始 5/29 宇都宮市健康危機管理計画を策定
平成 16年	4/1 総務課, 健康増進課, 保健予防課, 生活衛生課の4課体制 (市職員 89 名, 県派遣職員 1 名) 救急医療関係業務, 医療保健事業団関係業務及び医師会等関係業務等が保健福祉総務課から保健所総務課へ移管 栄養改善関係業務を保健予防課から健康増進課へ移管
平成 17年	3/31 県との人事交流終了(生活衛生課 1 名⇒0)
平成 18年	4/1 全庁的なグループ制の実施
平成 19年	3/31 上河内町, 河内町との市町合併により, 上河内保健センター, 河内保健センターが健康増進課内の組織となる
平成 20年	4/1 子ども部の創設に伴い, 母子保健関係業務が健康増進課から子ども家庭課へ移管
平成 23年	4/1 薬局開設許可等事務開始
平成 24年	4/1 宇都宮市医療保健事業団の公益財団法人化, 医療機器販売(賃貸)業事務開始
平成 29年	4/1 上河内・河内保健センターを廃止し, 上河内保健センターは「上河内地域交流館健康交流施設(愛称:上河内健康館)として開設し, 貸館事業を開始。引き続き, 健康増進課にて施設管理(河内保健センターは, 「河内総合福祉センター」としての利用開始に伴い, 保健福祉総務課において指定管理により施設管理)

令和2年	1/15 国内で初めて新型コロナウイルス感染症を確認
	2月 新型コロナウイルス感染症検査を開始
令和3年	4/1 宇都宮市保健所保健予防課内にワクチン接種推進班を設置
令和4年	2/1 宇都宮市保健所保健予防課内にコロナワクチン対策室を設置
	4/1 宇都宮市動物愛護センター「宮わんにゃんパーク」の運用を開始

## (2) 衛生環境試験所

年号	衛生環境試験所の歩み
昭和47年	4月 公害課の分析機関として公害研究所を設置し、試験検査開始
昭和47年	12月 宇都宮市下河原1丁目1-17に公害研究所を新築移転
昭和59年	4月 機構改革に伴い、環境課公害研究所に改称
平成5年	6月 川田処理場(現 川田水再生センター:宇都宮市川田町240)内に移転
平成8年	4月 中核市になり、宇都宮市竹林町1030番地2に県の旧宇都宮保健所施設を借用し、保健所業務を開始し、保健所生活衛生課検査薬事係として、衛生部門の試験検査を開始
平成10年	4月 宇都宮市竹林町972番地に宇都宮市保健所の新築移転に伴い、公害研究所と保健所検査部門が統合され、保健所施設内に移転し、宇都宮市衛生環境試験所に改称(保健福祉総務課に所属)
平成11年	4月 県との人事交流開始(1名)
平成12年	4月 保健所生活衛生課中央卸売市場の検査部門を統合
平成27年	3月 県との人事交流終了(1名⇒0)
平成27年	4月 保健福祉総務課から独立(課相当)、 微生物グループ、理化学グループの2グループ体制 前橋市との人事交流(1名)
平成29年	3月 前橋市との人事交流終了(1名⇒0)

## 2 施設概要

### (1) 保健所及び衛生環境試験所

構 造：鉄筋コンクリート造，地上3階地下1階

延床面積：4,162.51㎡（保健所3,259.45㎡，衛生環境試験所903.06㎡）

敷地面積：5,841.54㎡

外来駐車場：91台

バリアフリー対応の主な設備：

車椅子利用者用駐車スペース，出入口スロープ，出入口誘導チャイム，点字案内板，窓口用呼出ベル，車椅子用呼出ベル，視覚障害者用床材使用（各階），てすり（各階），車椅子対応エレベーター，車椅子用トイレ（各階），オストメイト対応トイレ（1階）

所 在 地：宇都宮市竹林町972番地

工事開始：平成8年10月15日

工事完了：平成10年1月10日

事業費：2,037,531,960円

供用開始：平成10年3月30日

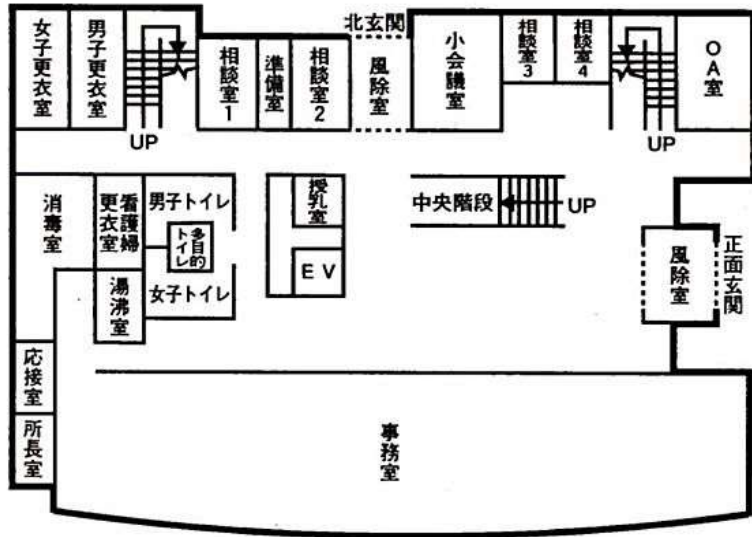
### 案 内 図



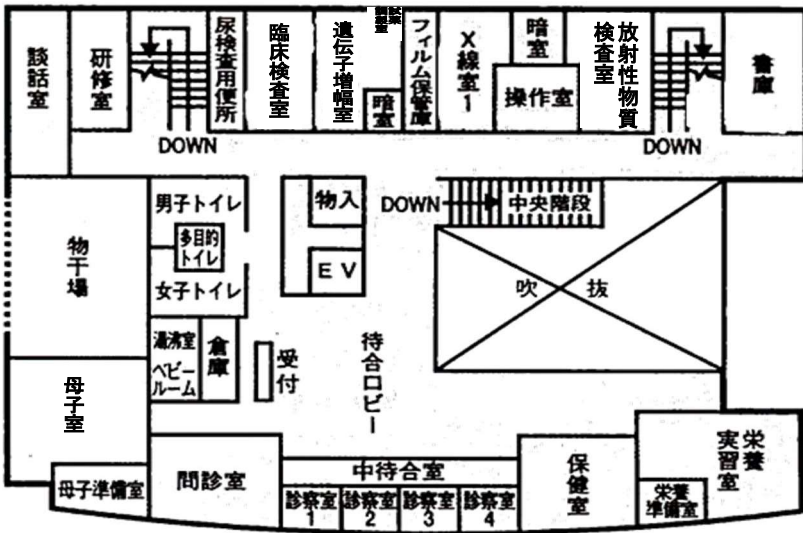


各階の設備

1階：事務室，相談室，会議室，  
予防接種用消毒準備室等

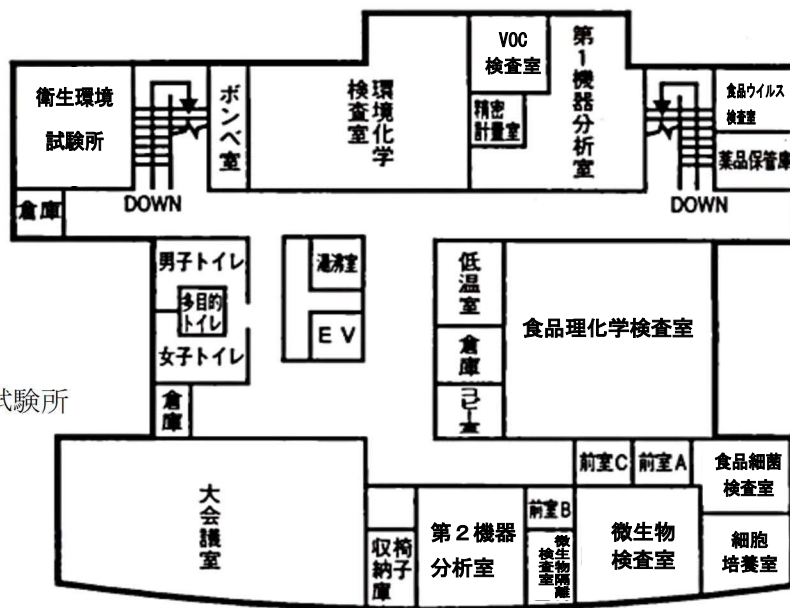


2階：保健室，栄養実習室  
診察室，X線室等



コロナワクチン対策室  
⇒談話室，研修室，栄養実習室 (2F)，  
コロナ班  
⇒母子室，問診室

3階：大会議室，  
衛生環境試験所



## (2) 動物愛護センター「宮わんにゃんパーク」

構造：鉄骨造，平屋建

延床面積：144.1㎡（ケア管理棟65.8㎡，愛護ふれあい棟78.3㎡）

所在地：宇都宮市竹林町961番地（宇都宮市保健所西側）

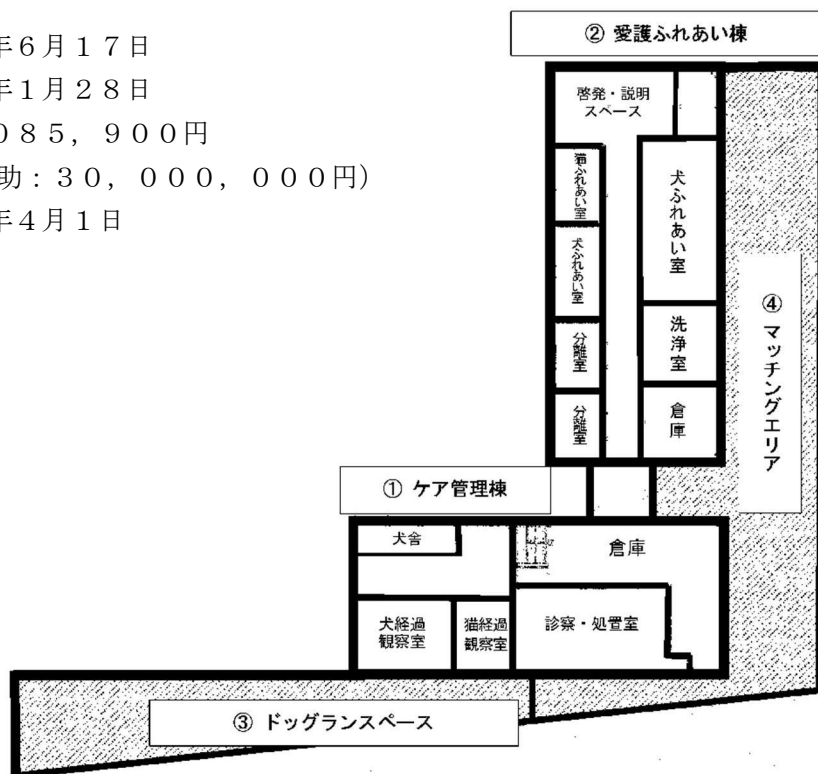
工事開始：令和3年6月17日

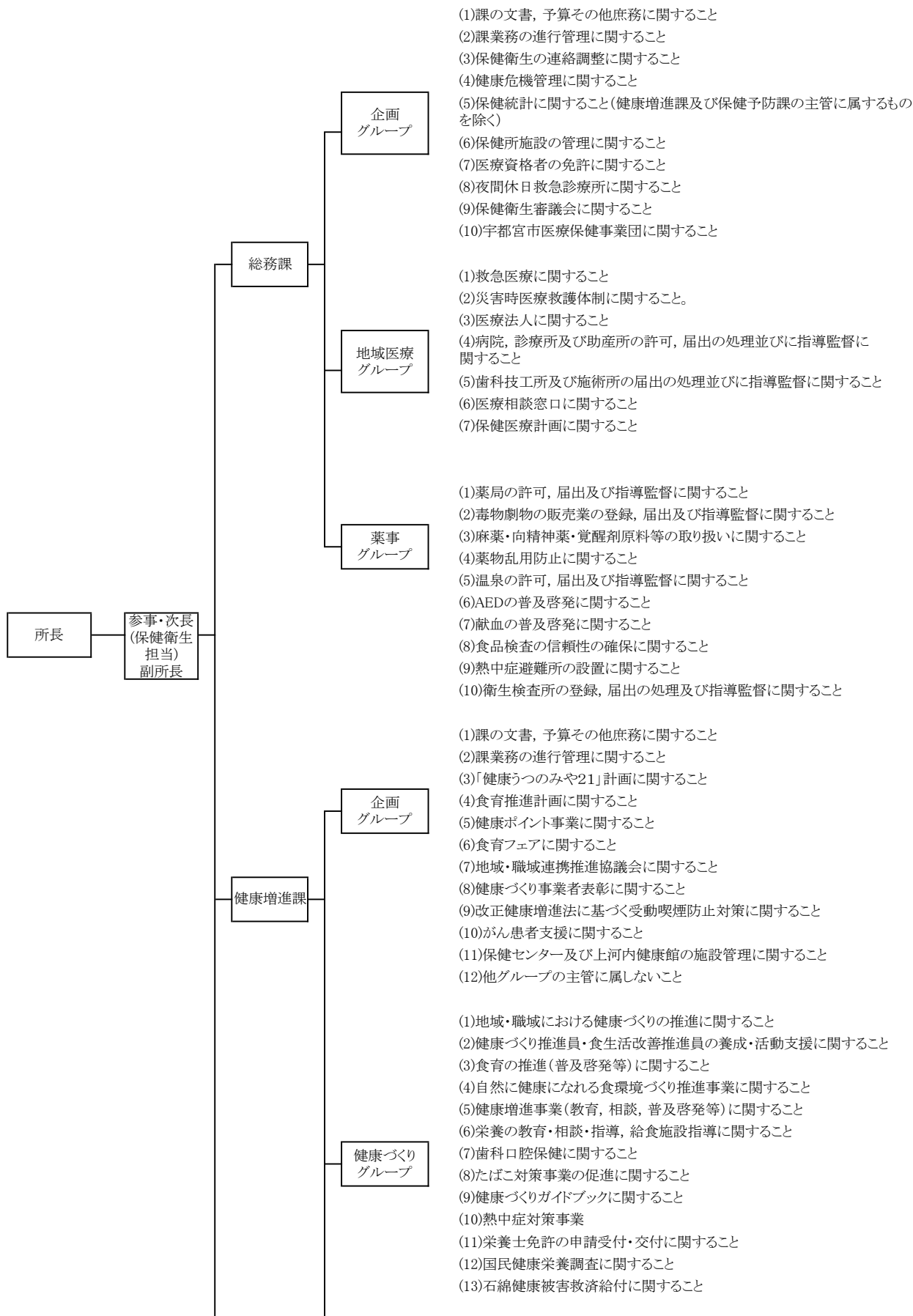
工事完了：令和4年1月28日

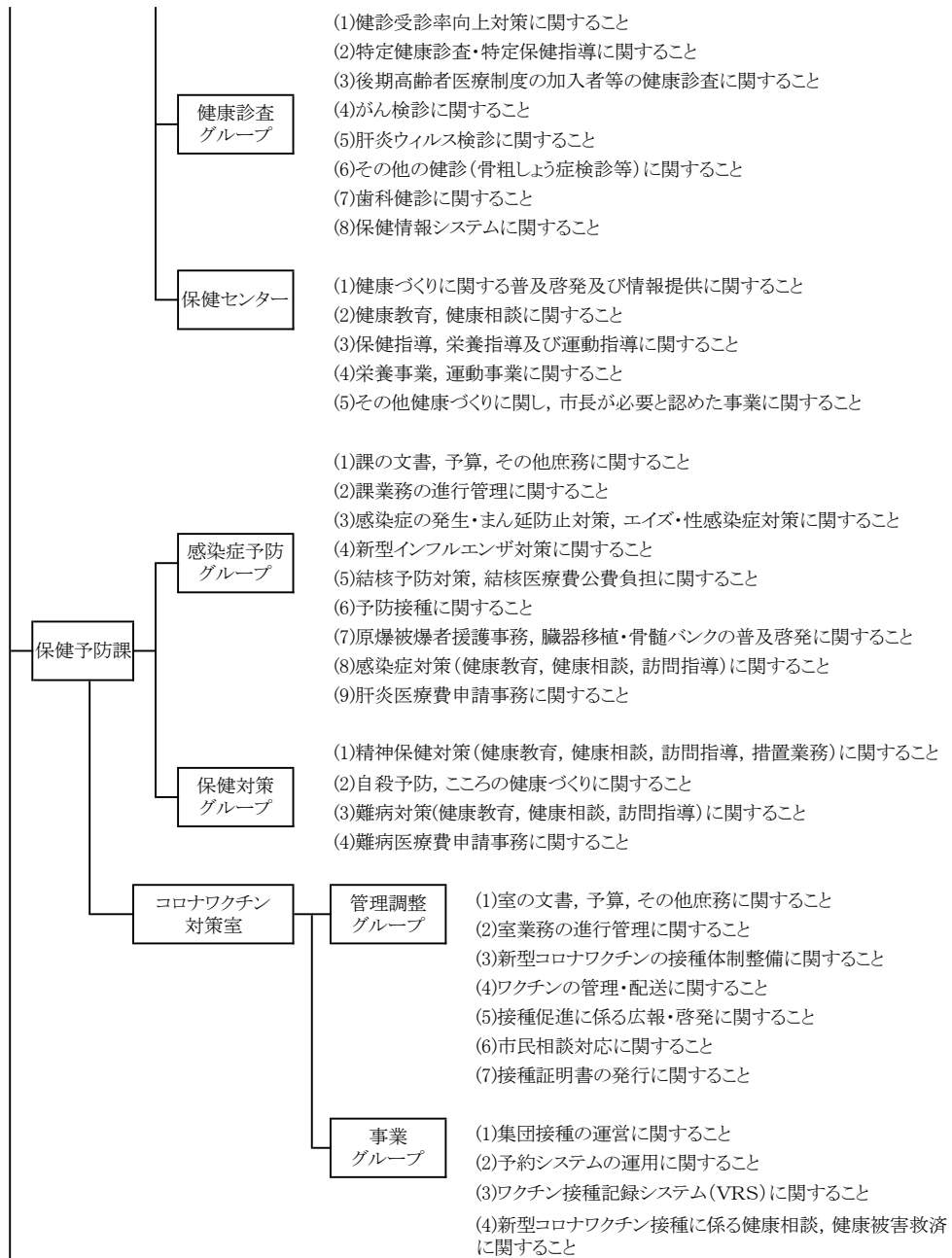
事業費：76,085,900円

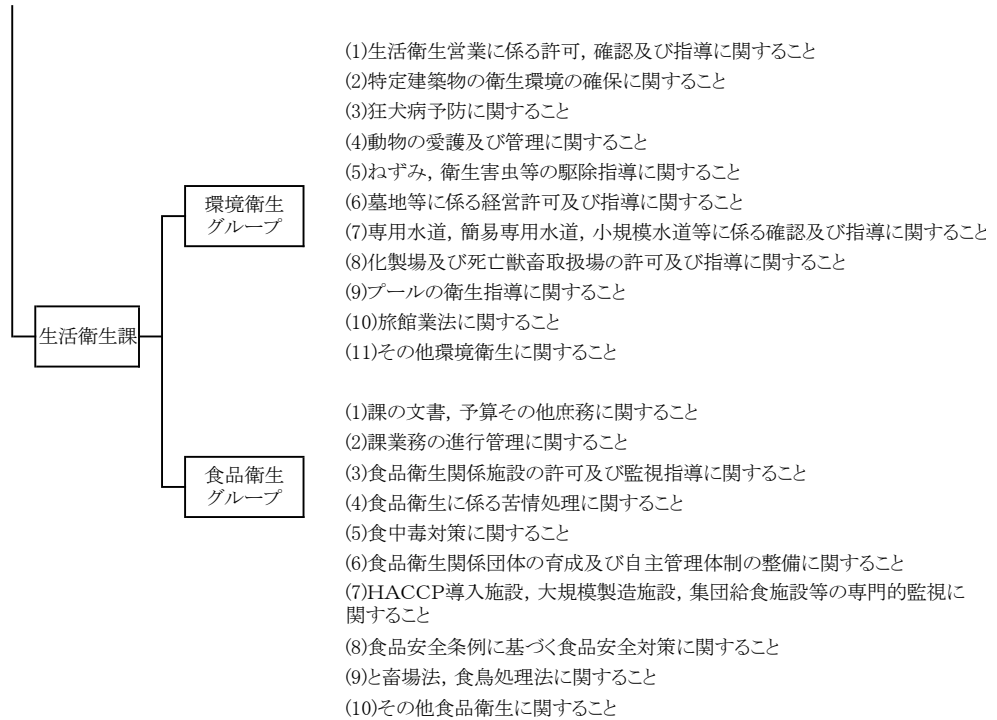
（国庫補助：30,000,000円）

供用開始：令和4年4月1日



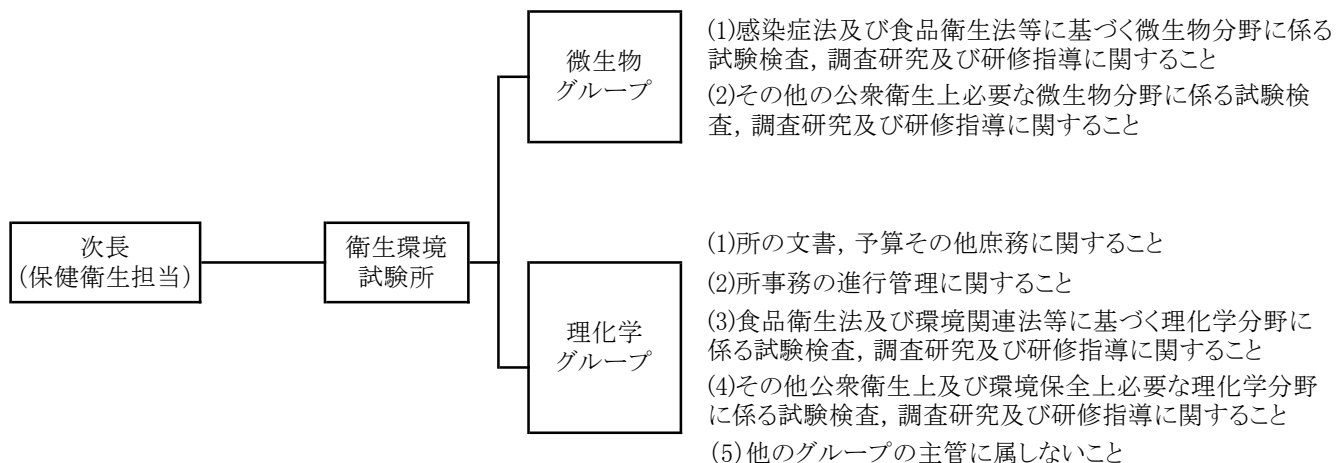






### 3 機構及び所掌事務

令和5年4月1日現在



4 職員配置状況

令和5年4月1日現在

	事務職	医師・保健師等職員										計		
		医師	化学 獣医師	薬剤師	保健師	看護師	診療放射 線技師	臨床検査 技師	管理栄養 士	栄養士	歯科衛生 士		小計	
所長		1										1	1	
保健福祉部参事・次長(保健衛生 担当)保健所副所長	1												1	
保健医療監		1										1	1	
副参事(衛生担当)					1							1	1	
保健所総務課	課長	1											1	
	主幹					1						1	1	
	課長補佐	1											1	
	企画 G	係長	1											1
		総括	1											1
		主任	1											1
		主任主事	1											1
		主事	1											1
	係計	5											5	
	地域医療 G	係長	1											1
		総括	1											1
		主任				1							1	1
		主事	1										1	1
	係計	3			1							1	4	
	薬事 G	係長				1							1	1
		総括				1							1	1
		専任				1							1	1
主任					1							1	1	
薬剤師					1							1	1	
係計				5							5	5		
課計	8			6	1						8	17		
健康増進課	課長	1											1	
	課長補佐	1											1	
	企画 G	係長	1											1
		総括	1											1
		主任	2				1						1	3
		主事	1											1
		係計	5				1						1	6
	健康づくり G	係長					1						1	1
		総括					1						1	1
		専任								1		1	2	2
		主任					1						1	1
		主任栄養士								1			1	1
		栄養士								1			1	1
	係計					3			3		1	7	7	
	健康診査 G	係長					1						1	1
		総括	1											1
		主任	1											1
		主任主事	1											1
		主任保健師					1						1	1
		主事	2											2
保健師						1						1	1	
係計	5				3						3	8		
保健セ ンター	所長					1						1	1	
	副所長					1						1	1	
	主任	1				1						1	2	
	主任保健師					1						1	1	
	保健師					1						1	1	
センター計	1				5						5	6		
課計	13				12			3		1	16	29		

		事務職	医師・保健師等職員											計					
			医師	化学	獣医師	薬剤師	保健師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	管理栄養士	栄養士	歯科衛生士		小計				
保健予防課	課長	1															1		
	課長補佐	1				1											1	2	
	感染症予防G	総括					1											1	1
		主任				1	2											3	3
		主任主事	1																1
		主任保健師					2											2	2
		主事	5																5
		保健師					2											2	2
	係計	6				1	7										8	14	
	保健対策G	係長					1											1	1
		総括					1											1	1
		主任					2											2	2
		主任保健師					1											1	1
		主事	2																2
		保健師					3											3	3
	係計	2				8											8	10	
	室長	1																1	
	副主幹	1																1	
	管理調整G	係長	1																1
		総括	1																1
		専任(庶務)	1																1
		主任主事	1																1
		主事	2																2
		係計	6																6
事業G	係長	1																1	
	総括	1																1	
	主任	1				1											1	2	
	主任主事	2																2	
	主事	1																1	
	係計	6				1											1	7	
課計	24				1	17										18	42		
生活衛生課	課長				1												1	1	
	主幹					1											1	1	
	課長補佐				1												1	1	
	環境衛生G	係長				2												2	2
		総括				3												3	3
		主任				1												1	1
		主任技師			1													1	1
		係計			1	6												7	7
	食品衛生G	係長				1												1	1
		総括					2											2	2
		専任(薬剤師)					1											1	1
		主任	1				5											5	6
		主任薬剤師					1											1	1
係計		1			1	9											10	11	
課計	1		1	9	10											20	21		
保健所計	46	1	1	9	17	30				3		1				64	110		



		事務職	医師・保健師等職員										小計	計		
			医師	化学	獣医師	薬剤師	保健師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	管理栄養士	栄養士			歯科衛生士	
衛生環境試験所	所長			1										1	1	
	副所長				1									1	1	
	微生物G	係長				1									1	1
		総括			1	1									2	2
		専任(薬剤師)				2									2	2
		主任			1	1									2	2
		係計			2	5									7	7
	理化学G	係長			1										1	1
		総括				1									1	1
		専任(化学)	1	1											1	2
		主任				1									1	1
		主任技師			1										1	1
	係計	1	2	1	2									5	6	
	課計	1	2	4	8									14	15	

## Ⅱ－１【保健所編】事業の概要と実績

# 《 i 誰もが心身ともに健康に生活できる社会の実現》

### 1. 健康づくりの推進

#### 1 「第2次健康うつのみや21」計画の推進

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識を持って、主体的に健康づくりに取り組むとともに、家庭・学校・地域・企業・行政等が一体となってこれを支援し、市民の健康づくりを総合的に推進する。

##### (1) 「第2次健康うつのみや21」計画の概要

###### ① 計画の基本目標

「ともに支え合う、健康で幸せなまちづくり」を実現するための基本目標  
→ 「健康寿命の延伸」

###### ② 計画期間

平成25年度を初年度とし、令和4年度を目標年度とする10か年計画  
国においては「健康日本21」の計画期間を令和5年度まで延長することとなり、県においては、令和6年度の計画策定となった。

本市の「(仮称)第3次健康うつのみや21」計画については、国・県計画と整合を図る必要があるため、令和6年度に策定する。

###### ③ 基本方向の設定

生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防・重症化予防などの4つの基本方向(11分野)を設定

###### 【生活習慣の改善】

①「栄養・食生活」、②「身体活動・運動」、③「休養・こころの健康」、  
④「歯・口腔の健康」、⑤「たばこ」、⑥「アルコール」

###### 【生活習慣病の発症予防・重症化予防】

⑦「NCD(非感染性疾患)」, ⑦-1「循環器疾患」, ⑦-2「糖尿病」,  
⑦-3「がん」, ⑦-4「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」, ⑦-5「CKD(慢性腎臓病)」

###### 【社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上】

⑧「次世代の健康」, ⑨「高齢者の健康」

###### 【健康を支え、守るための社会環境の整備】

⑩「地域のつながり・支え合い」, ⑪「企業・団体等の積極参加の促進」

###### ④ ライフステージ区分の設定

生活習慣や身体的、精神的な発達状況、身体機能等により、6つのライフステージを設定

①乳幼児期(就学前), ②小学校期, ③中学・高校期, ④青年期(18～39歳),

⑤壮年期(40～64歳), ⑥高齢期(65歳以上)

⑤ 健康目標の設定

基本方向に係る各分野において、健康づくりの指針となる健康目標を設定し、その実現に向けて支援

⑥ 計画の中間評価と中間評価を踏まえた見直し

「第2次健康うつのみや21」計画で設定した各分野の目標項目の達成状況を把握するため、計画の中間年度（平成29年度）に市民健康等意識調査を実施のうえ、中間評価を実施

⑦ 取組の方向性

ア 普及啓発事業

地域や関係団体等と連携し、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るための健康教育を実施

イ 地域における健康づくり活動

地域での健康づくりの核となる健康づくり推進員や食生活改善推進員が主体的に活動できるよう、健康づくり活動の支援を実施するとともに、養成講座の開催等により、組織への新規参加を促進

ウ 職域と連携した健康づくり

社会全体で市民の健康づくりを支えるため、企業や団体等の積極的な参加を促す環境づくりを実施

⑧ 11分野における主な事業の実施結果（令和4年度）

分野	主な事業
栄養・食生活	・食育出前講座 ・3歳児健康診査の栄養指導実施事業の場を活用した保護者向けの啓発
身体活動・運動	・健康ポイント事業 ・保健センター等におけるライフステージに応じた各種運動教室
休養・こころの健康	・自殺予防・こころの健康づくり対策事業 ・産後ケア事業
歯・口腔の健康	・30歳から5歳ごとの節目に行う歯科健診（歯周病検診） ・口から始める健康づくり普及活動
たばこ	・禁煙推進店登録制度 ・小・中学校へのたばこに関する出前講座
アルコール	・小・中学校へのアルコールに関する出前講座 ・アルコール問題を抱える個人等に対する相談窓口の設置
NCD(非感染性疾患) ・循環器疾患 ・糖尿病 ・がん ・COPD(慢性閉塞性肺疾患) ・CKD(慢性腎臓病)	・特定健康診査・特定保健指導の実施 ・乳がん・子宮がん検診の無料クーポン等発送等による受診勧奨 ・糖尿病予防啓発イベントの開催 ・腎臓病予防講座等の開催
次世代の健康	・「うつのみやはじめてごはん事業」の実施 ・食事のマナーや地産池消など小中学校における食育の推進
高齢者の健康	・介護予防教室の開催 ・地域での介護予防活動への支援
地域のつながり・支え合い	・健康づくり推進組織による地域での健康づくり活動支援
企業・団体等の積極参加の促進	・地域・職域連携推進協議会による働く人の健康づくり講演会 ・専門職を職場で派遣した健康講座

	(栄養, 運動, メンタルヘルス, 歯科) <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市健康づくり事業者表彰</li> <li>・職場における健康づくり応援サイトを活用した周知啓発</li> </ul>
--	--

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第8条第2項	健康増進課企画グループ

## 2 地域・職域における健康づくりの推進

地域社会全体で市民の健康づくりを支援するため、健康づくり活動組織を強化しながら、地域の健康づくり実践活動を推進するとともに、食生活の改善を図り、肥満や生活習慣病を予防するため、食育の実践を推進する。また、地域保健と職域保健の連携を図ることにより地域社会全体での健康づくりを推進する。

### (1) 健康づくり推進員活動支援

#### 【事業の目的・内容】

「健康うつのみや21」を推進し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、家庭、学校、地域、企業、行政等が一体となり、地域の核となる人材の育成及び健康づくり推進体制を整備し、地域における健康づくり活動の充実を図ることを目的とする。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第8条第2項	健康増進課健康づくりグループ

#### ① 地域における健康づくり推進（平成21年度開始 令和5年度予算：1,823千円市単独）

地域住民が主体的に健康づくり活動に取り組めるよう、地域の核となる人材の育成及び健康づくり推進体制を整備する。

平成13年度からの2年間、城山、西原、豊郷地区の3地区を対象にモデル地区を設定し、地域特性を考慮した健康づくり実践活動を実施してきたが、平成15年度より、健康づくり推進員を核とした地域主体の健康づくり活動を市全域で展開している。

令和3年度末現在、32組織 39地区が組織として地域の中で活動している。

平成27年度に、更なる運動での地域活動の向上を図るため「気軽にエンジョイMiya運動」を作成し、全体研修会等において活用している。

《健康づくり推進員・食生活改善推進員実績》

年 度		養成講座	地区での健康づくり活動	全体研修会	合 計
H30	実施回数	17回	1,414回	2回	1,433回
	延べ人数	290人	38,060人	273人	38,623人
R1	実施回数	17回	1,345回	2回	1,364回
	延べ人数	241人	34,612人	210人	35,063人
R2	実施回数	17回	556回	1回	574回
	延べ人数	158人	6,822人	60人	7,040人
R3	実施回数	13回	864回	2回	879回
	延べ人数	109人	11,734人	94人	11,937人
R4	実施回数	17回	1,123回	2回	1,142回
	延べ人数	204人	16,128人	172人	16,504人

《ウォーキングマップ作成実績》

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
ウォーキングマップの 作成 (新規作成数)	29地区 ( — )	29地区 ( — )	30地区 ( 1 )	31地区 ( 1 )	32地区 ( 1 )

(2) 食生活改善推進員活動支援 (令和4年度)

健康づくり推進員とともに、食生活改善推進員のボランティア活動支援や、宇都宮市食生活改善推進団体連絡協議会の事務局業務を担う。

① 総会及び理事会

総会：1回，理事会：5回

② 研修会 (市主催)

内 容	回数	参加会員 数
調理実習	3回	31人
研修会 (※)	3回	206人
計	6回	237人

※1回は動画配信で実施 (参考：視聴回数 544回)

③ 方法別活動状況

推進員 数	集会		対話・訪問		総数		自己学習 回数
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
171	60	1,161	109	3,164	169	4,325	873

④ 項目別活動状況

子どもの 健康・食生活		若者・働き世代 の健康・食生活		高齢者の 健康・食生活		その他		総数	
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
13	240	15	2,977	141	1,108	0	0	169	4,325

(3) 地域・職域連携推進事業 (平成25年度開始 令和5年度予算：548千円 国1/2 市1/2)

【事業の目的・内容】

肥満やメンタルヘルスなどの健康課題の多い働き盛り世代を中心とした市民の健康づくりを支援するため、地域・職域連携推進協議会を設置し地域保健と職域保健の連携を図り、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、地域社会全体での健康づくりを推進する。

※平成24年度までは市単独で職域における健康づくりを推進

平成25年度 地域・職域連携推進協議会を設置し、連携事業を開始

平成29年度 第2次健康うつのみや21中間評価に併せ、事業所アンケートを実施

職場で健康講座を開始

平成30年度 地域・職域連携推進協議会における働く世代の健康づくりの方向性の検討

令和元年度 「健康づくり応援サイト」の開設、要支援業種の選定

令和2年度 他業種に比べ保健指導等の割合が高く積極的な支援が必要な業種に対する健康づくり支援を強化

令和3年度 積極的な支援が必要な業種に対し、健康講座の利用勧奨を働きかけ、受講につなげるとともに、建設業においてモデル事業所の選定を行い、今後の事業所における改善に向けて協議

令和4年度 建設業において選定されたモデル事業所に対し、年間の健康づくり支援を行い、その成果を様々な媒体で公表し他事業所への波及につなげるとともに、運輸・郵便業においてモデル事業所の選定を行い、今後の事業所における改善に向けて協議

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
・第2次健康うつのみや21 ・地域・職域連携推進事業実施要綱	健康増進課企画グループ・ 健康づくりグループ

① 地域・職域連携推進協議会の開催

- ・地域・職域連携推進協議会の開催：2回
- ・ワーキンググループ会議の開催：3回
- ・保険者部会の開催：必要時開催

② 職域に対する健康情報の提供（リーフレットの配布）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
情報提供を行った延べ事業所数	2,613	2,975	1,069	1,018	1,152

③ 地域・職域連携推進協議会構成団体等の既存事業と連携した健康教育

年 度	内 容	回数	受講者
H30	清原工業団地主催の研修会、労働衛生大会、宇都宮工業団地、栃木県トラック協会東支部主催の講習会において講話を実施	4回	延242名
R1	清原工業団地主催の研修会、労働衛生大会、宇都宮工業団地、栃木県トラック協会（宇都宮支部・中央支部・東支部）主催の講習会において講話を実施	5回	延311名
R2	清原工業団地主催の研修会、労働衛生大会において講話を実施	2回	延118名
R3	清原工業団地主催の研修会、建設業労働災害防止協会、宇都宮工業団地、栃木県トラック協会（宇都宮東支部）、ゼロ災運動研究会主催の講習会において講話を実施	5回	延225名
R4	清原工業団地主催の研修会、宇都宮工業団地主催の研修会において講話を実施、労働衛生大会、建設業労働災害防止協会の講習会において情報提供	4回	延72名

④ 働く人の健康づくり講演会

年度	内 容	受講者数
H30	平成31年2月21日（木）13：30～16：00 宇都宮市立南図書館 サザンクロスホール ○基調講演「経営の視点から考える従業員の健康づくり」 国際医療福祉大学 小田原保健医療学部 教授 荒木田 美香子 氏 ○情報提供「受動喫煙対策について」 宇都宮労働基準監督署 安全衛生課長 齋藤 敏男 氏 ○事例報告「事業所における従業員の健康づくり」 「宇都宮市健康づくり事業者表彰」受賞事業者	114名
R1	令和2年1月31日（木）13：30～16：00 宇都宮市田原コミュニティプラザ ○基調講演「働く世代のメンタルヘルス対策について」 帝京大学大学院公衆衛生学研究科講師 渋谷 克彦 氏 ○情報提供「働く人の治療と仕事の両立支援について」 栃木産業保健総合支援センター 産業保健専門職 高橋 由紀子 氏 ○事例紹介「事業所における従業員の健康づくり」 「宇都宮市健康づくり事業者表彰」受賞事業者	142名
R2	※講演会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止 ○動画配信：令和3年2月25日（木）～4月30日（金） 「ウィズコロナ，人生100年時代における働く人の健康づくり」 獨協医科大学医学部公衆衛生学講座 助教 高橋 競氏	動画視聴 回数 188回
R3	※講演会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止 ○動画配信：令和4年2月10日（木）～3月10日（木） 「コロナ禍における働く人の生活習慣病予防」 宇都宮東病院理事長（兼）健診センター長 藤沼 澄夫氏	動画視聴 回数 278回
R4	※対面の講演会と動画配信のハイブリット形式で実施 日時 令和5年2月20日（月）13：30～14：45 会場 宇都宮市保健所 ○講演 「とちぎで働くみんなの健康づくり ～ポストコロナ時代に改めて意識すべきこと～」 獨協医科大学副学長 医学部公衆衛生学講座 主任教授 小橋 元 氏 ○動画配信 令和5年2月28日（火）～3月28日（火）	会場参加 32名  動画視聴 回数 92回



⑤ 各工業団地と連携した出前検診の実施

年度	内 容	回数
H30	瑞穂野工業団地に立地する事業所を対象に婦人科のがん検診を実施（検診会場：瑞穂野勤労者会館）	1回
R1	瑞穂野工業団地に立地する事業所を対象に婦人科のがん検診を実施（検診会場：瑞穂野勤労者会館）	1回
R2	瑞穂野工業団地に立地する事業所を対象に婦人科のがん検診を実施（検診会場：瑞穂野勤労者会館）	1回
R3	瑞穂野工業団地に立地する事業所を対象に婦人科のがん検診を実施（検診会場：瑞穂野勤労者会館）	1回
R4	瑞穂野工業団地に立地する事業所を対象に婦人科のがん検診を実施（検診会場：瑞穂野勤労者会館）	1回

⑥ 事業所での健康づくり事業（職場で健康講座）の実施

市内の事業所等に管理栄養士や健康運動指導士を派遣し、食生活や運動についての健康講座を開催することにより、従業員の生活習慣改善を支援し、事業所における健康づくりの普及・啓発を図る。

テーマ		H30	R1	R2	R3	R4
食生活	回数	15	8	3	3	2
	人数	405	472	64	139	37
運 動	回数	16	10	1	2	5
	人数	511	402	39	45	177
歯 科	回数	3	5	1	0	3
	人数	77	251	39	0	73
メンタルヘルス	回数	12	18	2	1	5
	人数	1,001	699	18	11	116
たばこ	回数			3	0	
	人数			107	0	
合計回数		46	41	10	6	15
合計人数		1,994	1,824	267	195	403

⑦ 健康づくり事業者表彰（平成30年度開始）

働く世代の健康づくりを推進するためには、事業者自らが主体的に従業員の健康づくりを担うことが重要であることから、積極的な取組を進めている市内の事業者を表彰し、その取組内容を広く周知することで、働く世代の健康増進を行う健康経営の契機とするなど、社会全体の健康づくりの意識醸成を図る。

《実 績》

年度	H30	R1	R2	R3	R4
受賞事業者	31社	21社	29社	23社	25社

(4) 宇都宮歩け歩け大会 (平成7年度開始 愛称：宇都宮ウオーキングフェスタ)

【事業の目的・内容】

「歩き・み・ふれる・ふれあいさんぽ宇都宮」をテーマに、恵まれた自然と豊かな文化にふれ、人とひととの交流を深めながら、歩くことの楽しさと、心と体のバランスのとれた健康づくりをすすめることを目的に実施している(主管課：みんなでまちづくり課，共管課：健康増進課)。

《実績》

年度	開催日	参加者数	場 所	コース
H30	10月28日(日)	1,570名	宇都宮城址公園を発着点とする周回コース	6kmコース, 12kmコース, 22kmコース
R1	10月27日(日)	1,483名	宇都宮城址公園南側広場を発着点とする周回コース	5kmコース, 10kmコース, 15kmコース (台風の影響によりコース短縮)
R2・3	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため，開催中止			
R4	11月13日(日)	337名	宇都宮城址公園南側広場を発着点とする周回コース	5kmコース, 10kmコース (コロナの影響により規模縮小)

※R4：食育フェアと同日開催

(5) 食育の推進 (平成18年度開始 令和5年度予算：413千円 市単独)

【事業の目的・内容】

生きる上での基本である「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てる「食育」を社会全体で推進するために、行政や関係機関，地域等が連携して総合的・計画的に取り組むことができる体制を整備し、食育を推進する。

① 第4次宇都宮市食育推進計画

【計画策定の趣旨】

食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性の育成を通じて、本市が目指す「スーパースマートシティ」の実現に向け、その原動力となる「人づくり」を推進するとともに、自然に健康になれる食環境づくりや、「新たな日常」に対応した食育の推進、食品ロスの削減など、食を巡る新たな課題に対応する。

根拠法令等	主管課・グループ
食育基本法第18条	健康増進課企画グループ

《実績》

平成18年度 食育に関する意識調査の実施，宇都宮市食育推進計画の策定  
 平成21年度 宇都宮市食育推進計画進捗確認調査の実施  
 平成23年度 食育に関する意識調査の実施，第2次宇都宮市食育推進計画の策定  
 平成26年度 食育に関する意識調査の実施  
 平成28年度 食育に関する意識調査の実施，第3次宇都宮市食育推進計画の策定

令和 2年度 食育に関する意識調査の実施  
 令和 3年度 第4次宇都宮市食育推進計画の策定

## ②食育推進会議

### 【設置目的】

食育の推進に関し、宇都宮市における食育推進計画を作成し、食育の推進に関する施策の実施を推進する。

根拠法令等	主管課・グループ
食育基本法第33条 宇都宮市食育推進会議条例 宇都宮市食育推進会議規則	健康増進課企画グループ

### 《実績》

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
会議開催回数	1回	1回	0回	1回	3回	1回

## ③自然に健康になれる食環境づくりの推進（令和4年度開始 令和5年度予算：169千円 国1/2）

### 【事業の趣旨】

市民の健康の保持増進を図るとともに、生活習慣病の発症予防につなげるために、本市の課題である食塩摂取量の減少や野菜摂取量の増加へのきっかけをつくることにより、健康関心度等の程度に関わらず、健康に配慮された食品を選択することのできる「自然に健康になれる食環境」の整備を公民一体となって推進していく。

根拠法令等	主管課・グループ
第4次宇都宮市食育推進計画	健康増進課健康づくりグループ

### 《実績》

- ・自然に健康になれる食の情報発信事業（情報へのアクセス）  
ミヤリーの「野菜増し」大作戦！（実施店舗数）

年度	内 訳			合計
	小売店	直売所	飲食店	
(R2)	4	1	0	5
(R3)	17	3	0	20
R4	44	1	3	48

※ 令和2, 3年度は「野菜増し」事業として試行的実施

- ・その他取組

年度	内 容
R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルサイネージ等を用いた情報発信（CM動画作成、17か所にて配信）</li> <li>・食品製造業者に対する周知（チラシ作成、配布）</li> <li>・お野菜ミヤリーぬいぐるみ作成（5体）</li> </ul>

・おうちごはん健康提供事業（食品へのアクセス）

年度	内 容	連携先
R4	【ゆうゆう食堂プロジェクト】 「自然に健康になれる（減塩・野菜増し）」がコンセプトの弁当を共同開発（3種類）し、たいらや県内全27店舗にて期間限定で販売を行った。（参考：合計販売数3,617食）	株式会社たいらや 宇都宮大学

・「自然に健康になれる食環境づくり協力店」登録事業（登録店舗数）

年度	R4
登録店舗数	62

※ 宮っこ食育応援団に「自然に健康になれる食環境づくり協力店（飲食・食品製造・販売部門）」を新設

#### ④食育フェア（令和5年度予算：6,130千円 県1/2 市1/2 うつのみや食育フェア 実行委員会交付金）

##### 【開催目的】

第4次宇都宮市食育推進計画に基づき、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、家庭、学校、地域、企業など多様な取組主体と連携するとともに、食に関する知識の普及と体験の機会を提供することで、市民に食育の重要性について啓発する。

根拠法令等	主管課・グループ
第4次宇都宮市食育推進計画 うつのみや食育フェア実行委員会設置要領	健康増進課企画グループ

##### 《実 績》

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
来場者数	43,000人	43,000人	38,000人	—	—	12,000人

※ R2年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催中止

※ R3年度は、コロナ禍においても市民が安心して参加できるよう、オンライン方式により開催（動画総視聴回数1,208回）。

※ R4年度は、複数の手法により幅広い年齢の参加機会の拡充を図るため、城址公園おけるイベントのほか、サテライトイベントや動画の作成・放映を実施。また、ウォーキングフェスタと連携して同日に開催。

#### ⑤宮っこ食育応援団

##### 【事業の趣旨】

食育を地域社会全体で推進していくために、行政だけではなく、食に関係する企業や団体との連携が必要なことから、自主的に様々な食育の推進に取り組む団体を「宮っこ食育応援団」として登録し、市と協力して食育の推進に取り組むことで、市民の食育の実践を支援する。

根拠法令等	主管課・グループ
食育基本法 第4次宇都宮市食育推進計画	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》

年度	H30	R1	R1	R3	R4
宮っこ食育応援団登録数	85	86	83	87	93

⑥食育関連事業

根拠法令等	主管課・グループ
食育基本法 第4次宇都宮市食育推進計画	健康増進課健康づくりグループ 保健センター

《実 績》

年度		H30	R1	R2	R3	R4	
食育出前講座	実施回数	53回	43回	15回	20回	24回	
	参加人数	1,409人	1,524人	278人	499人	478人	
（食育教室）	妊婦編	実施回数	3回	3回	3回	2回	4回
		参加人数	62人	62人	64人	44人	106人
	幼児編	実施回数	4回	4回	3回	4回	5回
		参加人数	108人	109人	49人	45人	73人
	小学生編	実施回数	2回	3回	2回	2回	2回
		参加人数	69人	71人	39人	36人	37人
食育情報コーナー	資料配布数	3,608部	3,193部	2,355部	3,180部	3,734部	
食育月間パネル展	実施回数	1回 (5日間)	1回 (5日間)	1回 (5日間)	1回 (5日間)	1回 (5日間)	
食育指導者研修会	実施回数	1回	1回	中止	視聴回数	視聴回数	
	参加人数	130人	151人		603回	544回	

(※1) 保護者（青壮年期）へのアプローチも実施

※R3年度の食育教室は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、妊婦編2回、幼児編1回の開催中止。

※R2年度の食育指導者研修会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催中止。

R3年度より動画配信で実施

(6) 健康ポイント事業（令和5年度予算：82,348千円 市単独）

【事業目的・内容】

一人でも多くの市民が積極的に健康づくりに取り組むきっかけをつくり、さらに、健康づくりの継続を促進するため、運動や健診の受診などの健康づくり活動に対しポイントを付与し、貯まったポイントに応じてサービスや特典を提供する。

根拠法令等	主管課・グループ
第2次健康うつのみや21	健康増進課企画グループ

《実 績》

年度	H30	R1	R2	R3	R4
参加者数 (※)	8,869人	16,874人	24,930人	33,719人	40,743人

※ 平成30年度事業開始

※ 参加者数は、年度末の数

(7) 保健医療等統計データ管理

【事業の目的・内容】

保健や医療サービスなどの施策の企画立案を行うとき、保健や医療の現状やその将来の予測に係る科学的根拠として活用するために、保健衛生統計データの管理、分析、評価を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
地域保健法第7条 地域保健対策の推進に関する基本的な指針第二の一2 (二) 統計法、人口動態調査令等	総務課企画グループ

《実 績》

- ① 保健所等情報システム（W I S H）及び保健福祉情報システムの管理
- ② 保健統計調査の実施

次頁のとおり

調査名	実施時期 (調査期日)	調査内容	令和4年度調査実績
人口動態調査	毎月	人口動態調査令に基づき、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出について、毎月国に報告するもの。	
病院報告	毎月	病院及び療養型病床群を有する診療所における在院患者数、入院・退院患者数、外来患者数、従事者数などについて報告を行う。	対象施設数(R4年4月1日現在) 病院32 療養型病床群を有する診療所2
医療施設調査(動態)	毎月	医療施設の開設、廃止、変更の内容をについて報告を行う。	報告数：病院(新規開設2, 変更6), 診療所(新規開設21, 休止4, 廃止22, 変更12), 歯科診療所(新規開設4, 廃止5, 変更6, 休止1)
医療施設調査(静態)	10月1日 (3年に1回)	全ての医療施設を対象に、開設者、所在地、診療科目、従事者数、診療や検査の状況などについて調査を行う。	(令和2年度調査) 対象施設数 病院 31, 診療所 432 歯科診療所 311
患者調査	10月1日 (3年に1回)	医療施設を利用する患者の傷病状況などの実態調査を行う。	(令和2年度調査) 対象施設数 病院 27, 診療所 39 歯科診療所 9
受療行動調査	10月1日 (3年に1回)	患者の医療に対する認識や行動を明らかにするため、診察時間や医師からの説明などの受療状況、診療に対する満足度などについて調査する。	(令和2年度調査) 対象施設数 病院 2
医師・ 歯科医師・ 薬剤師調査	12月31日 (2年に1回)	医師、歯科医師、薬剤師の性、年齢、業務の種別、従事場所などについて調査する。	(令和2年度調査) 回収数：医師 1,148 歯科医師 444 薬剤師 1,287
衛生行政 報告例	5月末日	衛生行政に関する業務報告	
地域保健・ 健康増進 事業報告	6月末日	地域保健及び健康増進事業に関する業務報告	
国民生活 基礎調査	6月第1木曜日 (毎年)	保健、医療、年金等の国民生活の基礎的事項について年度ごとに実態調査	調査対象：25地区
社会保障・ 人口問題 基本調査	7月1日 (毎年)	社会保障や人口問題に関する5つの課題について年度ごとに実態調査	調査対象：2地区
<b>参考：10年毎に調査（厚生労働省が直接調査するもの）</b>			
中高年者 縦断調査	平成27～ 令和6年までの 各年11月1日	団塊の世代を含む中高年者の健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査する。(コーホート調査)	
21世紀 成年者 縦断調査	平成24～ 令和3年までの 各年11月1日	男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を、特定の調査対象に対し継続的に調査する。(コーホート調査)	

### 3 疾病予防対策の促進 1 (栄養改善)

健康づくりに関する施策の基礎資料とするために調査を行うとともに、特定多数人に継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対する栄養管理指導及び栄養士の教育研修等を通じて資質の向上を図ることにより、市民の栄養摂取状況の改善を図る。また、栄養相談や食環境の整備を行うことにより、市民が良好な食生活を実現できるように支援する。

#### (1) 国民健康・栄養調査の実施

(平成8年度保健所開設時開始 令和5年度予算：1,486千円 国10/10)

##### 【事業の目的・内容】

国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。(国の委託事業)

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第10条第1項, 第3項, 第11条第1項, 第12条第1項	健康増進課
健康増進法施行規則第1条, 第2条, 第3条, 第4条	健康づくりグループ

##### 《実績》調査実施状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
調査地区	指定なし	対象 47 世帯	実施中止	実施中止	対象 19 世帯
事前説明会出席世帯数		25 (出席 53.2%)			
被調査世帯数		35 (協力 74.5%)			6 (協力率 31.6%)
栄養摂取状況 (人)		74			7
身体状況調査 (人)		27			7
血液等検査 (人)		13			6
歩数計調査 (人)		46			6
生活習慣調査 (人)		94			10

※4年に1度拡大調査を実施しており、前回は平成28年度。(次回、令和6年度)

令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査実施中止。

#### (2) 給食施設に対する栄養管理指導の実施

(平成8年度保健所開設時開始 令和5年度予算：123千円 市単独)

##### 【事業の目的・内容】

特定かつ多数人に対して継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対し、給食施設の状況を把握し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うことにより、給食施設における栄養管理の徹底を図る。



根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第18条第1項, 第19条, 第20条, 第22条, 第23条, 第24条 健康増進法施行規則第5条, 第6条, 第7条	健康増進課 健康づくりグループ

《実 績》

① 「給食施設開始（再開）届」等受理状況及び「管理栄養士必置指定（取消）通知書」の交付状況

年 度		R2		R3		R4	
施設の種類		特 定 給食施設	その他の 給食施設	特 定 給食施設	その他の 給食施設	特 定 給食施設	その他の 給食施設
届 出 受 理	開始・再開	6	7	2	5	5	3
	変更	101	88	19	22	87	21
	廃止・休止	7	3	3	4	0	3
管理栄養士必置指定通知書交付		2	0	0	0	0	0
管理栄養士必置指定取消通知書交付		0	0	0	0	0	0

② 給食施設数（令和5年3月31日現在）

	特定給食施設			その他の給食施設		合計
	管理栄養士 必置指定施設	1回300食又は 1日750食以上	1回100食又は 1日250食以上	1回50食又は 1日100食以上	1回50食かつ 1日100食未満	
学 校	0	77	30	2	1	110
病 院	6	2	19	5	1	33
介護老人保健施設	0	0	8	0	0	8
老人福祉施設	0	0	20	31	3	54
児童福祉施設	0	10	75	22	0	107
社会福祉施設	0	0	2	9	1	12
事業所	4	8	19	5	0	36
寄宿舎	0	0	0	1	1	2
矯正施設	0	0	1	0	0	1
自衛隊	1	0	1	0	0	2
一般給食センター	1	3	0	0	0	4
その他	0	0	5	17	4	26
合 計	12	100	180	92	11	395

※特定給食施設：1回100食又は1日250食以上の食事を供給する給食施設  
その他の給食施設数は届出のある施設

### ③ 研修会実施状況

<給食業務従事者研修会>

内容	対象者	視聴回数
動画配信：令和4年6月20日（月）～ 令和4年7月31日（日） 講話：「給食施設の衛生管理について」 ～衛生管理（実践編）と衛生管理に関する最新情報の提供～ 宇都宮市保健所 生活衛生課 食品衛生監視員 事務連絡：「健康づくりガイドブックについて」 「野菜（ベジ）増し大作戦について」 宇都宮市保健所 健康増進課職員	市内給食施設の給食業務従事者等（管理栄養士・栄養士・調理師など）	1,251回

<食育指導者・栄養管理者研修会>

内容	対象者	視聴回数
動画配信：令和5年1月23日（月）～ 令和5年2月28日（火） 講話： 「自然に健康になれる食環境づくりを目指して」 宇都宮大学地域デザイン科学部 教授 大森玲子 氏 説明：「第4次宇都宮市食育推進計画について」 宇都宮市保健所 健康増進課職員	(1)市内に在住か通勤していて、日常的に食育指導に携わっている者 (2)市内給食施設の栄養管理担当者（管理栄養士・栄養士・調理師など）	544回

### ④ 巡回指導実施状況

年度	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1回300食又は1日750食以上	1回100食又は1日250食以上	1回50食又は1日100食以上	
R2	13	16	26	55
R3	4	41	18	63
R4	14	23	29	66

### (3) 食品の栄養成分表示等に関する相談

(平成8年度保健所開設時開始 令和5年度予算：6千円 市単独)

#### 【事業の目的・内容】

栄養成分表示等に関する相談に対し、適正な表示について必要な指導及び助言を行うことにより、表示の適正化を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
●食品表示法第4条 ・「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号) ●健康増進法第65条第1項 ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適性化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について」の一部改正について(令和2年4月1日 消表対第431号) ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適性化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項について」の一部改正について(令和2年4月1日 消表対第433号)	健康増進課 健康づくり グループ

《実 績》

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	81	329	96	57	33

(4) 栄養士育成事業の実施

【事業の目的・内容】

栄養士の免許に関する申請の受理及び交付を行うと共に、各職域及び地域において栄養指導の担い手となる栄養士の資質の向上を図り、住民の栄養改善に資する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、栃木県栄養士法施行細則 栃木県知事の権限に属する処理の特例に関する条例第2条 健康増進法第3条、地域保健法第3条 「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」(平成25年3月29日健が発0329第4号)	健康増進課 健康づくり グループ

《実 績》

① 栄養士免許・管理栄養士免許申請受理及び交付件数(県の経由事務)

年度	栄養士免許				管理栄養士		
	新規	訂正・書換え	再交付	返納	新規	訂正・書換え	再交付
H30	59	32	6	0	23	14	0
R1	42	30	3	0	27	29	1
R2	36	41	11	0	28	25	0
R3	41	44	5	0	31	32	0
R4	48	26	4	0	38	22	0

② 管理栄養士課程履修学生指導

管理栄養士業務は、実際に生活し、人間の自立した食生活や健康を維持するための栄養ケアを支援することに置かれており、その実践力を身につけることが出来るよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
栄養士法第1条 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（平成14年4月1日14文科高27健発0401009号）	健康増進課 健康づくり グループ

《実 績》

年 度	学校数(校)	学生数(実人数)
H30	2	5
R 1	3	10
R 2	3	4
R 3	4	8
R 4	6	11

(5) 病態別栄養相談の実施

(平成8年度保健所開設時開始 令和5年度予算：30千円 市単独)

【事業の目的・内容】

生活習慣病をはじめとする慢性疾患等の病態に応じた栄養相談を実施し、疾病の病状改善及び合併症予防を図るとともに、本人及び家族が食生活を中心とした疾病管理ができるよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第18条第1項, 第19条	健康増進課健康づくりグループ 保健センター

《実 績》

① 健康づくりグループ

年 度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
回 数	32	40	38	43	42
延人数	54	118	97	107	92

② 保健センター

年 度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
回 数	47	55	52	53	66
延人数	67	69	63	66	87

(6) 栄養相談の実施 (平成2年度開始 令和5年度予算：24千円 市単独)

※平成18年度より老人保健事業から移行

【事業の目的・内容】

市民の栄養に関する個別の相談に関して、適切な指導・助言を行い、より一層の健康の保持増進を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 母子保健法 第9条, 10条	健康増進課保健センター 健康づくりグループ

《実 績》

① 保健センター

年 度			H30	R1	R2	R3	R4
来所 相談	人数 (延)	母子	130人	134人	91人	134人	169人
		成人	66人	38人	35人	38人	45人
		計	196人	172人	126人	172人	214人
電話 相談	人数 (延)	母子	134人	138人	167人	138人	110人
		成人	24人	93人	68人	93人	43人
		計	158人	231人	235人	231人	153人

② 健康づくりグループ

年 度			H30	R1	R2	R3	R4
来所 相談	人数 (延)	成人	4人	9人	5人	8人	2人
電話 相談	人数 (延)	成人	48人	29人	26人	16人	26人

#### 4 疾病予防対策の促進2（成人保健）

壮年期から高齢期の市民等を対象に、日常における生活習慣の改善や老後における健康の保持を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査等の成人保健事業を推進する。

##### （1）健康手帳の交付（昭和58年度開始）

###### 【事業の目的・内容】

健康増進法に基づく健康手帳交付事業として、特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理に役立てるとともに、適切な医療を受ける指針として活用することを目的に交付している。平成20年度の医療制度改革に伴い、根拠法令が変更になったことから健康増進課等に対応。

平成30年4月1日以降は、厚生労働省のホームページからのダウンロード方式による交付に変更となる。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第17条第1項 ※老人保健法第13条（～19年度）	健康増進課健康診査グループ

##### （2）健康教育

###### ① 腎臓病予防講座（平成10年度開始 令和5年度予算：195千円 国1/2,市1/2）

###### 【事業の目的・内容】

世界腎臓デーが定められている3月にあわせ予防講座を開催し、効果的にCKDの認知度向上を図るとともに、腎臓病に関する正しい知識を普及し、腎臓病の発症者の抑制を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項	健康増進課健康づくりグループ

###### 《実 績》

年度・会場	内容・講師	参加人数
R2	※対面の講演会と動画配信のハイブリット形式で実施 令和3年3月13日（土）13：30～14：45 動画配信：3月22日～4月30日 講演「動脈硬化予防とCKD」 自治医科大学 教授 齋藤 修 氏 講演「腎臓にやさしい食事」 自治医科大学附属病院 管理栄養士 長嶺 千重子氏	34人 （動画視聴回数 4,430回）
R3	動画配信：令和4年3月14日（月）～4月28日（木） 講演「慢性腎臓病ってなんだ？ ～現場最前線にいる医師がご説明します～」 宇都宮市医師会 医師 中野 信行 氏 管理栄養士・糖尿病療養指導士 杉浦 亜希子氏	動画視聴回数 490回
R4	※対面の講演会と動画配信のハイブリット形式で実施 令和5年3月5日（日）13：30～16：00 動画配信：3月13日（月）～4月28日（金） 講演「慢性腎臓病～古くて新しい腎臓の病気～」 獨協医科大学 主任教授 頼 建光 氏 講演「腎臓にやさしい食事」 獨協医科大学病院 管理栄養士 大石 比奈子氏	26人 （動画視聴回数 338回）

② 糖尿病予防事業（令和5年度予算：341千円 国1/2, 市1/2）

【事業の目的・内容】

「第2次健康うつのみや21」計画の重点分野である糖尿病対策のひとつとして「糖尿病患者の発症及び合併症の減少」を目標に、医師や栄養士等による講話等を通して、糖尿病や糖尿病合併症に関する正しい知識の普及や糖尿病予防に必要な生活習慣改善を支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項	健康増進課健康づくりグループ

《実績》

ア 糖尿病合併症予防講習会（平成14年度開始，市医師会と共催）

年度・会場	内容・講師	参加者数
R2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	—
R3	動画配信：令和4年2月14日（月）～3月31日（木） 講演「糖尿病合併症についての話」 獨協医科大学内科学（内分泌代謝）助教 加瀬 正人 氏 講演「糖尿病 眼合併症 ～糖尿病網膜症は失明することのある病気です～」 獨協医科大学眼科学 講師 伊藤 栄 氏	動画視聴回数 623回
R4 東市民活動センター	令和5年2月5日（日）13：30～15：30 講演「私には起こらない？ 糖尿病の合併症を防ぐために」 自治医科大学 看護学部看護基礎科学 准教授 兼 内分泌代謝科 准教授 倉科 智行 氏 講演「糖尿病の心血管合併症」 自治医科大学 心臓血管外科 教授 川人 宏次 氏	80人

イ 糖尿病予防講座（平成17年度開始）

年度・会場	内容・講師	参加人数
R2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	—
R3	動画配信：令和3年8月23日（月）～9月30日（木） 講演「なぜ私たちは糖尿病を気にしなくてはならないのか？」 宇都宮市医師会 医師 中野 信行 氏 講演「今日から出来る！糖尿病予防に大切な食事3つのこと」 管理栄養士・糖尿病療養指導士 杉浦 亜希子 氏	動画視聴回数 378回
R4	動画配信：令和4年8月30日（火）～9月30日（金） 講演「糖尿病を予防するためにできることを考えてみましょう」 宇都宮市医師会 医師 藤田 延也 氏 講演「糖尿病予防のための7つの食習慣」 管理栄養士 大川 美智子 氏・千島 理紗 氏	動画視聴回数 534回

ウ 糖尿病予防教室（平成20年度開始）

年度	実施回数	参加延人数
R2	1日間1コース 2回	11人
R3	1日間1コース 3回	22人
R4	1日間1コース 3回	45人

## エ 糖尿病予防啓発イベント（平成30年度開始）

年度	日程	会場	参加者数
R1	11月17日（日） 10時～15時	F K D宇都宮店 2階サウスの泉特設会場	143人
R2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止		—
R3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止 ※東図書館，南図書館においてパネル展を実施		—
R4	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止 ※東図書館，中央図書館においてパネル展を実施		—

### ③ 地区における健康教育

（昭和29年度開始 健康増進課 令和5年度予算：298千円 国1/3，県1/3，市1/3  
高齡福祉課 令和5年度予算：369千円（健康相談も含む））

#### 【事業の目的・内容】

生活習慣病の予防その他健康に関する事項について，正しい知識の普及を図ることにより，「自分の健康は自らが守る」という認識と自覚を高め，健康の保持増進に資することを目的とする。65歳以上の高齡期世代に対しては，高齡福祉課の介護予防事業と連携を図り，実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	保健福祉総務課地域保健福祉担当 （中央部・東部・西部・南部・北部）

#### 《実 績》

年度	回数			参加人数（延）				
	市主催	派遣申請	合計	40歳未満	40～64歳	65歳以上	不明	計
R2	17	9	26	39	67	215	5	326
R3	37	15	52	90	100	396	8	594
R4	60	20	80	133	144	666	10	953

### ④ 女性の健康力アップ事業

（平成21年度開始 令和5年度予算：210千円 国1/3，県1/3，市1/3）

#### 【事業の目的・内容】

厚生労働省が定める3月の女性の健康週間に合わせ，女性が生涯を通じて健康で明るく，充実した日々を自立して過ごすために，講演会及びパネル展，キャンペーンなどを実施し，疾病に関する正しい知識の普及や健康づくりの啓発を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 がん対策基本法 第12条	健康増進課健康づくりグループ 保健センター



## ア 女性の健康力アップ講演会（保健センター）

《実績》

年度	月日	内容・講師	参加者数
R1	3/7	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止	—
R2	3/5	いつまでも元気&キレイに！ Zoom・会場開催 「若さと健康を保つための5つの秘訣」 (株) ウェルネスライフサポート研究所代表 加倉井 さおり氏	26人(オンライン受講者7人含む)
R3	3/5	いつまでも元気&キレイに！ Zoom・会場開催 「知っておきたい！女性のカラダのほんと」 イーク表参道 副院長 高尾 美穂氏	63人(オンライン受講者5人含む)
R4	3/5	いつまでも元気&キレイに！ Zoom・会場開催 「プレ更年期～閉経後を元気に美しく過ごすためのコツ～」 よしかた産婦人科 院長 善方裕美氏	34人(オンライン受講者30人含む)

## イ 女性の健康週間イベント（保健センター）（平成23年度開始）

【事業の目的・内容】

厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施し、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を図る。

《実績》

年度	実施期間	実施内容	総入場者数
R1	—	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止	—
R2	7日間 3/1～3/8 (水曜日を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の健康に関するパネル展示，リーフレット配布</li> <li>カラダチェック（体組成測定・握力測定・運動指導員によりワンポイントアドバイス）</li> <li>歯・お口・ブラッシングの相談会（保健センター歯科相談事業）</li> <li>フレイル健康教室（保健センター運動事業）</li> <li>赤ちゃんとパパママのからだ塾（保健センター運動事業）</li> </ul>	延 2,535 人
R3	7日間 3/1～3/8 (水曜日を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の健康に関するパネル展示，リーフレット配布</li> <li>歯・お口・ブラッシングの相談会（保健センター歯科相談事業）</li> </ul>	延 2,290 人
R4	6日間 3/1～3/8 (水曜日を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の健康に関するパネル展示，リーフレット配布</li> <li>まちの保健室（栃木県看護協会宇都宮地区支部）</li> <li>子育てサロン中央共催 講話「PMSと上手に付き合いようコツ」（大塚製薬株式会社）</li> <li>歯・お口・ブラッシングの相談会（保健センター歯科相談事業）</li> </ul>	延 2,952 人

## ウ ピンクリボンキャンペーン（平成19年度開始）

### 【事業の目的・内容】

市民に乳がんの正しい知識の普及を行い、自己触診法の定着やマンモグラフィ検診の受診率を向上させ、乳がんによる死亡者を減少させることを目的として、普及啓発を行う。

※平成21年度から、ピンクリボンキャンペーンを女性の健康力アップ事業に位置付け実施

### 《実績》

年度	実施内容
R1～4	・ポスター掲示・啓発グッズの配布等

## ⑤ 健康増進普及月間関連事業

（平成21年度開始 令和5年度予算：105千円 国1/3, 県1/3, 市1/3）

### 【事業の目的・内容】

生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣改善の重要性について正しい知識を普及する。また、検診により早期発見・早期治療ががん征圧に効果的であることから、がんについての正しい知識の普及、早期発見及び早期治療の認識の徹底を図るとともに、特定健診・がん検診の受診率向上を促すものとする。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項	健康増進課健康づくりグループ 保健センター

### 《実績》

年度	内 容	会 場	日 数	参加者数
R1	・健康づくり推進員による体験コーナー	保健センター	2日間	119名
R2～4	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止			

### ・健康増進普及イベント 会場：保健センター

年度	総入場者数	健康づくり講座	生活習慣病予防講座
R1	1,461人	92人	45人
R2	801人	43人	34人
R3	18,437人	26人 (動画視聴398回)	59人
R4	10,264人	54人 (オンライン受講者19人含む)	41人 (オンライン受講者8人含む)

※令和3年度より、パネル展・パンフレット設置を9月の健康増進普及月間に合わせ常時開設。

年度	実施内容	実施期間 総入場者数
R 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養情報の提供   栄養相談(栃木県栄養士会)</li> <li>・運動体験 <ul style="list-style-type: none"> <li>①気分すっきりセルフフィットネス(保健センター運動事業)</li> <li>②幻のラジオ体操第3教室(保健センター運動事業)</li> </ul> </li> <li>・測定・相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>①痩せやすさ測定(セントラルフィットネスクラブ)</li> <li>②乳がん触診体験</li> <li>③最新フィットネスグッズ体験会(ヨドバシカメラ)</li> <li>④ロコチェック(健康づくり推進員)</li> <li>⑤まちの保健室(栃木県看護協会)</li> <li>⑥骨密度測定(栃木県国民健康保険団体連合会)</li> <li>⑦血管年齢測定</li> <li>⑧歯科相談(保健センター歯科保健事業)</li> </ul> </li> <li>・講演会 <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康づくり講座</li> <li>②生活習慣病予防講座</li> </ul> </li> <li>・その他   健康情報パネル展示及びリーフレット配布</li> </ul>	2日間 延1,461人
R 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定・相談コーナー <ul style="list-style-type: none"> <li>①血管年齢測定</li> <li>②骨密度測定</li> <li>③お薬相談会(宇都宮市薬剤師会)</li> <li>④運動相談</li> <li>⑤栄養士相談</li> <li>⑥歯科相談会(保健センター歯科保健事業)</li> </ul> </li> <li>・講演会 <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康づくり講座</li> <li>②生活習慣病予防講座</li> </ul> </li> <li>・その他   健康情報パネル展示及びリーフレット配布</li> </ul>	2日間 延801人
R 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定・相談コーナー(血管年齢測定)</li> <li>・講演会 <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康づくり講座</li> <li>②生活習慣病予防講座</li> </ul> </li> <li>・その他   健康情報パネル展示及びリーフレット配布</li> </ul>	30日間 9/1～9/30 (水曜日を 除く) 延18,437人
R 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定・相談コーナー <ul style="list-style-type: none"> <li>①骨密度測定</li> <li>②まちの保健室(栃木県看護協会)</li> </ul> </li> <li>・講演会 <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康づくり講座</li> <li>②生活習慣病予防講座</li> </ul> </li> <li>・その他   健康情報パネル展示及びリーフレット配布</li> </ul>	30日間 9/1～9/30 (水曜日を 除く) 延10,264人

※令和3年度より、パネル展・パンフレット設置を9月の健康増進普及月間に合わせ常時開設。

⑥ たばこ対策促進事業（平成15年度開始 令和5年度予算：165千円 国1/2，市1/2）

たばこに関連する疾患や健康影響を防ぐため、「禁煙支援」「受動喫煙防止」「喫煙防止」対策の効果的な推進を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 健康増進法 第6章 第25条（受動喫煙の防止） 未成年者喫煙禁止法 労働安全衛生法の一部を改正する法律	健康増進課健康づくりグループ

《実績》

ア 禁煙支援対策

年度	H30	R1	R2	R3	R4
禁煙外来医療機関一覧掲載施設数	80	83	85	81	80
禁煙応援薬局一覧掲載施設数	46	39	39	47	54

イ 受動喫煙対策

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
とちぎ禁煙推進店 ( )内は県受付分※1 を含めた登録数	登録数	3	11	14	19	6
	登録除外	2	3	—	4	—
	累計	38 (74)	46 (146)	60 (160)	75 (177)	81 (184)
たばこに関する健康情報提供事業所数		1,493	1,677	1,117	157	519

※1 県内複数の市町に店舗を持つ企業等がまとめて申請する場合は県健康増進課が受付，登録を実施

ウ 喫煙防止対策

たばこに関する健康教育出前講座

年度		H30	R1	R2	R3	R4
小学生	学校数	18	18	5	14	17
	人数	1,271	1,088	434	841	939
中学生	学校数	6	4	2	3	3
	人数	757	434	288	432	294

たばことアルコールに関するリーフレットの配布

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
配布数	4,875	4,950	4,880	4,821	—

※令和4年度からリーフレットを電子化

エ 世界禁煙デー・禁煙週間イベント

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
市民ホールイベント開催日数	5	5	5	5	5

⑦ 健康づくり栄養教室

（平成23年度開始 令和5年度予算：101千円 国1/3，県1/3，市1/3）

【事業の目的・内容】

市民がメタボリックシンドロームや生活習慣病を予防するため，栄養や運動を中心とした講話や実習を通して日頃の生活習慣を見直し，健康づくりのための活動が実践できるように支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項	健康増進課保健センター

《実 績》

年度	テーマ	教室名	実施回数	人数	総計
R1	健康づくり編	働く世代男性のシェイプアップ教室	2	11	10回 99人
		女性のための美ボディ教室	2	19	
		エクササイズデビュー教室	3	22	
		ラク楽ワンプレートごはん	3	47	
	健康長寿編	しっかり貯筋教室	7	109	12回
		自主G応援事業	5	164	273人
R2	健康づくり編	働く世代男性のシェイプアップ教室	2	10	10回 60人
		女性のための美ボディ教室	2	13	
		エクササイズデビュー教室	4	16	
		カラダよろこぶカフェごはん	2	21	
	健康長寿編	しっかり貯筋教室	6	66	11回
		自主G応援事業	5	109	175人
R3	健康づくり編	働く世代男性のシェイプアップ教室	2	15	10回 81人
		女性のための美ボディ教室	2	21	
		エクササイズデビュー教室	3	19	
		カラダよろこぶおうちごはん	3	26	
	健康長寿編	しっかり貯筋教室	5	59	7回
		チャレンジタイム	2	90	149人
R4	健康づくり編	働く世代男性のシェイプアップ教室	2	10	19回 81人
		女性のための美ボディ教室	2	15	
		エクササイズデビュー教室	3	16	
		カラダよろこぶおうちごはん	4	39	
		栄養士講話「野菜増し大作戦」	8	204	
	健康長寿編	しっかり貯筋教室	8	112	8回 112人

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、健康づくり編（カラダよろこぶおうちごはん）1回中止。健康長寿編（しっかり貯筋教室）2回中止。

⑧ 保健センター運動推進事業

（健康増進課 令和5年度予算：143千円 国1/3, 県1/3, 市1/3）

（高齢福祉課 令和4年度予算：29千円）

【事業の目的・内容】

生活習慣病の発症に大きく関与しているメタボリックシンドロームを予防・改善するとともに、高齢期を迎えても要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活が送れるよう、運動を中心とした講話や実技を通して、個人のライフスタイルや体力に合った運動習慣の定着を図れるよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	健康増進課保健センター

ア 健康増進事業

年度	実施内容	実施回数	人数 (延)	総計
R1	エクササイズデビュー教室	18	117	42回 延306人
	働く世代男性のシェイプアップ教室	11	57	
	女性のための美ボディ教室	12	111	
	イベント運動教室※	1	21	
R2	エクササイズデビュー教室	15	69	34回 延188人
	働く世代男性のシェイプアップ教室	9	37	
	女性のための美ボディ教室	9	65	
	赤ちゃんとパパママのからだ塾	1	17	
R3	エクササイズデビュー教室	18	112	50回 延378人
	働く世代男性のシェイプアップ教室	12	85	
	女性のための美ボディ教室	12	113	
	赤ちゃんとパパママのからだ塾	2	34	
	エクササイズタイム	6	34	
R4	エクササイズデビュー教室	18	97	69回 延520人
	働く世代男性のシェイプアップ教室	12	70	
	女性のための美ボディ教室	12	94	
	赤ちゃんとパパママのからだ塾	3	57	
	エクササイズタイム	24	202	

イ 介護予防事業

年度	実施内容	回数	人数 (延)	総計
R1	しっかり貯筋教室	35	550	51回 延875人
	自主グループ応援事業	15	300	
	イベント運動教室	1	25	
R2	しっかり貯筋教室	30	334	42回 延550人
	自主グループ応援事業	11	202	
	フレイル健康教室	1	14	
R3	しっかり貯筋教室	27	318	29回 延342人
	自主グループ応援事業	—	—	
	フレイル予防健康教室	2	24	
R4	しっかり貯筋教室	40	549	42回 延575人
	フレイル予防健康教室	2	26	

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、しっかり貯筋教室は計8回中止、自主グループ応援事業は開催中止。

## ウ その他

### 【運動チャレンジタイム】

年度	R1	R2	R3	R4
実施回数	87	58 ※	67 ※	72
人数（延）	4,911	2,053	2,844	3,835

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は38回、令和3年度は29回開催中止。

### ⑨ 運動サポート事業（健康増進課令和5年度予算：15千円 国1/3，県1/3，市1/3）

#### 【事業の目的・内容】

「第2次健康うつのみや21」に基づき、地域における健康づくり実践活動の推進を図るため、健康運動指導士や運動指導員による運動実技を含めた相談・指導を通して、健康づくり推進員が地区住民に対し安全かつ効果的な運動の実践ができるよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第3条	健康増進課保健センター

#### 《実績》

年度	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数	25	29	17	19	28
人数（延）	270	306	229	212	302

### ⑩ 運動出前講座【保健と福祉の出前講座の一環として実施】

（平成20年度開始 令和5年度予算：11千円 国1/3，県1/3，市1/3）

#### 【事業の目的・内容】

健康寿命の延伸を図るため、運動指導員が地域へ出向き、運動を中心とした知識の提供や実技を通じて、メタボリックシンドロームの予防やロコモティブシンドロームの予防について広く普及させることにより、より多くの市民へ運動に取り組むきっかけづくりの機会を提供する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	健康増進課保健センター

#### 《実績》

年度	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数	16	5	3	5	15
参加人数	266	77	51	64	214

	講座名	講座内容
1	気軽にエンジョイ Miya 運動	「気軽にエンジョイ Miya 運動」のDVDを活用し、日常生活の中で楽しく運動が身に付くコツや運動方法についての説明と運動の実技を紹介
2	身近な公園での運動	身近な公園の健康遊具の使用手法やラジオ体操の正しい手法を紹介

(3) 健康相談

(昭和58年度開始 健康増進課令和5年度予算：117千円 国1/3, 県1/3, 市1/3  
 高齢福祉課令和5年度予算：369千円 (地区における健康教育も込み)

【事業の目的・内容】

市民の心身の健康に関し、個別に必要な指導及び助言を行い、相談者自ら問題解決のための行動がとれるよう援助することをねらいとして、健康相談室や電話による健康相談を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44 第1項	健康増進課健康づくりグループ 保健センター 保健福祉総務課地域保健福祉担当 (中央部・東部・西部・南部・北部)

《実績》

年度		H30	R1	R2	R3	R4	
来所相談	人数(延)	40～64歳	415	124	51	95	95
		65歳以上	887	403	171	158	180
		40歳未満・不明	47	60	27	36	57
		計	1,349	587	249	289	332
電話相談	人数(延)	40～64歳	186	193	193	176	193
		65歳以上	188	142	164	148	179
		40歳未満・不明	44	32	21	24	22
		計	418	367	378	348	394
面接相談	人数(延)	40～64歳	29	38	30	38	46
		65歳以上	26	32	39	58	39
		40歳未満・不明	0	0	2	0	9
		計	55	70	71	96	94

※ 来所相談は健康相談(毎日)とイベント相談をあわせた数

相談種別(延)

種別	高血圧	脂質異常症	糖尿病	歯周疾患	骨粗しょう症	病態別	女性の健康	総合	計
来所	21	2	11	1	2	1	0	301	339
電話	10	7	38	6	2	64	68	199	394
面接	0	0	16	0	0	18	2	58	94

(4) 訪問指導(昭和29年度開始 令和5年度予算なし 国1/3, 県1/3, 市1/3)

【事業の目的・内容】

市民の健康の保持増進を図るため、何らかの健康問題があり援助を求めている個人および家族に対して家庭訪問を実施し、健康問題解決のための相談に応じ、必要な指導および助言を行う。また、健康診査・がん検診等の結果で医師により緊急性があると判断された場合に実施する。

根拠法令等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	保健福祉総務課地域保健福祉担当 (中央部・東部・西部・南部・北部)



《実績》

訪問件数

年度	要指導者等	介護家族者	寝たきり者	その他	閉じこもり予防	計
R2	13	4	0	71	0	88
R3	18	3	2	100	1	124
R4	37	0	1	133	2	173

年齢構成内訳

年度	40歳未満	40～64歳	65歳以上	合計
R2	13	47	28	88
R3	24	63	37	124
R4	13	95	65	173

(5) 健康診査

【事業の目的・内容】

生活習慣病の予防及び疾病の疑いのある者又は医療を要する者を早期発見するため、各種健康診査を行う。また、特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な者に対し、栄養や運動等の保健指導を行うとともに、健康管理に関する正しい知識の普及を行い、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

※各種健診受診率算出方法：受診者数(人)／対象者数(人)

根拠法令等	主管課・グループ
高齢者の医療の確保に関する法律 第20条、第24条、第125条 健康増進法第19条第2項	健康増進課健康診査グループ

【集団健診予約件数】

(件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
集団健診予約センター (電話での専用オペレータ による予約受付)	32,241	29,990	23,883	17,763	16,345
集団健診予約システム (Webでの予約受付)	5,156	5,283	5,182	12,013	13,396
計	37,397	35,273	29,065	29,776	29,741

① がん検診（令和5年度予算：913,568千円 市単独）

ア 肺がん検診（昭和38年度開始）

《実績》

肺がん検診実施状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (人)	集団健診	18,959	19,171	15,187	17,415	17,984
	個別健診	25,604	25,421	24,762	24,068	25,276
	計	44,563	44,592	39,949	41,483	43,260
対象者数(人)		148,304	148,304	148,304	156,166	156,166
受診率(%)		30.0	30.1	26.9	26.6	27.7

## イ 胃がん検診（昭和38年度開始）

《実績》

胃がん検診実施状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (人)	集団健診	9,752	9,361	7,291	8,390	8,376
	個別健診	16,216	16,597	15,489	16,274	17,097
	計	25,968	25,958	22,780	24,664	25,473
対象者数(人)		148,304	148,304	148,304	156,166	156,166
受診率(%)		17.5	17.5	15.4	15.8	16.3

胃がん検診（X線）実施状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (人)	集団健診	9,752	9,361	7,291	8,390	8,376
	個別健診	845	836	807	816	848
	計	10,597	10,197	8,098	9,206	9,224

胃がん検診（内視鏡）実施状況（平成20年度開始）

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (人)	個別健診	15,371	15,761	14,682	15,458	16,249

## ウ 大腸がん検診（昭和62年度開始）

《実績》

大腸がん検診実施状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (人)	集団健診	18,908	19,231	15,317	17,505	18,190
	個別健診	21,745	21,485	20,975	20,396	21,246
	計	40,653	40,716	36,292	37,901	39,436
対象者数(人)		148,304	148,304	148,304	156,166	156,166
受診率(%)		27.4	27.5	24.5	24.3	25.3

## エ 子宮がん検診（昭和38年度開始）

《実績》

子宮がん検診実施状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (人)	集団健診	7,924	7,683	6,493	7,541	7,652
	個別健診	14,487	14,236	14,417	14,424	14,448
	計	22,411	21,919	20,910	21,965	22,100
対象者数(人)		116,679	116,679	116,679	114,968	114,968
受診率(%)		19.2	18.8	17.9	19.1	19.2

国の指針（隔年受診）による受診率

年度	H30	R1	R2	R3	R4
受診者数(人)	22,411	21,919	20,910	21,965	22,100
2年連続受診者数(人)	11,137	10,985	10,406	10,619	11,177
対象者数(人)	116,679	116,679	116,679	114,968	114,968
※受診率(%)	29.3	28.6	27.8	28.1	28.6

※ 受診率(%) = (前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 2年連続の受診者数) ÷ 当該年度の対象者数 × 100

オ 乳がん検診

(昭和62年度開始, 平成16年度よりマンモグラフィ検査, 平成30年度より超音波検査開始)

《実績》

乳がん検診実施状況

マンモグラフィ検査 (2年に1回) : 40歳以上

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数(人)	集団健診	8,980	8,473	7,354	8,851	8,050
	個別健診	—	—	—	—	—
	計	8,980	8,473	7,354	8,851	8,050
	2年連続受診者数	6	8	1	8	2
対象者数(人)		91,933	91,933	91,933	93,751	93,751
※受診率(%)		18.8	19.0	17.2	17.3	18.0

※ 受診率(%) = (前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 2年連続の受診者数) ÷ 当該年度の対象者数 × 100

※ 平成29年度までは, マンモグラフィ及び視触診の併用検診者とマンモグラフィのみの検診者の合計

※ 平成30年度からは, マンモグラフィ及び乳房超音波検査の併用検診者数

超音波検査のみ : 40歳以上

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数(人)	集団健診	75	88	75	94	78

※ 妊娠及びその疑いのある者, 授乳中の者, 心臓ペースメーカーを装着した者, 豊胸手術を受けた者, 術後再建乳房, VPシャント施術者, マンモグラフィ不適と判断される漏斗胸の者のみ

視触診 : 30歳代

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数(人)	集団健診	—	—	—	—	—
	個別健診	2,426	2,096	2,064	1,901	1,635
	計	2,426	2,096	2,064	1,901	1,635
対象者数(人)		15,108	15,108	15,108	12,161	12,161
受診率(%)		16.1	13.9	13.7	15.6	13.4

カ 前立腺がん検診（平成14年度開始）

《実績》

前立腺がん検診実施状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (人)	集団健診	6,305	6,484	5,094	5,905	6,454
	個別健診	9,205	9,190	8,972	8,705	9,262
	計	15,510	15,674	14,066	14,610	15,716
対象者数(人)		48,995	48,995	48,995	52,990	52,990
受診率(%)		31.7	32.0	28.7	27.6	29.7

② 骨粗しょう症検診（平成8年度開始 令和5年度予算：6,757千円 国1/3, 県1/3, 市1/3）

《実績》

骨粗しょう症検診実施状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (人)	集団検診	3,388	3,567	2,921	2,850	2,863

※ 40・45・50・55・60・65・70歳の女性が対象

③ 歯科健診（平成11年度開始 令和5年度予算：14,184千円 国1/3, 県1/3, 市1/3）

《実績》

歯科健診実施状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (人)	集団健診	989	1,045	860	685	660
	個別健診	1,211	1,123	1,114	1,111	1,042
	計	2,200	2,168	1,974	1,796	1,702
対象者数(人)		24,557	24,557	24,557	23,772	23,772
受診率		9.0	8.8	8.0	7.6	7.2

※ 30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の者が対象

④ 肝炎ウイルス検診（平成14年度開始 令和5年度予算：13,011千円 国1/3, 県1/3, 市1/3）

《実績》

肝炎ウイルス検診実施状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (人)	集団健診	2,987	2,773	2,120	2,462	2,485
	個別健診	1,843	1,863	1,999	1,550	1,316
	計	4,830	4,636	4,119	4,012	3,801

⑤ 特定健康診査・特定保健指導

（平成20年度開始 令和5年度予算：国保特別会計223,693千円 国1/3, 県1/3, 市1/3）

特定健康診査は、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行う。

特定保健指導は、糖尿病等の生活習慣病予備群を生活習慣病に移行させないた

めに、対象者自身が健診結果を理解し、生活習慣を改善するための行動目標を設定することにより、対象者が自分の健康に関するセルフケア（自己管理）ができるようになることを目的とし実施する。

がん検診等と同時に実施することから、保険者である宇都宮市国民健康保険の担当課である保険年金課からの執行委任により実施。

《実績》

特定健康診査実施状況

(令和4年度実績は、令和5年3月28日費用決済状況による速報値)

年度	H30	R1	R2	R3	R4 (速報値)
対象者数(人)	76,376	73,723	72,875	70,340	66,836
受診者数(人)	22,641	21,927	18,857	19,634	19,673
受診率(%)	29.6	29.7	25.9	27.9	29.4

特定保健指導実施状況

(令和4年度実績は、令和5年3月28日費用決済状況による速報値)

年度		H30	R1	R2	R3	R4 (速報値)
動機づけ支援	対象者数(人)	1,690	1,631	1,475	1,581	1,456
	利用者数(人)	373	403	366	486	141
	終了者数(人)	384	381	353	455	90
	実施(終了)率(%)	22.7	23.4	23.9	28.8	6.2
積極的支援	対象者数(人)	496	497	403	428	424
	利用者数(人)	64	85	94	97	32
	終了者数(人)	54	72	77	75	14
	実施(終了)率(%)	10.9	14.5	19.1	17.5	3.3
特定保健指導実施(終了)率(%)		20.0	21.3	22.9	26.4	5.5

【健診サポート事業（健康増進課直営分）】

ア 特定保健指導利用勧奨率（実績値）

年 度		H30		R1		R2		R3		R4	
		通知	電話	通知	電話	通知	電話	通知	電話	通知	電話
動機づけ支援	対象者数(人)	1,454	1,319	1,378	1,169	1,260	1,166	1,249	1,178	1,193	1,123
	勧奨実数(人) ※	1,454	1,123	1,377	1,026	1,260	1,068	1,249	1,086	1,193	1,044
	利用勧奨率(%)	100	85.1	99.9	87.8	100	91.6	100	92.2	100	93.0
積極的支援	対象者数(人)	458	429	476	399	396	373	340	321	375	360
	勧奨実数(人) ※	458	342	476	346	396	340	340	296	375	336
	利用勧奨率(%)	100	79.7	100	86.7	100	91.2	100	92.2	100	93.3

※ 「勧奨実数」へは、本人及び家族への勧奨も含む。

※ 年度内に実施した特定保健指導の利用勧奨の件数

イ 特定保健指導実施（実績値）

年 度		H30		R1		R2		R3		R4	
		動機づけ支援	積極的支援	動機づけ支援	積極的支援	動機づけ支援	積極的支援	動機づけ支援	積極的支援	動機づけ支援	積極的支援
実施者数(人)	初回	223	38	205	38	156	41	198	45	252	48
	中間	603	141	417	141	303	114	396	169	474	117
	最終	267	39	199	38	145	25	172	44	244	46
計		1,093	218	821	217	604	180	766	258	970	211

ウ 健診結果相談会（実績値）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数（回）	76	76	76	82	82
特定保健指導実施者数（人）	261	241	197	243	300

※ 健診結果相談会で実施した特定保健指導実施数は、健診サポートにおける特定保健指導実施に含まれる。

⑥ 後期高齢者健康診査(平成20年度開始 令和5年度予算：138,693千円)

《実績》 栃木県後期高齢者医療広域連合から受託

後期高齢者健康診査実施状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
受診者数(人)	13,629	14,885	13,957	13,901	15,407
対象者数(人)	58,244	60,793	62,595	63,347	65,454
受診率(%)	23.4	24.5	22.3	21.9	23.5

⑦ 後期高齢者歯科健診(平成27年度開始 令和5年度予算：8,275千円)

【事業の目的・内容】

誤嚥性肺炎等の疾病につながる口腔機能低下の予防に努めることにより、後期高齢者の健康の保持増進を図り、もって後期高齢者の生活の質を確保し、安心して安定した生活の向上に資することを目的に実施する。

《実績》 栃木県後期高齢者医療広域連合から受託

後期高齢者歯科健診実施状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
受診者数(人)	308	334	293	245	301
対象者数(人)	5,152	5,706	5,113	4,186	5,799
受診率(%)	6.0	5.9	5.7	5.9	5.2

(6) 脳卒中発症登録事業(平成10年度開始 県予算)

【事業の目的・内容】

栃木県では全国に比して脳卒中による死亡率が高いことから、地域における脳卒中発症者の実態を把握することにより、脳卒中総合対策を推進し、県民の健康の保持増進を図る。

根拠法令等	主管課・グループ
脳卒中発症登録事業実施要領(栃木県)	健康増進課企画グループ(※実施主体：栃木県)

《実績》

年度	H28	H29	H30	R1	R2
発症登録報告医療機関数	6	6	6	5	5
発症登録件数	1,467	1,505	1,521	1,521	1,433

※ 発症登録件数は、市内の発症登録報告医療機関における発症登録者数を計上

※ 対象年の翌年9月に実績公表

## 5 疾病予防対策の促進3（歯と口腔）

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、生活の質の向上や全身の健康の保持増進に欠かせないものであることから、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進を図る。

### （1）第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画

#### 【計画策定の目的】

平成25年に「宇都宮市歯科口腔保健基本計画」を策定し、ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところであるが、歯科口腔保健を更に推進する必要があることから、「宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を踏まえ、より一層の市民の生涯にわたる生活の質の向上と全身の健康の保持増進を図るため、1次計画を改定し、2次計画を策定した。

#### 【計画期間】

2018年度を初年度とし、2022年度を目標年度とする5か年計画

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律 宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例	健康増進課企画グループ

※ 第2次健康うつつのみや21計画が計画期間を2年延長し目標値を令和6年度まで継続することから、21計画の部門計画である本計画も同様に期間を2年延長し、目標値を令和6年度まで継続する。

### （2）健康教育

#### ① 歯の健康講座

（平成21年度開始 健康増進課令和5年度予算：160千円 国1/3 県1/3 市1/3）  
高齡福祉課令和5年度予算：87千円

#### 【事業の目的・内容】

市民が、虫歯や歯周病を予防し、健康長寿の延命を目指すため、健康を守るための食生活及び口腔ケアができるよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	健康増進課保健センター

#### 《実績》

年度	実施回数	参加人数(延)
R1	6回	235人
R2	6回	121人
R3	5回 (うちオンライン2回)	148人 (うちオンライン受講者105人)
R4	6回	116人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で4回中止。青壮年期向けの講座は、2回オンラインに変更して実施。



② 歯と口腔の健康づくり出前講座（平成26年度開始 令和5年度予算：102千円 市単独）

【事業の目的・内容】

「歯と口腔の健康づくり」は、生きる根源である食生活を支えるものであり、生涯にわたる健康の保持増進や生活の質の向上に欠かせないものであることから、市民の歯と口腔の健康づくりに対する関心と理解を深めるため出前講座を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》

年度	実施回数	参加人数
H30	12回	287人
R1	10回	379人
R2	4回	95人
R3	1回	22人
R4	4回	89人

③ 歯と口の健康週間イベント（平成3年度開始 令和5年度予算：695千円 市単独）

【事業の目的・内容】

国の「歯と口の健康週間」に合わせ、口腔衛生に関する様々な情報提供と助言・指導を行い、市民の口腔衛生に対する意識の高揚と啓蒙を図ることを目的として、宇都宮市歯科医師会と共催で平成3年度から実施している。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯と口の健康週間実施要領（厚生労働省通知）	健康増進課保健センター

《実 績》

年度	入場者数	はっぴい チャレンジ	歯科相談	むし歯菌の 検査	口臭測定	歯周病の検査	歯みがきの実演指導 歯科講座
H30	4,631人	196人	37人	171人	83人	108人	125人
R1	4,535人	170人	33人	184人	83人	96人	126人
R2～4	—	—	—	—	—	—	—

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止。

④ 高齢者よい歯の表彰式

（平成8年度保健所開設時開始 令和5年度予算639千円 市単独）

【事業の目的・内容】

80歳以上で20本以上の自分の歯がある方を表彰し、高齢者の口腔衛生の普及及び向上を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康づくりグループ

《実績》

年度	H30	R1	R2	R3	R4
表彰者数(人)	395	422	478	570	689
表彰式出席者数(人)	146	148	中止※	中止※	中止※

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため表彰式は中止。賞状・記念品は受賞者へ郵送により対応

⑤ 口からはじめる健康づくり普及活動（平成30年度開始 令和5年度予算：0千円 市単独）

【事業の目的・内容】

歯と口腔の健康づくりのため、歯と全身の健康との関わり、歯周病対策、かかりつけ歯科医などの必要な健康情報を盛り込んだリーフレットの作成・配布や、地域・職域連携推進協議会や各種講演会等と連携した普及啓発を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
第2次健康うつのみや21 第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画	健康増進課企画グループ 健康づくりグループ

《実績》

年度	リーフレットの配布	地域・職域連携推進協議会や各種講演会等と連携した普及啓発
H30	延ばそう健康寿命！ 7,000部	・事業所へ健康情報提供 289社 ・健康づくり推進員全体研修会での講演202人
R1	延ばそう健康寿命！ 7,000部	・事業所へ健康情報提供 293社 ・糖尿病予防講座での講演 63人
R2	口腔の健康セルフチェックシート 12,798部	・事業所へ健康情報提供 293社
R3	口腔の健康セルフチェックシート 9,188部	・食育指導者研修会での講演 動画配信視聴回数 603回
R4	口腔の健康セルフチェックシート 5,512部	・事業所へ健康情報提供 288社

(3) 健康相談

① 歯科健康相談（平成4年度開始 健康増進課令和5年度予算：87千円

国 1/3, 県 1/3, 市 1/3) 高齢福祉課令和5年度予算：44千円

【事業の目的・内容】

歯科保健に対する関心と理解を深め自らの健康の保持を図るため、歯科医師による個別相談と歯科衛生士によるブラッシング指導を実施する。

根拠法令等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	健康増進課保健センター

《実 績》

歯科医師による個別相談

年度	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数	3回	2回	3回	2回	4回
相談者数	26人	8人	15人	8人	18人

歯科衛生士によるブラッシング指導

年度	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数	3回	2回	3回	2回	4回
相談者数	15人	6人	13人	6人	15人

(4) 訪問歯科診療推進事業 (平成26年度開始 令和5年度予算: 430千円 市単独)

【事業の目的・内容】

在宅訪問歯科診療の周知や、在宅訪問歯科診療等の専門性を持つ歯科医師・歯科衛生士を養成するための講習会の実施など、在宅訪問歯科診療が円滑に実施できるよう支援することにより、歯科医院へ通院が困難な市民の歯科診療の確保と、口腔状態の改善を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》

年度	講習会 (市歯科医師会委託)	
	実施回数	参加人数
H30	1回	46人
R1	1回	54人
R2	1回	42人
R3	1回	60人
R4	1回	58人

(5) 歯科疾患実態調査 (令和5年度予算: 0千円 国10/10)

【事業の目的・内容】

わが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に実施する。(国の委託事業)

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科疾患実態調査実施要領	厚生労働省

《実 績》

	H23		H28	R4
調査地区	日の出2丁目 宮原4丁目	東峰町	中里町	東宿郷3丁目
対象者	30世帯 86名	17世帯 25名	64世帯 216名	12世帯 17人
参加者	13名	7名	60名	7人

※ 歯科疾患実態調査は5年ごとに実施しており，令和3年に実施予定であったが，新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し，令和4年の実施となった。次回の調査は令和6年を予定しており，以降4年ごとに実施する予定となっている。

## 6 保健医療サービスの推進 1（保健指導等）

市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、きめ細かな保健サービスを提供するため、地域の特性や市民のニーズを把握し、専門的な技術的援助及び保健指導を行う。

結核、感染症、エイズ、精神障害、難病等の多様な問題を抱える市民に対して、健康相談等の各種保健サービスを提供する。

原爆被爆者については、健康上特別な状態におかれていることから健康診断等を実施していく。

さらに、高齢化、疾病構造の変化、ノーマライゼーションの意識の高まり等に伴い住民のニーズが保健・医療・福祉を通じた総合的なものとなる中で、個々の住民にとって適切なサービスを提供するために、調整機能を充実させる。

### (1) 保健サービスの提供

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
地域保健法 健康増進法	保健予防課 感染症予防グループ 保健対策グループ 健康増進課 健康づくりグループ 健康診査グループ 保健センター 保健福祉総務課 地域保健福祉担当（中央部） 地域保健福祉担当（東部） 地域保健福祉担当（西部） 地域保健福祉担当（南部） 地域保健福祉担当（北部）

### ① 保健師の活動の変遷

昭和29年	国民健康保険事業の開始に伴い保健婦を採用し、市保健婦活動を開始。 7月に国民健康保険被保険者及び家族に対して訪問指導を開始。
昭和30年 ～40年代	急性伝染病や結核予防対策と家族計画指導等母子保健対策を主に活動を行う。 昭和45年度から、全市民を対象に地区担当制による訪問を行う。
昭和50年代	急性伝染病や結核が減少し、慢性疾患やがん予防を主とする成人保健対策を主体とする活動を行う。 昭和58年老人保健法が施行され、成人保健対策は老人保健法のもとに実施。
平成2年	「宇都宮市保健センター」を開設し、保健師4名配置。 保健師の所属が保健指導係1係から、母子保健係、成人保健係、保健センターの3係体制となる。
平成4年	寝たきり老人訪問指導事業に対して専任保健師体制をとる。
平成6年	地区ブロック体制を取り入れる。
平成8年	中核市の指定に伴い市保健所が設置され、保健所保健師業務を市保健師4名、県より派遣の保健師4名で開始。 市保健所設置に伴い、3歳児健康診査を実施。
平成9年	母子保健法の改正により、母子保健事業の実施主体が市町村になる。 母子保健事業を保健所と健康課で担当して実施。
平成10年	母子保健事業を健康課で一貫して実施。 寝たきり老人訪問指導事業が高齢福祉課在宅福祉係に移管となる。 保健福祉総務課総合相談窓口保健師を2名配置。 保健と福祉の組織統合により保健福祉部となる。
平成11年	介護保険課設置により保健師を3名配属。

平成16年	保健福祉部機構改革により健康課が健康増進課となる。健康増進課が保健所に移り、総務課・健康増進課・保健予防課・生活衛生課の4課体制となる。 保健福祉の地域展開の活動・推進を図るため、平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センターの3拠点へ保健師を配属。
平成17年	市の組織機構改革により、自治振興部を新たに設置。保健師の配属されている平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センターが自治振興部の所属となる。
平成18年	虐待担当として児童福祉課に、自立支援審査会担当として障害福祉課に、保健師をそれぞれ1名配置。
平成19年	上河内町、河内町との合併により、自治振興部の上河内地域自治センター、河内地域自治センターに保健師が配属となる。 保健福祉総務課総合相談窓口、平石地区市民センター・富屋地区市民センター・姿川地区市民センターの3拠点の保健福祉グループが保健予防課業務の兼務辞令を受ける。 子どもの発達等について、保健・福祉分野の様々な支援を総合的に行う拠点施設として「子ども発達センター」を開設し、保健師5名を配置。
平成20年	市の組織機構改革により、子ども部を新たに設置。 健康増進課の母子保健事業が、子ども家庭課所属となり、児童福祉課に配属されていた保健師とあわせて6名の保健師を配置。 子ども発達センターが保健福祉部から子ども部の所属となる。 上河内・河内地域自治センター保健福祉課保健グループが、保健予防課業務の兼務辞令を受ける。 保健福祉総務課に介護事業所の指導監査担当として、保健師1名を配置。
平成23年	子ども家庭課内に虐待予防の観点から「子ども家庭支援室」を設置。 障がい福祉課にケースワーク業務担当として、保健師1名を追加配置。
平成24年	自治振興部が市民まちづくり部に変更となる。
平成25年	市の組織機構改革により、市民まちづくり部の5地域拠点のうち、平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センターの保健福祉グループの3か所を保健福祉部の所属とし、それぞれ保健福祉総務課保健福祉相談担当（東部）、保健福祉相談担当（北西部）、保健福祉相談担当（南部）に変更するとともに保健福祉総務課総合相談担当を保健福祉相談担当（中央部）とする。
平成28年	保健福祉総務課に、統括的な役割を担う保健師として「主幹（健康・福祉推進担当）」が新設される。
平成29年	市の組織機構改革により、保健福祉サービス提供地域拠点5か所のすべてが保健福祉部保健福祉総務課の所属となる。市役所1階を保健福祉相談担当（中央部）、平石地区市民センター内を保健福祉相談担当（東部）、富屋地区市民センター内を保健福祉相談担当（西部）、姿川地区市民センター内を保健福祉相談担当（南部）、市民まちづくり部の所属であった上河内・河内地域自治センターは新たな組織となる河内地区市民センター内に集約され、保健福祉相談担当（北部）なり、全市を5地区に分割して保健師活動を展開する。 また、子ども部子ども家庭課内に、産後ケア事業担当として、課付けの担当主査保健師1名が配置となる。

② 訪問指導実施状況

ア 年度別訪問指導種別

年度	感染症	結核	精神保健	難病	特定疾患 小児慢性	生活習慣病	その他の疾患	心身障がい	妊婦	産婦	低体重児	新生児	乳児	幼児	その他	計
H30	0	295	426	216	6	51	37	25	94	259	9	69	373	1,022	422	3,304
R1	0	397	389	205	10	64	40	19	63	303	8	63	397	767	394	3,119
R2	1	358	368	207	6	40	25	18	139	481	19	70	467	767	221	3,187
R3	0	254	414	193	11	51	23	22	192	527	7	79	442	881	304	3,400
R4	5	202	464	165	12	110	39	31	203	513	28	66	479	795	187	3,299

イ 電話相談の実施状況(延人数) (※子ども総合相談を含む)

※H20年度より子育てホットラインから名称変更

年度	感染症	結核	精神保健	難病	特定疾患 小児慢性	成人	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	計
H30	651	1,222	5,132	365	55	418	521	311	3,121	5,257	466	17,519
R1	*1,563	1,150	4,890	613	84	367	412	724	2,790	5,050	375	18,018
R2	*3,157	690	4,463	577	124	378	535	731	2,628	5,671	494	19,448
R3	*8,837	557	5,897	626	0	348	476	319	2,226	5,609	471	25,366
R4	*5,131	418	5,864	553	61	394	502	670	2,633	5,440	463	22,129

※新型コロナウイルス感染症の相談対応を含む

ウ 面接相談の実施状況(延人員)

年度	感染症	結核	精神保健	難病	特定疾患 小児慢性	成人	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	計
H29	3	150	552	323	6	66	52	31	36	1,220	33	2,511
H30	2	204	566	413	0	55	34	37	60	1,097	65	2,533
R1	5	206	594	325	6	70	57	59	111	1,039	58	2,530
R2	3	103	492	163	0	71	50	54	89	962	63	2,050
R3	2	69	548	320	2	96	42	101	110	901	55	2,240
R4	2	106	562	297	0	94	69	102	140	410	83	1,865

(2) 原爆被爆者対策の実施（令和5年度予算：594千円 県10/10）

【事業の目的・内容】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、原子爆弾被爆者に対し、健康の保持増進を図るため健康診断を実施するとともに、各種手当支給に関する受付・進達事務を行う。また、被爆者に該当すると認められた者及び転入者に対する登録管理を実施する。

根拠法令	主管課・グループ
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	保健予防課感染症予防グループ

《実績》

① 原子爆弾被爆者の登録管理

ア 登録管理状況

区分	前年度末登録者数	新規	転入	転出	死亡	年度末登録者数
令和2年度	69	0	1	0	4	66
令和3年度	66	0	4	0	5	65
令和4年度	65	0	1	0	6	60

イ 性・年齢別登録管理状況

(令和4年度末)

区分	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計
男	10	13	5	28
女	9	18	5	32
合計	19	31	10	60

② 定期健康診断実施状況

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条の規定により被爆者に対し健康診断を実施する。

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
対象者数	68	66	67	66	65	60
受診者数	16	18	17	14	13	12
要精検者数	3	2	0	1	1	2

③ 希望による健康診断実施状況

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	一般検査	がん検診	一般検査	がん検診	一般検査	がん検診
対象者数	66	66	66	66	61	60
受診者数	6	5	11	10	7	6



要精検者数	4	5	3
-------	---	---	---

#### ④ 手当申請状況（進達事務）

区 分	健康管理 手 当	保健手当	医療 特別手当	特別手当	葬祭料	介護手当
令和2年度	0	0	0	0	4	0
令和3年度	0	0	0	0	5	0
令和4年度	0	0	0	0	6	0

### （3）肝炎治療に係る医療費助成制度（県事業）

#### 【事業の目的・内容】

市民の利便性の確保を目的に、保健所において次の申請書の受理、受給者証の交付事務等を実施している。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
肝炎治療に係る医療費助成事業実施要領	保健予防課感染症予防グループ

#### 【助成の対象者】

宇都宮市に住民登録がある，医療保険各法の加入者であって，国が定める「認定基準」に該当する症状のある患者。

#### 【助成の対象となる医療】

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療，インターフェロンフリー治療，核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。

#### 【助成額（公費負担額）】

毎月，医療保険各法の患者負担額のうち，世帯の市町民税（所得割）課税年額に応じた自己負担限度額（2万円または1万円）を除いた額が助成される。

階 層 区 分		自己負担限度額（月額）
甲	世帯の市町民税（所得割）課税年額が 235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町民税（所得割）課税年が 235,000円未満の場合	10,000円

#### 《実 績》

肝炎治療に係る医療費助成制度の申請受理件数

	新規 申請	更新 申請	延長 申請	資格 変更	返還 取下等	再交付	終了	治療費 請求	合計
令和2年度	105	113	0	11	0	0	2	4	235
令和3年度	96	214	0	10	2	4	6	2	335

令和4年度	62	202	0	14	3	1	5	2	289
-------	----	-----	---	----	---	---	---	---	-----

#### (4) 骨髄移植ドナー等への助成事業

(平成29年度開始 令和5年度予算：1,820千円 県1/2,市1/2)

##### 【事業の概要・目的】

骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者及びその者が勤務する事業所等に対し、助成金を交付することにより、安心して骨髄等を提供できる環境を整備し、もって骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

##### 【助成の対象者】

1. ドナーになることが可能な20～54歳までの市民のうち、下記の要件を満たす者
  - ・本市に居住し、骨髄等の提供を行った者
2. 1に該当する者が勤務する事業所等

##### 【助成の内容】

次の骨髄等を提供するための面接等に要した日数に、ドナーに対しては2万円を、事業所等に対しては1万円を乗じた額を助成する。ただし、7日を上限とする。

1. 最終同意のための面接
2. 骨髄等採取前後の健康診断のための通院
3. 自己血貯血のための通院
4. 骨髄等の採取のための入院

#### 《実績》

##### 助成状況

申請者	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ドナー	7	8	12
事業所等	2	1	1

## 7 保健医療サービスの推進2（精神保健）

精神障がい者及び地域において様々な精神的危機にある者に対し援助活動を行い、精神障がい者の早期発見・早期治療に資するとともに、社会復帰の促進及び地域住民の精神的健康の保持増進を図る。また、精神障がいに対する適正な医療の確保を図り、地域移行・地域定着を促進するため相談指導事業を実施するとともに、精神障がい者に対する正しい知識と理解が得られるよう普及啓発活動を推進する。

### (1) 精神保健知識の普及・啓発

#### 【事業の目的・内容】

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第46条	保健予防課保健対策グループ

《実績》

#### ① こころの健康づくり講座

(平成8年度開始 令和5年度予算：179千円のうち88千円 自殺対策強化交付金)

精神保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、精神科医師等がうつ病、統合失調症をテーマに講話を実施する。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
掲載回数(回)	3	3			
講座回数(回)	3	2	2	3	3
参加者数(人)	93	55	37	143	85

#### ② 保健と福祉の出前講座等健康教育（職域における出前講座、派遣依頼を含む）

精神保健に関する正しい知識の普及啓発、ストレスに対するセルフケア等を広く市民に周知するため、地域の団体等を対象に健康教育を実施する。

※（ ）内は出前福祉講座再掲

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	29(26)	24(20)	6(5)	5(3)	11(3)
参加者数(人)	880(604)	550(392)	118(74)	80(34)	259(55)

#### ③ アルコールに関する健康教育（平成20年度開始 令和5年度予算：180千円 国1/2市1/2）

平成16年度から、未成年者の飲酒を防止することを目的に、授業の一環として小学6年生を対象にアルコールに関する正しい知識の普及と啓発を実施した。平成18年度は、小学校での実施に加え、地区まつり等のイベントに参加して未成年者とその保護者を対象に飲酒防止の正しい知識の普及啓発を実施した。平成20年度からは、小中学校を対象に出前講座を希望する学校を募集し実施している。平成25年度から、未成年者の飲酒の実態やアルコールに関する正しい知識の普及啓発を図るため、小学校6年生と中学校3年生とその保護者を対象に、各学校を通してチラシを配布している。

##### ア 出前講座実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施校(校)	11	7	1	10	9
受講児童数(人)	642	451	34	779	897

##### イ 未成年者及び保護者向け未成年者の飲酒に関するリーフレットの配布

公立および私立の小学校6年生、中学校3年生に対して9,661部を配布した。

④ こころの健康教育（高校、大学、専門学校等）（平成28年度開始）

平成28年度から、自殺予防及び若者のこころの健康の保持増進を図り、家族や友人、教員といった周囲の人や相談機関等に援助を求める能力を養うことを目的として、高校・大学・専門学校等の1年生を対象に、出前講座を実施し、ストレスとの上手な付き合い方、適切な対処法、こころの病気についての正しい知識の啓発を行っている。また、高校1年生を対象にクリアファイル、大学・専門学校等1年生を対象にリーフレットを配布している。

ア 健康教育出前講座

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施校(校)	7	6	2	7	9
受講者数(人)	818	663	187	688	950

イ クリアファイルの配布（高校1年生）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施校(校)	21	15	20	14	17
対象者数(人)	8,254	5,455	6,191	5,605	5,256

ウ リーフレットの配布（大学・専門学校等1年生）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施校(校)	43	43	27	34	38
対象者数(人)	4,810	4,395	2,909	5,336	3,798

(2) 精神保健福祉相談

【事業の目的・内容】

精神障がいなどに関する不安や悩みなどの相談及び家族への知識の普及啓発を図り、理解を深めることを目的として事業を実施している。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第47条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	保健予防課保健対策グループ

《実績》

① 精神保健援助対象者の状況

ア 援助者の状況（実人員）

※ 年度内に援助した者

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
援助を求めてきたもの	198	220	181	220	152	214	147	282	174	215
援助を必要と認めたもの	58	59	39	63	56	53	40	98	63	64
小計	256	279	220	283	208	267	187	380	237	279
合計	535		503		475		567		516	

イ 問題内容別状況（主訴による分類）

( )内は新規再掲

主訴分類	人数	主訴分類	人数
精神障がいに基づくもの	326 (155)	発達・発育上の問題	10 (4)
精神障がいの疑い	55 (44)	不登校	5 (5)
精神障がいへの対応	258 (106)	不登校以外の学校生活問題	1 (1)
精神障がいのリハビリ	10 (5)	非行・反社会的行動	0 (0)

年金・手帳等	3	(0)	虐待問題	0	(0)
神経症的悩み	119	(42)	職場・仕事に関する悩み	2	(1)
不安・こだわりの訴え	55	(18)	家庭・家族の問題	9	(5)
抑うつ・落ち込みの訴え	28	(14)	性の問題	2	(1)
生き方・性格・対人関係	36	(10)	認知症に関する問題	3	(3)
嗜癖の問題	22	(13)	その他	17	(7)
アルコール相談	16	(8)	(再掲)ひきこもり	0	(0)
薬物依存	2	(2)	(再掲)発達障がい	27	(10)
食行動	1	(0)	合 計	516	(237)
その他	2	(2)			
ギャンブル	1	(1)			

ウ 診断分類別状況 (病名による分類)

( ) 内は新規再掲

診 断 分 類	人数	診 断 分 類	人数
1 症状性を含む器質性精神障がい	6 (4)	5 神経性障がい・ストレス関連障がい等	70 (20)
認知症	3 (2)	恐怖症性不安障がい	13 (3)
せん妄	1 (0)	全般性不安障がい	10 (4)
てんかん	1 (1)	強迫性障がい (強迫神経症)	13 (4)
その他	1 (1)	解離性・転換性障がい (ヒステリー)	10 (1)
2 精神作用物質使用による精神・行動の障がい	26 (11)	身体表現性障がい (心身症)	4 (0)
急性中毒	0 (0)	その他	20 (8)
依存症候群	20 (9)	6 生理的障がい・身体的要因に関連した行動症候群	5 (1)
精神病性障がい	4 (0)	摂食障がい	4 (1)
その他	2 (2)	睡眠障がい (非器質性)	0 (0)
3 統合失調症・統合失調型障がい・妄想性障がい	147 (59)	性機能不全	0 (0)
統合失調症	134 (51)	その他	1 (0)
統合失調症型障がい	1 (0)	7 成人の人格・行動の障がい	11 (6)
妄想性障がい	7 (5)	特定的人格	11 (6)
心因反応	0 (0)	習慣・行動の障がい	0 (0)
その他	5 (3)	性同一性障がい	0 (0)
4 気分 (感情) 障がい	83 (33)	その他	0 (0)
躁病 (躁状態)	0 (0)	8 精神遅滞	13 (5)
うつ病 (うつ状態)	49 (23)	9 心理的発達の障がい	27 (10)
躁うつ病 (双極性感情障がい)	29 (9)	10 小児期・青年期に通常発症する行動・情緒の障がい	2 (1)
その他	5 (1)	11 精神障がいのレベルに該当し	9 (7)
		12 不明・保留	117 (80)
		合 計	516 (237)

- ② 電話・面接・家庭訪問状況 [精神保健福祉相談 (こころの健康相談) は除く]  
保健師等による年度別電話・面接・家庭訪問状況 (件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電 話	5,132	4,890	4,463	5,897	5,864
面 接	566	594	568	548	562
家庭訪問	426	389	401	414	464
合 計	6,124	5,873	5,432	6,859	6,890

※ 面接には毎日相談を含む。

### ③ 精神保健福祉相談（こころの健康相談）

（平成8年度開始 令和5年度予算：803千円 市単独）

原則毎月第2・4水曜日（13時30分～16時）予約制。精神障がい等に関する不安や悩み等の相談及び家族への知識の普及を図り、理解を深めるために、医師会の精神科医師及び精神保健福祉士等による相談を実施している。

《実 績》

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	23	24	24	23	24
相談者数(人)	63	64	74	75	95

### (3) アルコール関連相談事業の実施（平成8年度開始 令和5年度予算100千円 国1/2, 市1/2）

#### 【事業の目的・内容】

アルコール関連問題について、断酒会をとおして、アルコール問題に関する相談事業を実施するとともに、適正飲酒やアルコール関連問題の正しい知識の普及啓発を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第46条	保健予防課保健対策グループ

《実 績》断酒会による相談事業 ※市内5か所で実施

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談会開催数	192	216	171	207	215
相談件数(件)	120	87	101	83	85

### (4) 精神保健福祉受理会議の開催（平成8年度開始 令和5年度予算：52千円 市単独）

#### 【事業の目的・内容】

事例の共有、面接技術の習得・援助方針の見直しを行う。

処遇困難なケースに対し、より良い援助を実施するための援助計画について検討する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第47条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	保健予防課保健対策グループ

《実 績》毎月第1金曜はアドバイザー出席。その他保健師等で随時実施。

①精神保健福祉受理会議の実施 ※実施回数の（ ）はアドバイザー出席の再掲

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数（回）	28(11)	20(11)	22(11)	17(10)	24(11)
受案件数（件）	256	220	208	187	237

②事例検討会の実施

《実績》

※ 随時開催

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	124	168	148	128	132
実施件数(件)	1,426	1,532	1,482	1,405	1,388
出席者数(人)	273	278	216	210	211

(5) 自殺予防・こころの健康づくり対策事業

(平成17年度開始 令和5年度予算：3,831千円)

うち2,274千円 自殺対策強化交付金 補助率は事業により異なる)

【事業の目的・内容】

平成19年度より、庁内関係課からなる「庁内連絡会議」、市医師会精神科医会、いのちの電話等の関係機関・団体からなる「自殺対策ネットワーク会議」を設置し、地域全体で自殺対策に取り組んできた。平成28年に自殺対策基本法が改正され、平成31年3月に宇都宮市自殺対策計画を策定した。宇都宮市自殺対策計画では、「市民一人ひとりの生きる力を社会全体が一丸となって支え、『誰も自殺に追い込まれることのない宇都宮』の実現を目指す」ことを基本目標に掲げ、こころの健康づくりの推進のほか、自殺対策を支える人材の更なる育成、様々な課題を抱える方への相談支援の充実などに着実に取り組む。

根拠法令等	主管課・グループ
自殺対策基本法，自殺総合対策大綱，精神保健福祉法第46条，第47条，いのち支える栃木県自殺対策計画，宇都宮市自殺対策計画	保健予防課保健対策グループ

《実績》

ア 会議等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自殺対策ネットワーク会議開催回数(回)	3	1	1	1	1
庁内連絡会議開催回数(回)	3	0	1	1	1

イ ゲートキーパー研修会

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数（回）	4	15	7	5	8
出席者数（人）	176	812	244	191	324

※ 令和元年度から、対象者に大学・専門学校生，事業所従業員を追加

令和4年度ゲートキーパー研修会内訳

No.	実施日	対象者別	対象者	参加者数
1	令和4年7月4日	教職員	小・中・高・専門学校	37名
2	令和4年8月23日	教職員	大学・専門学校等	14名
3	令和4年9月22日	大学・専門学校生	宇都宮大学	71名
4	令和4年10月6日	市職員	宇都宮市職員	9名
5	令和4年11月22日	大学・専門学校生	文星芸術大学	75名
6	令和5年1月26日	事業所	(株)大新東ヒューマンサービス	10名
7	令和5年2月16日	一般市民・民生委員	一般市民, 民生委員	60名
8	令和5年3月22日	薬剤師	薬剤師会会員他	48名

ウ 普及啓発活動 ※自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数 (回)	6	4	5	3	4
対象者数 (人)	12,670	2,977	1,650	2,860	5,110

エ メンタルヘルス相談啓発事業（50歳男性への啓発）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数 (人)	3,956	3,994	4,348	4,383	4,636

※ 平成29年度までは、9月～3月の期間限定24時間なんでも相談の相談件数、30年度からは50歳男性向けメンタルヘルス相談先情報誌の送付者数

オ 事業所向けこころの健康づくり研修会（令和元年度事業開始）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数 (回)	1	1	1	1
対象者数 (人)	63	32	24	26

○ 自殺者数及び本市の自殺死亡率（人口10万対）の推移（厚生労働省 人口動態統計より）

年度	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
全国	29,375	29,949	32,109	30,247	30,553	29,921	30,827	30,229	30,707	29,554
栃木県	510	464	523	447	496	494	528	530	549	495
宇都宮	85	102	110	101	102	106	118	113	144	105
自殺死亡率	19.1	22.8	24.5	22.3	22.3	23.1	22.3	22.2	28.2	20.5



年度	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
全国	28,896	26,400	26,063	24,417	23,152	21,017	20,465	20,031	19,425	20,243
栃木県	479	449	444	392	379	366	349	324	327	328
宇都宮	106	98	102	94	82	73	81	78	76	86
自殺 死亡率	20.6	19.0	19.8	18.2	15.8	14.0	15.6	16.5	14.6	16.5

(6) 家族への支援（平成8年度開始 令和5年度予算：349千円

うち 52千円 地域生活支援事業 国・県)

【事業の目的・内容】

家族が患者についての理解を深めるとともに、家族の悩みや課題解決に向け援助を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第46条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	保健予防課保健対策グループ

《実績》

① 家族会の状況

家族相談会及び普及啓発活動は市からの委託を受けて実施。家族相談会は、家族が相談員となり、原則第1木曜日と第3木曜日に保健所で実施。普及啓発活動は、障がい者週間及び宇都宮市民福祉の祭典（11月23日）等で実施。

《実績》

家族相談会		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)		23	22	25	24	24
出席者数(人)		10	20	15	25	19

※平成20年度から、普及啓発活動を実施している。

※平成24年度から家族会の名称を宇都宮地区精神障がい者援護会から「宇都宮精神保健福祉会」と変更し活動。原則毎月第3木曜（13：30～15：30）に定例会を開催。活動内容は、話し合い・施設見学・医師の講話等。

② 家族教室の状況 4回1コース（13：30～15：30）

統合失調症を正しく理解し、患者とどう付き合い、家族として何ができるかを4回コースとして学習する。1回目「病気を正しく理解する」、2回目「患者との接し方」、3回目「生活障がいと社会資源の活用」、4回目「家族ができること」「家族会の模擬体験」の内容で実施。

《実績》

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	3	4	1（書面）	4	4
出席者数(人)	52	152	26	48	49

※平成20年度から家族会の模擬体験を取り入れ年5回実施に、平成24年度から4・5回分の内容をまとめ4回コースとして実施。平成28年度は第1日目に午前、午後の2コマの内容を実施し、3日1コースとして実施。

(7) 成年後見制度市長申立 (令和5年度予算：4,725千円 国1/3, 県1/3, 市1/3)

【事業の目的・内容】

精神障がい等の理由で判断能力が不十分な身寄りのない方の財産管理や身上監護によって本人の保護を図ろうとするもので、当事者による申立が期待できない状況にあるものについては、市長が申立し後見人を設定するための助成を行う。

生活保護受給者等市長が認めた者が負担する成年後見人等の報酬の全部または一部を助成する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第51条の11の2	保健予防課保健対策グループ

《実 績》

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数(件)	3	0	3	5	0
報酬助成(件)	3	6	6	5	12

(8) 警察等からの通報に関する業務の実施

【事業の目的・内容】

警察官等や市民からの「自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」等との通報や申請に基づき、その状況を調査し、指定医による診察を行い、その結果入院が必要と認めた場合、法第29条の規定により県知事の権限で入院措置をとる。

本市では、保健所が通報を受理し県へ連絡するとともに、知事から委託された、調査及び指定医診察の実施、立会い、通知、告知等の業務を行っている。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第29条	保健予防課保健対策グループ

《実 績》

① 通報等の処理状況

区 分	通報等件数	夜間休日通報件数	調 査 (診察不要)	措置入院不要		措置入院
				緊急入院不要	措置入院不要	
一般の申請22条	0	0	0	0	0	0
警察官通報23条	129	94	29	36	5	59
検察官通報24条	12	0	5	0	0	7
その他	38	0	36	0	1	1
合 計	179	94	70	36	6	67

② 通報件数と措置入院患者の状況

区 分	22条申請件数	23条通報件数	24条通報件数	その他	措置入院患者数
平成30年度	1	131	11	34	52
令和元年度	0	114	12	31	52

令和2年度	0	94	10	32	50
令和3年度	0	92	11	21	39
令和4年度	0	129	12	38	67

(9) 退院後支援

(平成30年度開始)

【事業の目的・内容】

退院後も医療・福祉・介護・就労支援等の支援の必要性が高い措置入院者等を対象として、医療機関や地域援助事業者等の関係者と連携・協力して、本人の支援ニーズを的確に把握するとともに、家族等の支援者の意向を十分に踏まえながら、円滑に地域生活に移行することができるよう計画に基づく相談支援を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第47条 地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン 栃木県における精神障害者の退院後支援マニュアル（試行版）	保健予防課 保健対策グループ

《実 績》

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援件数（件）	1	6	7	6	17

(10) 医療保護入院

【事業の目的・内容】

病識を有しない患者を治療につなげるため、家族等の同意と指定医の診察で本人の同意を得ることなく入院させる。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第33条	保健予防課保健対策グループ

《実 績》

① 医療保護入院・応急入院・仮入院届出状況

		平成30年	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医 療 保 護 入 院	家族等の同意による入院届出数（33条）	412	441	378	425	407
	特定医師による医療保護入院届出数	0	0	0	0	4
	退院届出数	506	458	403	406	430
応急入院届出数		2	0	1	1	5

② 医療保護入院に際して市長が行う入院同意（市長同意）実施状況

家族等がない場合、または、これらの家族等がその義務を行うことができない精神障がい者が精神保健指定医による診察の結果、医療保護入院の必要があると認められたときは、法第33条第3項に基づく市長同意を行い、その者を入院させることができる。

入院同意書交付状況

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
44	15	9	14	16

(1 1) 精神科病院の实地指導

【事業の目的・内容】

精神保健福祉法の制度の適切な運用を確保し、患者の人権に資する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第38条の6	保健予防課保健対策グループ

《実 績》

- ・市内7精神科病院の实地審査数 20人（措置入院患者5人）
- ・新規措置入院患者3ヶ月経過後の实地審査数 1人

## 8 保健医療サービスの推進3（感染症・結核）

感染症の発生を未然に防止するため、各種予防接種を実施するとともに、感染症発生動向の情報を収集・還元する。また、感染症患者が発生した場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、消毒等のまん延防止対策及び患者の医療の確保等について必要な対応を実施する。さらに、エイズ・性感染症・ウイルス性肝炎等の検査相談の実施及び予防啓発事業を推進する。

結核については、患者が適切な医療を受け、治癒し、速やかに社会生活に復帰することを支援するとともに、患者家族等の接触者への感染を防止するため患者管理を行う。

### （1）予防接種の実施

#### 【事業の目的・内容】

市民を感染症から守るため、予防接種法に基づき、各種予防接種を実施する。また、法律に定められていないものについても、市が自ら必要とするものについては行政措置として予防接種を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・係
予防接種法，予防接種法施行令，予防接種法施行規則，予防接種実施規則 定期接種実施要領 宇都宮市定期予防接種実施要領 宇都宮市の区域外で受診した予防接種費の助成に関する支給要領 宇都宮市幼児インフルエンザ予防接種費の助成に関する支給要領 宇都宮市風しん抗体陰性者予防接種費補助金交付要綱，交付要領 宇都宮市骨髄移植者等予防接種再接種費用補助金交付要綱，交付要領 原発避難者特例法 自然災害の発生に伴う被災者の定期予防接種実施要領	保健予防課 感染症予防グループ

#### 《事業の沿革》

年 度	沿 革
平成6年	インフルエンザ予防接種を中止（児童の流行抑止が顕著でない等の理由） おたふくかぜ単独予防接種を開始 おたふくかぜ予防接種を委託方式により一部助成制度を導入し生後3～48か月の者に接種料金 5,000円のうち 2,000円を助成 麻しん予防接種の助成対象を生後12～36か月未満から生後12～72か月に対象枠を拡大し，接種料金 5,000円のうち 4,000円を助成 予防接種法の改正（10月）により，①健康被害救済制度の充実，②対象疾病の見直し，③集団義務接種から個別勧奨接種への移行，④予診の強化，⑤インフルエンザを対象疾病から削除し，破傷風を新たに加える，⑥接種対象年齢枠の拡大が施行され，本市でも平成7年度から実施方法等を変更

平成7年	<p>三種混合予防接種を完全個別化（生後3か月～90か月）とし全額助成 風しん予防接種の個別化（生後12か月～90か月）接種料金 5,500円のうち 4,500円を助成 麻しん予防接種助成対象を生後12～90か月未満とし接種料金 5,500円のう ち、4,500円を助成 おたふくかぜ予防接種の接種料金 5,500円のうち、2,500円を助成</p>
平成8年	<p>予診（接種のための診察過程において、体調不調等により接種不可と判断 された場合）料金の新設 ポリオ追加接種（S.50～52生対象）の実施 二種混合予防接種（生後3か月～90か月）を新たに個別接種として導入し 接種料金 5,300円のうち、4,300円を助成 麻疹予防接種助成対象を生後12～90か月未満とし接種料金 7,100円のう ち、5,600円を助成 三種混合予防接種の接種料金 6,300円のうち、5,300円を助成 おたふくかぜ予防接種の接種料金 6,500円のうち、2,500円を助成 予診の結果、体調不調等により接種できない者の予診制度を導入し、個別 委託として予診料金 2,800円全額を助成</p>
平成9年	<p>おたふくかぜ予防接種を中止 定期接種における予防接種料金の自己負担を廃し、全額公費負担とする。</p>
平成11年	<p>日本脳炎予防接種（3歳～7歳6か月）の個別化</p>
平成12年	<p>日本脳炎予防接種（生後6か月～3歳未満）で特に希望があれば、医師の判 断により接種可能とする。 公衆衛生審議会答申（平成11年7月）に基づき、高齢者向けインフルエン ザ予防対策の一環として、65歳以上のインフルエンザ予防接種の平成13年度 実施に向け、実施計画を作成</p>
平成13年	<p>65歳以上及び60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器の機能又はH I Vによる免疫 の機に障害を有する者のインフルエンザ予防接種の接種料金の一部又は全額 を助成（自己負担1,000円又は免除） 上記対象者のうち、市民税非課税世帯及び生活保護被保護者に対しては、 全額を公費負担とする。 予防接種法改正時の経過措置により中学2年時男女に実施してきた風しん 予防接種について、経過措置終了後も行政措置として集団接種を継続実施</p>
平成14年	<p>昭和54年4月2日～昭和62年10月1日生まれの風しん予防接種未接種者に対 し、個別接種開始（平成15年9月30日まで） 市外区域で実施した予防接種に対する費用の全額及び一部助成開始</p>
平成16年	<p>ツベルクリン反応検査・BCG接種（生後2か月～48月未満）集団接種の 終了（平成17年1月31日まで） 17年度接種対象年齢外となる者への救済措置としてツベルクリン反応検査 ・BCGの個別接種を実施（2～3月）</p>
平成17年	<p>BCG接種（生後6か月未満）の個別化 BCG行政措置（生後6か月～12か月未満） 厚生労働省からの「日本脳炎予防接種の積極的勧奨の中止」の通知を受け 、乳幼児期の個別接種及び小学4年生の集団接種中止（5月31日以降） 中学校における日本脳炎予防接種の廃止 幼児インフルエンザ予防接種費の一部助成開始</p>

平成18年	<p>麻疹風疹混合予防接種開始。生後12か月～24か月未満を1期，5歳～7歳未満で，小学校就学前年度の者（年長児に相当）を2期とする2回接種</p> <p>救済措置として，上記対象者以外の7歳6か月未満の者に対し，麻疹，風疹単独接種（行政措置）の実施（平成19年3月31日まで）</p>
平成19年	<p>風疹行政措置（中学2年時男女：集団）の終了</p>
平成20年	<p>麻疹風疹混合予防接種の3期（中学1年生），4期（高校3年生）開始（平成24年度までの時限措置）</p> <p>二種混合予防接種（11歳以上13歳未満）の個別化</p>
平成21年	<p>日本脳炎予防接種1期に用いるワクチンとして「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」追加（平成21年6月2日）</p> <p>新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助の実施（平成21年11月16日～国の補助が終了するまで）</p>
平成22年	<p>日本脳炎予防接種2期に用いるワクチンとして「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」追加（平成22年8月27日）</p> <p>国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業に基づき，子宮頸がん予防ワクチン，ヒブワクチン，小児用肺炎球菌ワクチンの3種ワクチンについて，接種費用の全額公費助成を開始（平成23年1月11日から平成23年度までの期限付き事業）</p> <p>厚生労働省通知に基づき，東日本大震災の発生により本市に避難している住民について，住民登録地に償還払い制度がない場合に限り，定期予防接種費用の公費助成を開始（平成23年3月16日）</p> <p>ポリオ追加接種（昭和50～52生対象）の終了（平成23年3月）</p>
平成23年	<p>日本脳炎予防接種の積極的勧奨を再開。積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逸した者（平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれ）について，20歳未満まで，定期予防接種の対象とする特例措置が設けられる（平成23年5月20日）</p> <p>麻疹風疹混合予防接種第4期の特例措置として，修学旅行等で海外に行く高校2年生が対象となる（平成23年5月20日から平成24年3月31日まで）</p> <p>東日本大震災の発生によりやむを得ない理由で定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について，定期予防接種の対象とする特例措置が設けられる（平成23年5月20日から平成23年8月31日まで）</p> <p>子宮頸がん予防ワクチンの供給量不足により，3月初旬から一時的に接種制限となる。その後，高校2年生は6月10日，高校1年生は7月10日，中学生は7月20日から段階的に接種を再開</p> <p>子宮頸がん予防ワクチン「サーバリックス」に加え，「ガーダシル」を助成対象ワクチンとして導入（平成23年9月15日）</p> <p>原発特例法に基づき，東日本大震災の発生により本市に避難している，指定13市町村に住民登録のある者について，定期予防接種の公費助成を開始（平成23年11月15日）</p> <p>子宮頸がん予防ワクチン，ヒブワクチン，小児用肺炎球菌ワクチンの全額公費助成継続（平成24年度までの期限つき事業）。</p>

平成24年	<p>生ポリオワクチンの集団接種を終了（平成24年6月）。不活化ポリオワクチン（初回接種）が定期接種となり，個別接種を開始（平成24年9月1日）</p> <p>不活化ポリオ（追加接種）が定期接種となる（平成24年10月23日）</p> <p>四種混合が定期接種となり，個別接種を開始（平成24年11月1日）</p> <p>長期療養などの特別な事情で定期予防接種を受けることができなかった者について，特別な事情がなくなってから2年間，定期予防接種の対象とする特例措置が設けられる（平成25年1月30日）</p> <p>麻しん風しん混合第3期，第4期の接種を終了（平成25年3月31日）</p> <p>子宮頸がん予防ワクチン，ヒブワクチン，小児用肺炎球菌ワクチンの全額公費助成事業を終了（平成25年3月31日）</p>
平成25年	<p>予防接種法改正（平成25年4月1日施行）により，①ヒブ，小児用肺炎球菌，子宮頸がんが定期接種となる。②子宮頸がんの対象が「中学1年生から高校1年生相当の女子」から「小学6年生から高校1年生相当の女子」に変更。③BCGの対象が「生後6 か月未満」から「生後1歳未満」へ変更。④日本脳炎特例措置の対象が「平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた人」から「平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人」へ変更。⑤時限措置として実施していた麻しん風しん混合3期及び4期終了。</p> <p>「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」の開始（平成25年4月1日）。</p> <p>高齢者肺炎球菌予防接種補助事業の開始（平成25年4月1日）。</p> <p>妊娠希望者等への風しん予防接種補助事業の開始（平成25年6月1日）。</p> <p>ワクチンとの因果関係が否定できない症状が接種後に特異的に見られたことから，厚生労働省勧告により子宮頸がん予防接種の積極的勧奨を差し控えた（平成25年6月14日）。</p> <p>予防接種法実施規則の改正により，小児用肺炎球菌が既存の7価ワクチンから13価ワクチンへ一斉切り替え（平成25年11月1日）。</p> <p>厚生労働省通知により，定期予防接種の対象年齢の解釈が示された。これまで「～歳未満」の予防接種については「誕生日の前々日まで」に接種と解釈されていたが，「誕生日の前日まで」に解釈変更となった（平成26年3月11日）。</p>
平成26年	<p>予防接種法施行規則，実施要領の改正により，ヒブ，小児用肺炎球菌，四種混合，三種混合，ポリオ，日本脳炎，子宮頸がん（2価）の接種間隔が緩和（平成26年4月1日）。</p> <p>ワクチン管理配送業務（ワクチン一括購入）の開始（平成26年7月1日）。</p> <p>副反応取扱通知の変更により，予防接種を行った医師以外の医師も，「予防接種後副反応報告書」を提出することになった（平成26年9月26日）</p> <p>子宮頸がん予防接種後の症状に対応する医療機関として自治医科大学病院と独協医科大学病院が指定された。</p> <p>水痘ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となり，個別接種を開始（平成26年10月1日）。</p> <p>全メーカーで三種混合ワクチン製造終了（平成26年12月4日）。以降，三種混合ワクチンは厚生労働省を通して，メーカーに対し，在庫品の個別販売を依頼することになる。</p> <p>水痘予防接種の経過措置（生後36か月以上60か月未満の未接種者に対する1回接種）の終了（平成27年3月31日）</p> <p>高齢者肺炎球菌の経過措置（101歳以上の方への接種）を終了（平成27年3月31日）</p>



	<p>高齢者肺炎球菌予防接種補助事業の終了（平成27年3月31日）。</p>
平成27年	<p>インフルエンザワクチンが3価から4価へ改良され、値上がりとなった。このため、高齢者インフルエンザの自己負担額を1,000円から1,500円へ変更した（平成27年10月1日）。</p> <p>平成22年度から平成24年度にかけて実施した基金事業でヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんを接種し、PMDA法により副反応があったと認定された者について、通院（入院相当でない）の場合は医療費・医療手当は支給されないが、代わりに「健康管理支援手当」が支給されることとなった（平成27年12月1日）。</p> <p>四種混合ワクチン「スクエアキッズ」を助成対象ワクチンとして導入（平成27年12月9日）</p> <p>厚生労働省通知に基づき、4回を超える不活化ポリオワクチンの接種が可能となった。このため、三種混合未完了者は、すべて四種混合で接種することになった（三種混合による接種は、事実上終了となる）。</p> <p>※ 一般財団法人化学及血清療法研究所において、違法な添加物を用いて血液製剤を製造していたことが判明、ワクチンも一部承認と異なる方法で製造しており、厚生労働省は出荷自粛を要請。10月から全国的に四種混合ワクチン「クアトロバック」が供給不足となった（平成27年11月26日出荷自粛解除）。その後、化血研は110日間（1月18日～5月6日まで）業務停止命令を受けた（ただし、代替品のないワクチン等は除く）。</p> <p>※ 北里第一三共の製造する麻しん風しん混合ワクチンが、力価不足により抗体価が不十分となる可能性があるとして、11月から特定のワクチンについて自主回収となった。</p>
平成28年	<p>予防接種法実施規則の改正により、保護者と連絡がとれない児童について、保護者が行方不明であるか否かに係らず、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による予防接種の実施が可能となる（平成28年4月1日）</p> <p>B型肝炎ワクチンが定期予防接種となり、個別接種を開始（平成28年10月1日）。</p> <p>厚生労働省通知により「特段の配慮」が必要とされた自然災害による被災者で、住民登録地に償還払い制度がない者の定期予防接種について、実施要領及び申請書等を統一した「自然災害の発生に伴う被災者の定期予防接種実施要領」を制定（平成29年1月1日）。</p>
平成29年	<p>B型肝炎予防接種について、平成28年4月1日から平成28年9月30日までの間に生まれた者で、かつ全3回の接種を終えていない場合は、生後1歳を経過した後も、平成29年9月30日まで全額公費負担とする行政措置による接種を開始（平成29年4月1日）</p> <p>田辺三菱製薬が2シリンジ入りの四種混合ワクチン「テトラビック皮下注シリンジ」の製造を終了し、1シリンジ入りの同様のワクチンの製造販売を開始した。（平成29年11月）</p> <p>田辺三菱製薬が三種混合ワクチンの製造を再開（平成29年12月）</p> <p>化血研の製造する日本脳炎ワクチンの供給が再開された。また、熊本地震の前に製造された同様のワクチンについて、力価不足により抗体価が不十分となる可能性があるとして、特定のワクチンについて自主回収となった。（平成29年1月）</p>

平成30年	<p>骨髄移植後に免疫を失った者への再接種の開始（平成30年4月1日）</p> <p>日本BCG(株)が製造販売する乾燥BCGワクチンにおいて、規格値を超えたヒ素が検出されてことを受け、自主回収となった。（平成30年11月）</p> <p>政令の改正に伴い、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が、風しん第5期の定期の予防接種の対象者となる（施行：平成31年2月1日 実施：平成31年4月から）。</p> <p>政令の改正（平成31年3月）に伴い、平成31年度から5年間、高齢者肺炎球菌の経過措置を延長</p> <p>MSDがヘプタバックス-IIバイアル製剤の販売を中止（平成31年3月）</p>
令和元年度	<p>田辺三菱製薬が販売する四種混合ワクチン「テトラビック皮下注シリンジ」において、不活化ポリオワクチンが有効期間内に承認規格を下回ったことを受け、自主回収となった（令和元年6月）</p> <p>「テトラビック皮下注シリンジ」の回収ロットの製品を接種された者で、4回の定期接種完了後に抗体検査を受けた結果、ポリオの追加免疫が医師により必要と判断され、不活化ポリオワクチンの予防接種が実施された場合、その接種を定期接種として取り扱う（令和元年9月）</p> <p>MSD社が製造しているB型肝炎ワクチンが10月以降、国内供給を継続できなくなるおそれがあるという通知が厚生労働省より届く（令和元年8月）</p> <p>B型肝炎ワクチンのヘプタバックス0.25mlとビームゲン0.25mlの供給が停止する（令和元年10月）</p> <p>サノフィが販売するアクトヒブが製造元での調査等に時間を要しているため、供給が停止する。（令和2年1月）</p> <p>宇都宮市医師会と共同でHPVに係る周知ポスターを作成。管内医療機関に送付し、対象者等に対する周知を依頼（令和2年3月）</p>
令和2年度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、「乾燥BCGワクチン（経皮用・1人用）」が供給不足となる（令和2年4月）。</p> <p>「乾燥BCGワクチン（経皮用・1人用）」が供給再開となる（令和2年5月）。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、定期接種期間内に接種できなかった者への救済措置として、接種期間延長できる新型コロナウイルス感染症特例措置の開始（令和2年6月）</p> <p>B型肝炎ワクチンのヘプタバックス0.25mlが供給再開となる（令和2年7月）。</p> <p>第一三共が製造している「スクエアキッズ」について、百日せきワクチンの製造上の課題解決に至っておらず、生産再開の目処がついていないため、供給が停止する（令和2年8月）。</p> <p>予防接種法改正（令和2年10月1日）により、ロタウイルスワクチンが定期接種となる。また、接種間隔（注射生ワクチンから次の注射生ワクチン接種の間隔は27日以上あける。それ以外は制限なし）が変更となる（令和2年10月1日）。</p> <p>厚生労働省通知に基づき、高校1年生相当女子に対し、子宮頸がんや子宮頸がんワクチンについて知ってもらうための個別通知を行う（令和2年10月23日）。</p> <p>HPVの個別通知を行う自治体が増えたことにより、GSK株式会社が製造する「サーバリックス」が供給不足となる（令和2年10月29日）。</p> <p>日本脳炎ワクチン「ジェービック」において、製造上に問題が生じたた</p>

	め、製造が停止し、供給が不足する（令和3年1月）。
令和3年度	<p>第一三共が製造している四種混合ワクチン「スクエアキッズ」が販売中止となる（令和3年4月）。</p> <p>B型肝炎ワクチン「ビームゲン0.25ml」が供給再開となる（令和3年4月）。</p> <p>「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」により、子宮頸がん予防ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことや接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることなどから、積極的勧奨が再開となる（令和3年11月26日）。</p> <p>日本脳炎ワクチン「ジェービック」が供給再開となる（令和4年12月10日）。</p> <p>「乾燥BCGワクチン（経皮用・1人用）」の希望納入価格が、令和4年4月1日から3,000円から5,000円に改定される通知がある（令和3年12月）。</p> <p>HPVワクチン「サーバリックス」が供給再開となる（令和4年1月28日）。</p> <p>「HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」により、積極的勧奨の差控えにより、接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、従来の定期接種を超えている方（平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方）に対して接種を行う。</p>
令和4年度	<p>日本脳炎ワクチンの限定出荷が解除される（令和5年1月19日）。</p> <p>予防接種法施行令の改正により、令和5年4月1日から、四種混合（三種混合、不活化ポリオワクチン含む）の接種対象年齢が生後3月以上から生後2月以上に拡大される。</p> <p>予防接種実施規則の改正により、令和5年4月1日から子宮頸がん予防ワクチン9価が定期接種として位置づけられる。</p>

《取組・実績等》

① 予防接種法に基づく定期予防接種

ア 県内での接種（※1）（令和5年度予算：839,410千円 市単独）

予 防 接 種 の 種 類		接 種 者 数		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期 予 防 接 種 （ 医 療 機 関 で の 個 別 接 種 ）	・ロタウイルス（生後6週～32週未満）	3,456人	8,264人	7,298人
	・B型肝炎（1歳未満）	11,738人	10,998人	9,857人
	・ヒブ（生後2か月～60か月未満）	15,775人	14,878人	13,344人
	・小児用肺炎球菌（生後2か月～60か月）	15,397人	14,851人	13,365人
	・四種混合（生後3か月～90か月未満）	15,836人	14,868人	13,288人
	・三種混合（生後3か月～90か月未満）	0人	0人	0人
	・不活化ポリオ（生後3か月～90か月未満）	7人	7人	0人
	・二種混合（11歳以上13歳未満）	4,606人	3,862人	3,407人
	・BCG（1歳未満）	3,861人	3,681人	3,306人
	・水痘（生後12か月～36か月未満）	8,136人	7,175人	6,565人
	・麻しん風しん混合（生後12か月～24か月未満）	8,511人	8,057人	7,604人
	又は麻しん・風しん（小学校入学の前年度）			
	・日本脳炎（生後6か月～90か月未満） （9歳以上13歳未満） （特例対象者）（※2）	14,614人 4,165人 2,170人	6,650人 1,458人 1,553人	13,073人 4,386人 1,503人
	・子宮頸がん（小学6年生～高校1年生相当の女子）	781人	2,305人	2,808人
・子宮頸がん（キャッチアップ接種）（※3）	0人	0人	3,348人	
・高齢者肺炎球菌（65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳。60～65歳未満の心・腎・呼吸器機能不全者・HIV免疫不全者）	4,883人	3,530人	2,879人	
・高齢者インフルエンザ（65歳以上。60～65歳未満の心・腎・呼吸器機能不全者・HIV免疫不全者）	88,750人	75,040人	79,853人	
長期療養の特例措置による接種（※4）	11人	15人	11人	

※1 「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」（平成25年度開始）による県内（市外）での接種件数を含む。

※2 令和3年度は日本脳炎ワクチン「ジェービック」に製造上の問題が生じたことにより、供給不足となったため、1回目と2回目の未接種者と、定期接種として接種が受けられる年齢の上限に近づいており、4回目の接種が完了していない者が優先接種の対象となった。

※3 HPVワクチン接種の積極的勧奨を差し控えられていた期間（平成25(2013)年から令和3(2021)年）に、定期接種の対象であった方々を対象として、令和4年度から令和6年度までの3年間、改めて公費で接種の機会を設けるもの。

令和5年度の対象者は、平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方。

※4 法令に基づき特別な事情により、対象年齢の間に接種できなかった場合、接種

できるようになってから2年間、公費負担の対象とするもの。

**イ 市外区域（主に県外）で実施した予防接種に対する費用助成者**

（平成14年度開始 令和5年度予算：7,884千円 市単独）

令和4年度費用助成者数 延べ 283人

**② 原発避難者特例法に基づく避難住民への定期予防接種**

令和4年度費用助成者数 延べ 11人

**③ 風しんの追加的対策事業（事業開始：平成31年度）**

相対的に風しんの抗体価が低い成人男性に対して風しんの抗体検査及び予防接種を実施することで、風しんの発生・まん延及び先天性風しん症候群の発生を予防する。

	クーポン券送付時期	クーポン送付数	抗体検査	予防接種
令和4年度	令和4年3月末	48,781通	1,644件	380件

**④ インフルエンザ予防接種費助成（平成17年度開始 令和5年度予算：4,663千円、市単独）**

接種費用の一部を助成することにより、予防接種を受けやすい環境づくりに努めるとともに子育て支援の一助とする。（対象 生後6か月から4歳児）

令和4年度接種者数 延べ 19,651人

※ 令和4年度については、医療機関への負荷を軽減するため、重症化リスクが高い、生後6か月から4歳児（令和4年度に5歳になる子）に拡充した。

**⑤ 風しん抗体価が低い妊娠希望者等への風しん予防接種費助成**

（平成25年度開始 令和5年度予算：672千円、市単独）

接種費用の一部を助成することにより、予防接種を受けやすい環境づくりに努め、妊婦等への感染を抑制し、先天性風しん症候群の発生防止の一助とする。（対象：抗体価の低い 妊娠を希望する女性とそのパートナー等）

令和4年度接種者数 302人

**⑥ 骨髄移植者等予防接種再接種費用補助金**

（平成30年度開始 令和5年度予算：258千円、市単独）

骨髄移植等の特別の理由により、接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断された方を対象に、再接種に要した費用の一部を助成することにより、感染症の発生及びまん延の予防や子育てに係る負担の軽減を図ることを目的とする。

令和4年度実績 認定申請 1件

助成申請 1件

⑦ 市民への周知方法（令和4年度）

- ・健康づくりのしおり〔毎年4月発行〕
- ・市広報紙・市ホームページ
- ・宇都宮市ママ・パパ赤ちゃんのためのしおり〔子ども家庭課において母子健康手帳交付時に配布〕
- ・関係医療機関へのポスター配布〔高齢者肺炎球菌〕

⑧ 定期予防接種の積極的勧奨（令和4年度）

接種勧奨の種類	接種勧奨の時期	接種勧奨方法（個別通知）
予防接種全般	生後2か月 7歳未満の転入者の転入時	封書（予防接種受診者証，子どもの予防接種のごあんない）
水痘	1歳の誕生日の1か月後	ハガキ
麻しん風しん混合1期	1歳の誕生日の1か月後	ハガキ
	2歳の誕生日の2か月前 （未接種者のみ）	ハガキ
麻しん風しん混合2期	年長となる年度の4月	ハガキ
	年長となる年度の7月	保育園，幼稚園を通して夏休み前にチラシ配布
	年長となる年度の10月	小学校を通して就学時健康診断時にチラシ配布
	年長となる年度の10月，3月（未接種者のみ）	ハガキ
二種混合	11歳の誕生日の1か月後	封書（予防接種受診者証，説明書，予診票）
	13歳の誕生日の2か月前 （未接種者のみ）	ハガキ
	小学5，6年生の7月	小学校を通して夏休み前にチラシ配布
日本脳炎（※1）	3歳，4歳	ハガキ
	7歳の誕生日の1か月後 （1期追加未接種者のみ）	ハガキ
	9歳	封書（予防接種受診者証，説明書，予診票，同意書）
	18歳	封書（予防接種受診者証，説明書，予診票，同意書）
子宮頸がん	年度末	封書（予防接種受診者証，説明書，同意書）

※1 令和3年度については，国の通知により，接種勧奨する対象者を3歳と18歳に限定している（日本脳炎ワクチン供給不足のため）。

⑨ 定期予防接種の実施期間（令和4年度）

・個別接種

ア 通年実施……ロタウイルス，B型肝炎，ヒブ，小児用肺炎球菌，四種混合，三種混合，ポリオ，二種混合，BCG，水痘，麻しん風しん混合，麻しん，風しん，日本脳炎，子宮頸がん，高齢者肺炎球菌

・実施医療機関数……市内約250

イ 10月から3月まで実施……高齢者インフルエンザ

・実施医療機関数……市内約310

※ その他，市外（県内）における県内相互乗り入れ事業への協力医療機関

(2) 新型コロナワクチン接種事業

① 事業の概要

ア 目的

新型コロナワクチンの接種を推進することにより，新型コロナウイルス感染症の発症を予防し，死亡者や重症者の発生をできる限り減らし，結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。

イ 根拠法令

予防接種法第6条第3項，予防接種法附則第14条第1項  
（予防接種法に基づく臨時接種として実施）

ウ 対象者等

対象者	接種回数	接種間隔	使用できるワクチン	
12歳以上	初回接種 (1・2回目)	3週間の間隔	従来型	ファイザー社
				武田社（ノババックス）
	追加接種 (3～5回目)	前回接種から6か月以上経過後	従来型	武田社（ノババックス）
				前回接種から3か月以上経過後
小児 (5～11歳)	初回接種 (1・2回目)	3週間の間隔	従来型	ファイザー社 (小児用)
	追加接種 (3・4回目)	前回接種から3か月以上経過後	オミクロン株対応	
乳幼児 (生後6か月～4歳)	初回接種 (1～3回目)	3週間の間隔で2回接種。8週間以上経過後に3回目接種	従来型	ファイザー社 (乳幼児用)

※ 従来型のワクチン（ファイザー社，モデルナ社）については，令和4年度中に国からのワクチン供給が終了。ファイザー社と武田社ワクチンのみ接種継続

エ 使用するワクチンの種類

ワクチンの種類	ファイザー社		モデルナ社	武田社 (ノババックス)
	従来型	オミクロン対応型 (BA. 1/BA. 4-5)	オミクロン対応型 (BA. 1/BA. 4-5)	
接種対象	12歳以上 初回(1・2回目)	12歳以上 追加(3回目以降)	12歳以上 追加(3回目以降)	12歳以上 初回(1・2回目) 追加(3回目以降)
保管温度： 有効期間	-75℃±15℃：18か月 -20℃±5℃：14日 2～8℃：1か月	-75℃±15℃：18か月 -20℃±5℃：保存不可 2～8℃：10週	-20℃±5℃：9か月 2～8℃：30日	2～8℃：9か月 ※ 凍結不可
1バイアルの単位	6回分/バイアル	6回分/バイアル	5回分/バイアル	10回分/バイアル
希 釈	希釈が必要。0.45mlの薬液を1.8mlの生理食塩液で希釈。希釈後冷蔵庫(2～8℃)又は室温(8～30℃)で6時間	希釈不要。一度針をさしたものの以降、冷蔵庫(2～8℃)又は室温(8～30℃)で12時間	希釈不要。一度針をさしたものの以降、2～25℃で12時間	希釈不要。一度針をさしたものの以降、2～25℃で6時間
接種用量	0.3ml/回		0.5ml/回	0.5ml/回

ワクチンの種類	ファイザー社 (小児用)		ファイザー社 (乳幼児用)
	従来型	オミクロン対応型(BA. 4-5)	従来型
接種対象	5～11歳 初回(1・2回), 追加(3回目)	5～11歳 追加(3・4回目)	生後6か月～4歳 初回(1・2・3回目)
保管温度： 有効期間	-75℃±15℃：18か月 -20℃±5℃：不可 2～8℃：10週	-75℃±15℃：18か月 -20℃±5℃：不可 2～8℃：10週	-75℃±15℃：18か月 -20℃±5℃：不可 2～8℃：10週
1バイアルの単位	10回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
希 釈	希釈が必要。1.3mlの薬液を1.3mlの生理食塩液で希釈。一度針をさしたものの以降、冷蔵庫(2～8℃)又は室温(8～30℃)で12時間	希釈が必要。1.3mlの薬液を1.3mlの生理食塩液で希釈。一度針をさしたものの以降、冷蔵庫(2～8℃)又は室温(8～30℃)で12時間	希釈が必要。0.4mlの薬液を2.2mlの生理食塩液で希釈。一度針をさしたものの以降、冷蔵庫(2～8℃)又は室温(8～30℃)で12時間
接種用量	0.2ml/回		0.2ml/回

② 取組経過・実績等 (令和5年3月31日時点)

ア 12歳以上のオミクロン株対応ワクチン接種状況 (3～5回目合計)

年齢区分	対象者数	本市		参 考		
		接種回数	接種率	栃木県 接種率	国 接種率	本市との 比較
65歳以上	133,699	108,789	81.4%	79.2%	75.8%	+5.5%
60～64歳	28,965	20,327	70.2%	68.0%	63.3%	+6.8%
50～59歳	70,436	41,994	59.6%	59.3%	51.6%	+8.0%
40～49歳	80,081	32,919	41.1%	41.5%	34.8%	+6.3%



30～39歳	62,780	19,308	30.8%	31.3%	26.5%	+4.3%
20～29歳	52,202	14,430	27.6%	28.5%	23.3%	+4.3%
12～19歳	38,623	13,762	35.6%	33.8%	25.9%	+9.7%
合計	466,786	252,605	54.1%	55.1%	49.3%	+4.8%

※ 令和4年度において、オミクロン株対応ワクチンは3～5回目接種のいずれかにおいて、1人1回接種となっている（すべての市民が5回接種ではない）。

【参考：12歳以上の回数別接種状況（従来株ワクチンとオミクロン株対応ワクチンの合計）】

接種回数		対象者数	本市（全体）			
					内、65歳以上	
			接種回数	接種率	接種回数	接種率
初回	1回目	466,786	428,093	91.7%	127,143	95.1%
	2回目		425,080	91.1%	126,841	94.9%
追加	3回目		365,733	78.4%	123,880	92.7%
	4回目		255,082	54.6%	115,646	86.5%
	5回目		129,769	27.8%	98,546	73.7%

#### イ 小児（5～11歳）の接種状況

接種回数		対象者数	本市		参考		
			接種回数	接種率	栃木県 接種率	国 接種率	本市との 比較
初回	1回目	32,423	10,513	32.4%	30.2%	19.4%	+13.1%
	2回目		9,949	30.7%	29.3%	18.7%	+12.0%
追加	3回目		4,684	14.4%	13.9%	8.6%	+5.9%

#### ウ 乳幼児（生後6か月～4歳）の接種状況

接種回数		対象者数	本市		参考		
			接種回数	接種率	栃木県 接種率	国 接種率	本市との 比較
初回	1回目	19,927	1,155	5.8%	5.3%	3.5%	+2.3%
	2回目		936	4.7%	4.7%	3.2%	+1.5%
	3回目		426	2.1%	2.6%	2.0%	+0.2%

#### エ 市民への周知・啓発（令和4年度実績）

周知媒体		実施時期
広報うつのみや、市ホームページ、ラジオ（AM、FM、ミヤラジ）、とちぎテレビデータ放送		随時
啓発動画（主な放映場所） ・市ホームページ（YouTube） ・本庁舎1階、地区市民センター（10か所）、バンバ出張所に設置の動画モニター ・市内のデジタルサイネージ（バンバビジョン、南大通り交差点、城東交差点、作新学院前）		随時
新聞折り込みチラシの配布	GW前の接種促進	令和4年4月17日
	4回目接種開始	令和4年6月12日
	夏の感染症対策	令和4年7月23日
	5回目接種開始	令和4年11月3日
	年末年始の感染症対策	令和4年12月17日

リビングとちぎへの広告掲載	令和4年6月10日, 12月9日	
商業施設等での啓発ポスターの掲示 大学・専門学校などへのチラシ配布	随 時	
○各課所有のSNS ・広報広聴課（市公式ツイッター）、経営管理課（LINE「教えてミヤリー」）、国際交流プラザ（外国人向けフェイスブック「リビングインフォメーション」）、生涯学習課（フェイスブック）、産業政策課（事業者向けメールマガジン） ○保護者向け一斉メール ・市保育課（公立保育園）、こども未来課（認可外保育施設）、学校健康課（公立小中学校） ・県こども政策課（市内幼稚園）、学校安全課（県立高校、県立付属中学校、特別支援学校）、文書学事課（私立高校、私立小中学校等）	随時	
プロスポーツチーム（宇都宮ブルックス、宇都宮ブリッツェン、栃木SC）ツイッター、栃ナビ等の電子広告	令和4年4月25日, 5月16日, 5月31日, 6月21日	
接種勧奨ハガキ	12歳以上3回目未接種者（接種勧奨）	令和4年4月22日
	小児用ワクチン未接種者（接種勧奨）	令和4年9月7日
	12歳以上未接種者（ノババックス接種開始の案内）	令和4年9月20日
	60歳以上の4回目未接種者と12歳以上の3回目未接種者（オミクロン株対応ワクチン接種開始の案内）	令和4年10月12日
	12歳以上60歳未満（4回目接種の対象拡大、オミクロン株対応ワクチン接種開始の案内）	令和4年10月12日
	12歳以上オミクロン3～5回目未接種者（オミクロン株対応ワクチン接種勧奨）	令和5年1月20日
	小児3回目未接種者（オミクロン株対応ワクチン接種開始の案内）	令和5年3月24日

オ 接種証明書について（令和4年度実績）（令和5年3月31日時点）

「接種証明書」の発行場所等	証明書	料金	発行件数	備 考
本庁（保健と福祉の相談）、地区市民センター、保健所、バンバ出張所（パスポートセンター）の窓口 計16か所	紙	無料	9,609件	受付件数の多い本庁、保健所、バンバ出張所には担当職員（派遣）を配置
コンビニ、イオンなどに設置の端末	紙	有料	1,044件	1部120円（コンビニに生じる実費相当分）
スマートフォンなど	電子	無料	63,116件	スマホアプリとマイナンバーカードが必要

### ③ 本年度の取組予定

#### ア 執行方針

法令に基づき、国からのワクチン供給の見通し（供給量・供給時期等）を踏まえながら、市民が安心して円滑に接種できるよう、接種対象者のニーズ

に応じた接種機会の確保や、ワクチンの効果や安全性に関する正しい情報の周知を図り、早期接種を推進する。

イ 予算

- ・ 特例臨時接種（公費負担により無料）の実施期間が延長となったことから、令和4年度の接種対象者が、令和5年度以降も引き続き接種できるよう執行残額を繰り越し
- ・ 繰越額はすべて国庫負担金・補助金の対象

◇歳入：761,817千円 国庫負担金（10/10）：新型コロナウイルス感染症予防接種  
3,086千円 国庫負担金（10/10）：新型コロナウイルスワクチン予防接種  
健康被害救済給付費負担金  
666,575千円 国庫補助金（10/10）：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金

◇歳出：1,431,478千円【20款5項10目 予防費 予防接種費】

(単位 千円)

節	説明科目	摘要	4年度 予算	令和5年度 (繰越額)
01 報酬	非常勤報酬	予防接種委員会委員報酬 会計年度任用職員報酬	9,543	9,877
03 職員手当等	職員手当等	ワクチン対策業務 従事職員時間外勤務手当 会計年度任用職員期末手当	31,725	11,385
04 共済費	共済費	会計年度任用職員厚生年金等	1,282	1,620
07 報償費	報償金	集団接種従事医師等謝金	62,629	11,636
08 旅費	費用弁償	会計年度任用職員通勤費	972	972
	普通旅費	事務打ち合わせ	85	0
10 需用費	消耗品費	集団接種消耗品等	1,327	2,000
	印刷製本費	接種勧奨ハガキ等印刷	6,360	1,009
	修繕料	ワクチン用冷凍庫修繕	150	0
	医薬材料費	集団接種用医薬材料	3,873	771
11 役務費	通信運搬費	「接種券」郵送料等	67,840	19,637
	広告料	接種勧奨動画掲出	3,560	0
	手数料	予防接種事故調査用カルテ等 交付手数料	385	300
	保険料	集団接種従事者傷害保険	9,467	1,170
12 委託料	委託料	予防接種業務委託 包括業務委託（コールセンター・予約サイト運営等） ワクチン管理配送業務委託 集団接種運営委託等	4,302,495	1,268,280
13 使用料及び 賃借料	使用料及び 賃借料	ワクチン用冷凍庫非常用電源 装置	35,930	19,735
17 備品購入費	庁用器具費	ワクチン用冷凍庫	365	0
18 負担金、補 助及び交付金	交付金	予防接種健康被害給付金 個別接種促進協力金	3,524	83,086
合計			4,541,512	1,431,478

【20款5項5目 保健衛生総務費 会計年度任用職員給与費】

節	説明科目	摘要	4年度 予算	令和5年度 (繰越額)
01 報酬	非常勤報酬	会計年度任用職員報酬	11,259	0
03 職員手当等	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,188	0
08 旅費	費用弁償	会計年度任用職員通勤費	2,252	0
合 計			14,699	0

※ 令和4年度予算については補正額及び流用額を含む。

※ 令和5年度予算については流用見込額含む。

④ 事業の沿革

令和2年度	12月	・新型コロナウイルス接種実施本部準備班(4名体制)設置(12月24日)
	1月	・新型コロナウイルス接種実施本部を設置, 保健予防課内にワクチン接種推進班(6名体制)設置(1月29日)
	2月	・医療従事者(NHO宇都宮病院)への先行接種を開始(2月17日)
	3月	・コールセンター開設(35名体制)(3月1日) ・医療従事者等への優先接種を開始(3月8日)
令和3年度	4月	・ワクチン接種推進班(7名体制) ・高齢者施設の入所者・従事者への接種開始(4月12日)
	5月	・高齢者の予約受付開始(5月1日) ・個別接種の開始(5月17日) ・本庁舎と拠点の地区市民センターで予約支援を開始(5月24日)
	6月	・コールセンターを拡充(50名体制), 全地区市民センター, 保健センター・地域包括支援センターで予約支援開始(6月7日) ・市独自の優先接種や職域接種を促進するため「ワクチン接種促進班」を設置(本庁4階)(6月10日) ・基礎疾患のある方(12~64歳)の「接種券」交付申請の受付開始(6月14日) ・県営大規模接種会場「とちぎワクチン接種センター(とちぎ健康の森)」開設(モデルナ社ワクチン)(6月16日) ・集団接種の開始(6月20日)
	7月	・小中学校の教職員・保育士, 居宅サービス事業所の従事者へ「接種券」発送(市独自の優先接種)(7月9日) ・保健予防課とパスポートセンター(バンバ出張所)で海外用「接種証明書」の発行開始(7月26日)
	8月	・予約空き枠等について医療機関と事業者のマッチングを行う「事業者向けワクチンコール」を開始(8月2日) ・65歳以上の未接種者に対し, 接種勧奨はがきを郵送(8月20日) ・妊婦への優先接種開始(市独自の優先接種)(8月30日)
	9月	・「接種促進期間」(9月10日~10月10日)を設け, 集団接種の拡充と周知を強化(9月10日) ・予約なしで当日接種ができる「ぶらっとワクチン」開始(9月22日) ・地区市民センター等における予約支援を終了(9月30日)
	10月	・12~64歳の未接種者に対し, 接種勧奨はがきを郵送(10月20日) ・接種対象者のおおむね8割が2回接種を終了(10月31日)
	12月	・医療従事者等への3回目接種開始。コールセンターの電話をフリーダイヤルに変更し, 無料化(12月1日)

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健予防課とパスポートセンター(バンバ出張所)で国内用「接種証明書」の発行開始(電子申請も開始)(12月20日)</li> <li>・年末年始(12月20日～1月9日)にかけて、実施医療機関を20か所に縮小</li> </ul>
	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設の入所者等へ3回目接種開始(1月4日)</li> <li>・県営大規模接種会場「とちぎワクチン接種センター(とちぎ健康の森)」再開設。3回目接種開始(1月15日)</li> <li>・コールセンターを拡充(60名体制)(1月17日)</li> <li>・本庁と全地区市民センター、保健センターで予約支援開始(1月18日)</li> <li>・65歳以上へ3回目接種開始(これまでのファイザー社ワクチンに加え、モデルナ社ワクチンでの接種も開始)(1月25日)</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナワクチン対策室を設置(19名体制)(2月1日)</li> <li>・18～64歳への3回目接種開始(2月20日)</li> <li>・基礎疾患のある小児の優先予約のための事前申請開始(2月22日)</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎疾患のある小児への接種開始(小児用のファイザー社ワクチンで接種開始)(3月4日)</li> <li>・5～7歳への接種開始(3月10日)</li> <li>・8～11歳への接種開始(3月17日)</li> <li>・「接種証明書」の発行窓口を本庁(保健と福祉の相談窓口)と全地区市民センターに拡大(3月22日)</li> <li>・地区市民センター等における予約支援を終了(3月31日)</li> </ul>
令和4年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12～17歳への3回目接種開始(4月4日)</li> <li>・ゴールデンウィーク前の接種を促進するため、予約枠拡大と周知強化キャンペーンを実施(4月8日～)</li> <li>・65歳以下の未接種者に対し、接種勧奨はがきを郵送(4月22日)</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40代以下の接種を促進するため、抽選でプロスポーツ関連グッズ等を贈呈する「3回目接種促進キャンペーン」実施を公表(5月13日)</li> <li>・宇都宮大学での集団接種を実施(5月11日～28日)</li> <li>・清原工業団地にワクチンバスを派遣し、職場での集団接種を実施(5月13日～)</li> <li>・ベルモールにワクチンバスを派遣し、集団接種を実施(5月22日～6月11日)</li> <li>・4回目接種を開始(5月26日)</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3回目接種促進キャンペーン」の応募受付開始(6月1日～30日)</li> <li>・本庁と全地区市民センター、保健センター、地域包括支援センターにおいて予約支援開始(6月13日)</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4回目接種の対象者として新たに「医療従事者・高齢者施設等の従事者」が追加(7月22日)</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設にワクチンバスを派遣し、巡回接種を実施(8月3日～)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の第7波に対応するため、夏休み期間の予約枠拡大と周知強化を実施(7月22日～)</li> <li>・コンビニにおける接種証明書の交付開始(8月17日)</li> <li>・武田社ワクチン(ノババックス)による集団接種を開始(8月27日)</li> <li>・本庁と全地区市民センター、保健センター、地域包括支援センターにおいて予約支援終了(8月31日)</li> </ul>

9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児(5～11歳)接種への「努力義務」適用(9月6日)</li> <li>・小児の未接種者へ接種勧奨はがきを送付(9月7日)</li> <li>・小児の3回目接種対象者で「緊急に接種が必要な者」について、申請に基づく優先的な「接種券」の交付と接種開始</li> <li>・武田社ワクチン(ノババックス)による個別接種を開始(9月9日)</li> <li>・小児の3回目接種を開始(9月15日)</li> <li>・ベルモールにワクチンバスを派遣，集団接種を実施(9月18日，25日)</li> <li>・1回目未接種者へのノババックスの案内はがきを送付(9月20日)</li> <li>・国からの従来ワクチンの供給終了とオミクロン株対応ワクチン導入に伴い，市内医療機関でのファイザー社ワクチン接種を終了(9月22日)</li> <li>・オミクロン株(BA.1)対応ワクチンについて，既存の4回目接種対象者の予約受付開始(9月16日)，接種開始(9月25日)</li> <li>・4回目接種の対象者を拡大し，優先接種対象者(幼稚園・保育園等の従事者，教職員等，警察・消防職員)のオミクロン株対応ワクチンによる予約受付開始(9月21日)，接種開始(9月25日)</li> <li>・4回目接種の対象者を拡大し，12歳以上の全ての方のオミクロン株対応ワクチンによる予約受付を開始(9月28日)</li> </ul> <p>(併せてオミクロン株対応ワクチンによる3回目接種も開始)</p>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4回目接種の対象者を拡大し，12歳以上の全ての方のオミクロン株対応ワクチンによる接種開始(10月1日)</li> <li>・60歳以上の4回目未接種者へオミクロン株対応ワクチンの接種開始の案内はがきを送付(10月12日)</li> <li>・12歳以上60歳未満の4回目接種対象者へオミクロン株対応ワクチン接種開始の案内はがきを送付(10月12日)</li> <li>・オミクロン株(BA.4/5)対応のファイザー社ワクチンによる予約受付を開始(10月14日)，接種開始(10月19日)</li> <li>・本庁と全地区市民センター，保健センター，地域包括支援センターにおいて予約支援開始(10月21日)</li> <li>・5回目接種の予約受付開始(10月24日)，接種開始(10月27日)</li> <li>・乳幼児の予約受付開始(10月31日)</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の接種開始(11月4日)</li> <li>・宇都宮大学において大規模な集団接種(約5,400人)を実施(11月2日，5日，6日，11日，13日，16日，25日，26日，27日)。</li> <li>・武田社ワクチン(ノババックス)4・5回目の接種開始。また，3回目以降にノババックスを接種した場合，オミクロン株対応ワクチンの接種は不可となる(11月8日)</li> <li>・オミクロン株(BA.4/5)対応のモデルナ社ワクチンによる接種開始(12月3日)</li> <li>・予約サイトやコールセンターで予約可能な日程を，これまでの「3週間先」から「4週間先」へ拡大(11月18日)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライトキューブ宇都宮において大規模な集団接種(計3,000人分)を実施(12月9日，17日，18日，26日)。隣接する「ウツノミヤテラス」の店舗と連携し，接種者に対して割引などのサービスを提供</li> <li>・オミクロン株対応のモデルナ社ワクチンの接種年齢がこれまでの「18歳以上」から「12歳以上」へ引き下げになる(12月13日)</li> <li>・清原工業団地管理センターおよび清原地区市民センターにおいて，工業団地の就労者を対象とした集団接種を実施(12月22日，23日)</li> </ul>

1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベルモールにワクチンバスを派遣し、集団接種を実施(1月14日)</li> <li>・ライトキューブ宇都宮において集団接種(計900人分)を実施(1月21日, 28日)。隣接する「ウツノミヤテラス」の店舗と連携し、接種者に対して割引などのサービスを提供</li> <li>・工業団地でワクチンバス派遣による集団接種を実施(1月24日, 25日, 26日)</li> <li>・オミクロン株対応ワクチンの未接種者(3～5回目)に接種勧奨はがきを送付(1月20日)</li> <li>・本庁と全地区市民センター, 保健センター, 地域包括支援センターにおける予約支援を終了(1月31日)</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライトキューブ宇都宮において集団接種(計450人分)を実施(2月4日)。隣接する「ウツノミヤテラス」の店舗と連携し、接種者に対して割引などのサービスを提供</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライトキューブ宇都宮において集団接種(計300人分)を実施(3月11日, 18日)。隣接する「ウツノミヤテラス」の店舗と連携し、接種者に対して割引などのサービスを提供</li> <li>・小児(5～11歳)へのオミクロン株(BA.4/5)対応ワクチンによる3回目接種開始(3月22日)</li> <li>・小児の3回目未接種者に対し、オミクロン株対応ワクチンの案内はがきを送付(3月24日)</li> </ul>

(3) 感染症発生動向調査事業 (平成11年度開始 令和5年度予算: 1,415千円 国1/2, 市1/2)

【事業の目的・内容】

感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、一～五類感染症を週単位(一部月単位)で情報収集, 分析, 提供及び公開し、感染症の予防及びまん延の防止を図る。

一類から四類については全数届出。五類感染症については、全数把握対象と定点把握対象に分けられている。

市内の定点医療機関数は、インフルエンザ18, 小児科11, 眼科3, 性感染症4, 基幹病院2, 疑似症2, 病原体5(インフルエンザ2, 小児科1, 基幹病院2)である。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12～14条 感染症発生動向調査事業実施要綱 宇都宮市感染症発生動向調査事業実施要綱	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》※ 感染症の発生状況は暦年で集計

① 感染症法第12条及び14条に基づく届出(医師の届出)

ア 一類感染症発生状況(危険が最も高い感染症)

	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	痘そう	南米出血熱	ペスト	マルブルグ病	ラッサ熱
平成30年	0	0	0	0	0	0	0
令和元年	0	0	0	0	0	0	0

令和2年	0	0	0	0	0	0	0
令和3年	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	0	0	0	0	0	0	0

イ 二類感染症発生状況（危険が高い感染症）※結核を除く。

	急性灰白髄炎	ジフテリア	SARS	鳥インフルエンザ <sup>※</sup> (H5N1) (H7N9*)	MERS*
平成30年	0	0	0	0	0
令和元年	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	0	0	0
令和3年	0	0	0	0	0
令和4年	0	0	0	0	0

ウ 三類感染症発生状況

	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌感染症
平成30年	0	0	0	0	15
令和元年	0	1	0	0	8
令和2年	0	0	0	0	7
令和3年	0	0	0	0	12
令和4年	0	0	0	0	13

エ 四類感染症発生状況（全44疾患）

	A型肝炎	E型肝炎	オウム病	つつが虫病	デング熱	日本紅斑熱	ジカボネラ症
平成30年	4	1	0	0	0	0	7
令和元年	0	0	0	0	1	1	9
令和2年	0	0	1	0	0	0	15
令和3年	0	0	1	0	0	0	7
令和4年	0	0	0	1	0	0	12

オ 新型インフルエンザ等感染症発生状況（※令和2年次の類型は指定感染症）

	新型コロナウイルス感染症
令和3年	4,915
令和4年	67,036

※令和4年は9月25日までの集計

カ 五類感染症発生状況

(ア) 全数把握対象感染症発生状況（全24疾患）

	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎	加ハ耐性腸内細菌科細菌感染症	クロイツフェルト・ヤコブ病	バンマイン耐性球菌感染症	急性弛緩性麻痺*	急性脳炎	劇症性血球菌感染症	症溶性ウイルス感染症	後天性免疫不全症候群	侵襲性インフルエンザ菌感染症	侵襲性肺炎球菌感染症	梅毒	破傷風	播種性クリプトコックス症	百日咳**	風しん
H30	3	0	6	0	0	0	7	2	1	0	9	6	0	0	16	2	
R1	4	2	2	0	0	2	2	3	3	0	6	9	0	0	34	4	
R2	2	0	6	0	1	0	4	3	2	0	3	20	1	1	4	0	
R3	1	2	3	1	0	0	2	1	1	0	4	30	0	0	2	0	
R4	3	1	1	1	0	0	0	0	1	1	2	32	0	0	0	0	

\*平成30年5月1日より追加

\*\*平成30年1月1日より追加



(イ) 定点把握対象感染症発生状況（月報分）

		性器クラミジア	性器ヘルペスウイルス	尖圭コンジローマ	淋菌感染症
平成30年	男	159	25	85	119
	女	56	25	5	13
令和元年	男	164	25	68	111
	女	99	46	12	22
令和2年	男	161	30	71	78
	女	116	93	16	16
令和3年	男	154	24	74	100
	女	126	66	30	16
令和4年	男	196	48	78	139
	女	99	70	10	23

		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	薬剤耐性緑膿菌感染症
平成30年		53	0	0
令和元年		64	0	0
令和2年		61	0	0
令和3年		78	0	0
令和4年		74	0	1

(イ) 定点把握対象感染症発生状況（週報分） ※別紙

② 感染症法第13条に基づく届出（獣医師による届出）

- 平成23年 鳥インフルエンザ（H5N1）の鳥類 2件

(4) 感染症の発生・まん延防止対策の実施

（平成11年度開始 R5年度予算：1,054千円 国1/2,市1/2）

【事業の目的・内容】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康診断の勧告、汚染箇所の消毒、二次感染の防止等を図り、感染症の発生及びまん延を防止する。

根拠法令等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第17～20条，27条 宇都宮市保健所条例 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について （平成17年2月22日付け健発第0222002号厚生労働省健康局長通知） 新型インフルエンザ等対策特別措置法 宇都宮市新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会設置要綱	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》

① 感染症患者接触者等の健康診断の勧告（又は措置）及び病原菌検索（第17条関係）

	細菌性赤痢	0157	026	0103	0111	0112	0121	0128	0不明	コレラ	計
平成30年度	4	14	0	3	0	0	2	0	5	0	28
令和元年度	0	27	0	3	0	0	2	0	0	0	32
令和2年度	0	5	0	3	3	1	2	0	8	0	22
令和3年度	0	11	2	0	0	0	0	0	1	0	14
令和4年度	0	7	2	0	0	0	0	6	7	0	22

② 感染症患者の入院の勧告又は措置（第19条関係）

令和2年3月、帰国者接触者外来において新型コロナウイルス感染症患者が確認され、市内の感染症指定医療機関へ入院勧告を実施。

③ 感染症患者の移送（第21条関係）

	移送数	感染症名
平成30年度	1	結核
令和元年度	7	結核, 新型コロナウイルス感染症
令和2年度	216	新型コロナウイルス感染症
令和3年度	889	結核, 新型コロナウイルス感染症
令和4年度	1,081	結核, 新型コロナウイルス感染症

④ 浸水地域の防疫の実施（第27条関係）

	消毒箇所数	方法等
平成26年度	14	業者委託：4箇所 職員対応：10箇所
平成27年度	8	業者委託：8箇所
平成28年度	2	職員対応：2箇所（消毒薬配布）
平成29年度	1	職員対応：1箇所（消毒薬配布）
平成30年度	1	職員対応：1箇所（消毒薬配布）
令和元年度	609	業者委託：2ヵ所 職員対応（消毒薬散布）：607箇所※

※台風19号の影響により、消毒箇所増加

⑤ 感染性胃腸炎集団発生事例対応

社会福祉施設等の長は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号健康局長等通知）に基づき、次のいずれかの場合、施設等所管課及び保健所に対し報告することとなっている。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによる  
と疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が※10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※従来<sup>1</sup>の報告基準を超えてからの報告では、施設内において感染が一定規模まん延し、終息までに長時間を要してしまうことから、平成20年12月15日付け保健所長名で、社会福祉施設の長に対して、報告基準の変更を通知

変更前：有症者数が10名以上 ⇒ 変更後：1日あたりの有症者数が5名以上

《集团発生報告数》

	施設数	内 訳		発症者数（人）			
				入所者等	職員	計	
平成30年度	22	高齢者施設	1	5	6	11	313
		児童福祉施設	13	157	17	174	
		障がい者施設	1	6	3	9	
		幼稚園	6	103	8	111	
		その他の学校	1	5	3	8	
令和元年度	12	高齢者施設	1	12	2	14	242
		児童福祉施設	9	187	11	198	
		障がい者施設	1	20	3	23	
		その他の学校	1	6	1	7	
令和2年度	1	児童福祉施設	1	19	4	23	23
令和3年度	19	障がい者施設	1	12	3	15	430
		児童福祉施設	17	366	34	400	
		小学校	1	14	1	15	
令和4年度	30	高齢者施設	3	38	10	48	516
		児童福祉施設	25	384	28	412	

		小学校	2	55	1	56
--	--	-----	---	----	---	----

⑥ 新型インフルエンザ対策

ア 新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会（旧「連絡会議」）の開催

市域における新型インフルエンザ等への対応体制を整備するため、関係機関との協議会を開催（平成24年度「新型インフルエンザ連絡会議」より移行）

(ア) 地域連絡協議会の構成

区分	所属	
委員	宇都宮市医師会	会長
		副会長（感染対策・救急災害対策部担当）
		宇医保健事業団夜間休日診療部担当理事
	宇都宮市歯科医師会	会長
	宇都宮市薬剤師会	会長
	栃木県看護協会	会長
	感染症指定医療機関	NHO栃木医療センター 副院長
	警察署	宇都宮中央警察署 警備課長
		宇都宮東警察署 警備課長
		宇都宮南警察署 警備課長
	消防局	宇都宮市消防局 警防課長
	宇都宮市教育委員会	学校健康課 課長
栃木県	健康増進課 感染症対策室 室長	
宇都宮市保健所	保健所 所長	
事務局	宇都宮市保健所	副所長，保健予防課，保健所総務課

(イ) 開催実績

	開催回数
平成28年度	1
平成29年度	1
平成30年度	1
令和元年度	0
令和2年度	2
令和3年度	0

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症対応等のため中止

イ 行動計画等の策定

平成18年1月 行動計画初版策定

平成19年1月 行動計画一部改定（第2版：国計画の改定に伴う改定）

平成20年1月 行動計画一部改定（第3版：同上），対応マニュアル初

- 版策定
- 平成22年8月 行動計画一部改定（第4版：同上）
- 平成26年3月 行動計画策定（特措法施行及び国・県計画の全面改定に伴う全面改定）
- 平成27年3月 対応マニュアル策定（新行動計画の策定に伴う策定）

【国・県の動向】

- 平成24年 5月 新型インフルエンザ等対策特別措置法成立
- 平成25年 4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
- 6月 国の行動計画及びガイドライン策定（全面改定）
- 11月 県の行動計画策定（全面改定）
- 平成26年 3月 県のガイドライン策定（新行動計画の策定に伴う策定）
- 令和3年 2月 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正（新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請及び命令等を規定するもの）

（5）感染症診査協議会（感染症担当分科会）の開催

（平成11年度開始 令和4年度予算：1,092千円 市単独）

【事業の目的・内容】

一類・二類の感染症患者等（結核を除く）が発生し、勧告（措置）入院した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、入院勧告による入院の延長に関する必要な事項について診査する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条 宇都宮市保健所条例	保健予防課 感染症予防グループ

【入院勧告事例】

市内医療機関等において新型コロナウイルス感染症患者が確認され、市内の感染症指定医療機関等へ入院勧告を実施。

（6）新型コロナウイルス感染症対策及び医療給付事業

① 事業の概要

ア 目的

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るとともに、患者に対する適切な医療を提供する。

イ 対象者等

新型コロナウイルス感染症患者、接触者等

ウ 法令等

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 宇都宮市感染症発生動向調査実施要綱

## ② 取組経過・実績等

### ア 行政検査の実施

- 本市と行政検査に係る委託契約を締結した帰国者・接触者外来等において、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う者に対して検査を実施する。当該医療機関において検体を採取し、当該医療機関又は民間検査機関において検査を実施する（委託分）。

#### ● 検査件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託分	30,654件	87,521件	270,315件

#### ● 累積委託医療機関数

- 令和2年度末時点：128機関
- 令和3年度末時点：167機関
- 令和4年度末時点：201機関

### イ 地域外来・検査センター（PCR検査センター）の運営

- 市民の不安解消や感染拡大の防止、検体採取の作業の効率化など、PCR検査体制を強化するため、自家用車等から降りずにその場で検体を採取するドライブスルー方式を活用したPCR検査センターを設置し、検体採取を実施する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検査件数	7,259	15,591	2,832
行政検査※1	4,247	13,507	2,159
医療機関依頼分	1,098	342	398
出張※2	1,914	1,542	0
個人向け※3	—	200	275

※1 保健所における積極的疫学調査の中で判明し、保健所の判断で実施した検体採取分

※2 陽性者が発生した高齢者施設等に赴き、実施した検体採取分

※3 県外往来者(首都圏等)等を対象とした個人向けPCR検査（令和3年5月26日から開始）

### ウ 陽性者数

【令和2年度】 1,642件

【令和3年度】 18,624件

【令和4年度】 109,395件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
件	6,429	3,761	976	11,846	21,227	8,979	4,873	13,899	20,700	12,329	3,190	1,186	109,395

数													
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

エ クラスター発生件数

【令和2年度】14件

【令和3年度】53件

【令和4年度】118件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
件数	2	2	2	4	12	5	2	22	40	16	7	4	118

オ 患者移送件数

● 感染症法に基づく陽性患者の移送

	移送件数
令和2年度	216件
令和3年度	888件
令和4年度	1,078件

● 医療機関等搬送円滑化事業による患者の搬送（令和2年6月～）

発熱患者や濃厚接触者で診療・検査が必要な者のうち、交通手段を有しない者を専用車両により搬送する事業

	搬送件数
令和2年度	113件
令和3年度	359件
令和4年度	30件

カ 医療費の給付

	入院医療費		検査診療費	
	件数	金額	件数	金額
令和2年度	353件	24,605,048円	10,661件	46,373,532円
令和3年度	2,745件	272,119,674円	87,459件	320,531,208円
令和4年度	3,901件	367,220,872円	270,315件	583,518,126円

【令和4年度 内訳】

3月	302件	35,507,465円	15,284件	42,391,487円
4月	277件	28,797,293円	17,603件	41,822,296円
5月	214件	22,849,538円	15,262件	35,494,170円
6月	111件	12,175,212円	9,774件	22,048,461円
7月	245件	20,251,887円	27,182件	59,422,132円
8月	367件	31,054,166円	35,070件	75,493,585円
9月	334件	28,790,191円	21,573件	44,138,223円
10月	300件	22,278,284円	17,439件	35,581,169円

11月	441件	41,744,223円	28,487件	58,539,747円
12月	572件	54,757,938円	35,887件	74,562,264円
1月	466件	42,909,649円	29,084件	59,208,877円
2月	272件	26,105,026円	17,670件	34,815,715円
計	3,901件	367,220,872円	270,315件	583,518,126円

### ③ 今年度の取組予定

#### ア 執行方針

感染症法等に基づき、国や県の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する有効かつ的確なまん延防止措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止を図るとともに、入院患者に対する適切な医療を提供する。

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが2類相当から5類に見直された後は、国の方針に円滑に対応していく。

#### イ 予算

##### (ア) 新型コロナウイルス感染症対策事業

- ◇ 歳入：38,874千円 国庫補助金 (1/2)
- ◇ 歳出：77,752千円 【20款5項10目 予防費 感染症予防費】

(単位：千円)

節	説明科目	令和5年度予算	摘要
需用費	消耗品費	3,457	検査センター運営に係る消耗品費等
役務費	通信運搬費	1,005	パルスオキシメーター等郵送料
委託料	委託料	73,290	患者移送業務委託料等
合計		77,752	

##### (イ) 新型コロナウイルス感染症医療給付事業

- ◇ 歳入：242,544千円
  - 国庫負担金 (3/4) 103,969千円
  - 国庫補助金 (1/2) 138,575千円
- ◇ 歳出：427,048千円 【20款5項10目 予防費 感染症予防費】

(単位：千円)

節	説明科目	令和5年度予算	摘要
委託料	委託料	11,269	審査支払手数料
扶助費	医療給付費	415,779	入院医療費・検査診療費
合計		427,048	

### ④ 事業の沿革

令和2年1月	・国内1例目の発生 (14日) ・帰国者・接触者相談センターの設置 (保健所保健予防課内)
2月	・市新型コロナウイルス感染症危機対策本部設置 (3日)



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者外来の設置（4日～）</li> <li>・県内1例目の発生（22日）</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内1例目の発生（18日）</li> <li>・保健師のオンコール体制開始（20日～）</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ特措法に基づく緊急事態宣言が全国を対象に発令</li> <li>・県内の電話相談の一時対応を担う栃木県新型コロナウイルスコールセンターが開設（14日）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者外来への行政検査委託（個別契約）の開始</li> <li>・PCR検査センターの開設，運営開始（戸祭山緑地公園駐車場）（13日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内1例目のクラスターの発生</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検体回収を行う会計年度任用職員の配置</li> <li>・市医師会を通じた行政検査の委託（集合契約）の開始</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査センターの設置延長</li> <li>・検体採取所の臨時開設対応の開始</li> <li>・栃木県機動調査チームに9名（事務2，保健師3，薬剤師3，獣医師1）登録</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査体制の拡充策として3つの柱を整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>「患者の早期発見」：身近な医療機関における診療から検査に迅速につながる体制の強化（診療検査医療機関を支援10月～）</li> <li>「クラスターの早期封じ込め」：学校や福祉施設におけるクラスター発生を封じ込める検査体制の強化（11月～）</li> <li>「感染症対策と経済活動両立支援」：社会経済活動を維持・再開するための検査の仕組の構築（ビジネスPCR1月～）</li> </ul> </li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療検査体制強化協力金制度の創設</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や福祉施設等におけるクラスターを封じ込める即日調査・検査体制の確保事業の開始</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査センターの臨時開設の開始（保健所南駐車場）</li> </ul>
令和3年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスPCR等支援事業開始（健康増進課所管により4日～）</li> <li>・市内の1日の新規陽性者数（発表日ベース）が過去最大77名（6日）</li> <li>・市独自の緊急事態宣言を発令（6日）（～延長（2/7），～終了（2/21））</li> <li>・市全庁応援開始（1/8：28名～，1/15：14名追加）</li> <li>・自宅療養者が急増，NHU栃木医療センター川口医師による入院調整支援開始（1/8～3/31）</li> <li>・特措法第32条第3項に基づく緊急事態措置区域に栃木県が追加（1/13～2/7）され，本県を含む7都府県に緊急事態宣言が発令（14日～栃木県のみ2/8解除）</li> <li>・厚生労働省支援チームによる応援開始（1/14～22国の支援事業，1/23～2/7県の支援事業）</li> <li>・県事業による自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸与開始</li> </ul>

	(1/16～)
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市衛生環境試験所にて変異株のスクリーニング検査開始（12日～）</li> <li>・精神科病院，高齢者施設等の従事者を対象とした一斉行政検査の開始（2/15～3/25）</li> <li>・国による医療従事者（NHU宇都宮病院）への新型コロナウイルスワクチン先行接種（15日～）</li> <li>・国（内閣官房）と県によるモニタリング検査が市内団体及びスポット配布で実施（2/22～3/14）</li> <li>・市全庁応援の第1陣28名中20名の応援終了（21日），第1陣の応援8名と第2陣14名の応援終了（28日～）</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁応援14名（1日10名）体制開始（1日～）</li> <li>・NHU宇都宮病院沼尾医師による積極的疫学調査等支援（週1日，9日～）</li> <li>・全ての都道府県の緊急事態措置が終了（21日）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外往来者（首都圏等）等を対象とした変異株対応臨時PCR検査の実施（5/26～31）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスPCR等検査支援事業の上限額及び補助額の引き上げ（6/1）</li> <li>・社交飲食業に対して感染対策の注意喚起を訪問にて実施（生活衛生課により6/29～7/1）</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外往来者（首都圏等）を対象とした個人向けPCR検査の実施（8/2～1/10）</li> <li>・商店街と連携した飲食店従業員向けスポットPCR検査の実施（7/30，8/20）</li> <li>・精神科病院，高齢者施設等の従事者を対象とした一斉行政検査の実施</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外往来者（首都圏等）を対象とした個人向けPCR検査の対象者の拡充（1/13～）</li> <li>・ビジネスPCR等検査支援事業の上限額の引き上げ及び補助対象の拡充（1/20～3/31）</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生届の全数届出の見直し（9/26～）</li> </ul>
令和5年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの変更（5/8予定～）を決定（新型コロナウイルス感染症対策本部（国））</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用の考え方の変更（着用は個人の判断に委ねることとする）（3/13～）</li> </ul>

## （7）エイズ・性感染症の予防普及啓発

（平成8年度開始 令和4年度予算：644千円 国1/2, 市1/2）

### 【事業の目的・内容】

市民がエイズ・性感染症に関する正しい知識を持ち，性に関する適切な意思決定や行動選択ができる能力を養うため，予防教育や検査・相談体制の充実，関係機関とのネットワーク強化を行い，エイズ・性感染症のまん延防止を図る。また，

正しい知識の普及により，社会におけるエイズ等への偏見・差別をなくす。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 性感染症に関する特定感染症予防指針	保健予防課感染症予防グループ

《実績》

① 正しい知識の普及啓発

ア 啓発活動の充実

(ア) 中学校，高校，大学等における健康教育の実施

事 業 名	期 間	実施場所・参加者数
エイズ予防教育出前講座	中学校	令和4年 7月15日 宇都宮海星女子学院 3年生 24人
		令和4年 9月12日 泉が丘中学校 2年生 227人
		令和4年11月29日 一条中学校 2年生 147人
	高等学校	令和4年 4月21日 作新学院高校 情報科学部 1年生 460人
		令和4年 7月6日 宇都宮工業高等学校(定時制)1～4年生 136人
		令和4年 7月15日 宇都宮海星女子学院 3年生 24人
		令和4年 9月6日 宇都宮清陵高等学校 1年生 197人
		令和4年 10月14日 作新学院高校 トップ英進部 1年生 464人
		令和4年 11月14日 文星芸術大学附属高等学校 1年生 308人
		令和4年12月12日 栃木県立岡本特別支援学校 1～3年生 3人
		令和4年12月20日 作新学院高校 総合進学部 1年生 308人
	専門学校等	令和4年 7月12日 済生会宇都宮病院看護専門学校 1年生 44人
		令和4年 9月16日 NH0栃木医療センター付属看護専門学校 1年生 42人

(イ) 市広報紙への掲載 (H I V検査普及週間，世界エイズデー)

(ウ) 職場，学校等で行うエイズ教育への支援 (エイズ図書・パネルの貸)

，パンフレット等啓発資料の配布)

実施内容	貸し出し先・配布先	実施回数・配布数等
図書、ビデオパネル等 教材の貸し出し	中学校・高校・大学等	随時
パンフレット等啓発 資料の配布	食品衛生協会講習時	12回・530部
	中学校・高校・大学等	13回・2631部
	保健所内常設コーナー	50部
	検査会場	780部

(エ) パネル展示 (通年)

イ HIV検査普及週間 (6月1日～7日) 関連事業

休日即日検査の実施：令和4年6月5日 13時～14時30分

受検者数 4人

ウ 世界エイズデーキャンペーン関連事業の展開

リーフレット入りクリアファイルの配布及び、パネル展示、パンフレット  
配布

※ 世界エイズデーキャンペーン期間中に配布

事業名	実施日	実施回数・配布数等
市広報紙掲載	令和4年12月1日 発行	
市ホームページへの掲載	令和4年11月18日 ～12月10日	
本庁1F市民ホール・保健所で ポスター展示及びパンフレッ ト、リーフレット入りクリア ファイル等の配布	令和4年11月28日 ～12月28日	本庁・保健所2か所 (パンフレット 200部 (クリアファイル 72部) (ティッシュ 400部)
中学校, 高等学校, 専門学校, 大学への普及啓発 パンフレット・ポスター, リー フレット入りクリアファイル 等の配布	令和4年11月14日 ～12月9日	中学31校 高校25校 専門学校26校 大学8校 (パンフレット・ポスター 4578部) (クリアファイル 400部)
民間企業への普及啓発 パンフレット・ポスター等の配 布	令和4年11月14日 ～12月9日	民間企業 8社 (パンフレット952部) (クリアファイル400部)
医療機関への普及啓発 パンフレット・ポスター等の配 布	令和4年11月14日 ～12月9日	婦人科・泌尿器科 1 か所 (計1616部)
市役所窓口等でのパネル展示 レッドリボン配布・着用依頼	令和4年11月14日 ～12月9日	本庁・出先機関39か所 配布数 743部
休日即日検査	令和4年12月10日	受検者数 13人

(オ) 青少年のエイズ予防普及啓発事業 (再掲)

リーフレット入りクリアファイルの配布及び、パネル展示、パンフレッ

ト配布

※ 世界エイズデーキャンペーン期間中に配布

② エイズ対策推進のためのマンパワーの養成事業

ア 所内研修会の実施

事業名	実施日	実施回数・配布数等
エイズ対策従事者研修会 (エイズ対策に関わる職員を対象とした基本的講話の実施)	令和4年8月22日(月) 「性と身体と心について」ヘルスプロモーション推進センター オフィスいわむろ 代表・医師 岩室紳也氏	1回 学校教諭，産業保健師，病院関係者等保健師，訪問看護事業所，地域包括支援センター，居宅介護支援事業所，保健師，市職員30名

(8) エイズ・性感染症・ウイルス性肝炎の検査・相談

(平成8年度開始 令和4年度予算：2,249千円 国1/2，市1/2，県日曜HIV分の1/2)

【事業の目的・内容】

エイズ，性感染症及びウイルス性肝炎について，検査・相談の充実を図り，感染の早期発見，早期治療及び二次感染の防止を推進し，まん延防止を図ることを目的とする。

また，検査・相談の機会に，相談者が性に関する適切な意志決定や行動選択ができる能力を養えるよう，エイズ，性感染症及びウイルス性肝炎の正しい知識の普及啓発を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 性感染症に関する特定感染症予防指針 宇都宮市保健所条例	保健予防課感染症予防グループ

《経過》

時期	内容
平成8年度～	HIV抗体検査・相談事業を開始 保健所：毎週水曜日（受付時間 午前9時から10時）
平成10年度～	日曜HIV検査を県との共催事業として実施 保健センター：毎月第4日曜日（受付時間 午後1時から4時）
平成12年8月～	性器クラミジア抗体検査，梅毒検査を開始
平成13年5月～ 10月	C型肝炎抗体検査を開始（HIV抗体検査と同時希望の場合，無料）

平成17年4月～	H I V・梅毒検査について即日検査を開始（予約制10人／回） ウイルス性肝炎検査について月1回の実施に変更（第2水曜日のみ）
平成18年度～	H I V検査普及週間（6／1～7）の開始により，6月に夜間検査を実施
平成19年度～	クラミジア抗原検査のモデル事業を実施 ウイルス性肝炎検査の無料化 7月 B型肝炎抗体検査を廃止し，抗原検査のみに変更
平成20年1月～	ウイルス性肝炎検査について，毎月第2・4水曜日，第4日曜日に実施
平成21年4月～	クラミジア抗体検査から抗原検査へ変更
平成22年4月～	日曜H I V・性感染症・ウイルス性肝炎検査の受付時間を午後1時から午後4時を午後1時から午後3時30分に変更
平成24年10月～	C型肝炎抗体検査試薬の製造中止に伴い，ウイルス性肝炎検査業務を臨床検査機関に委託開始
平成25年4月～	ウイルス性肝炎検査について，毎週水曜日，第4日曜日に変更 性器クラミジア検査の試薬の製造中止に伴い，性器クラミジア検査業務を臨床検査機関に委託開始
令和元年3月	新型コロナウイルスまん延防止のため，検査の規模を縮小して実施
令和2年3月～	新型コロナウイルスまん延防止のため，検査を予約制（5人）にて実施
令和2年3～5月	新型コロナウイルス感染症による，緊急事態宣言の発出のため，日曜H I V検査を中止（結果通知のみ実施）
令和2年6月～	新型コロナウイルスまん延防止のため，検査を予約制（水曜日：10人，日曜日：15人）にて実施
令和5年4月～	通常検査を再開する。 水曜日の即日検査（定員10名），日曜日の検査（定員20名）は予約制

《実績》

① H I V・エイズに関する相談受付件数（令和3年度 電話108件及び来所4件）

	H I V検査	一般的知識	感染機会	治療（病院等）	その他
令和元年度	203	744	5	5	0
令和2年度	130	376	1	0	0
令和3年度	100	402	3	0	0
令和4年度	240	384	17	0	1

（令和4年度 電話161件及び来所1件）

② H I V検査件数

年 齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
令和 元年度	男	10	171(1)	159(2)	89(1)	66	495(4)
	女	6	108	72	32	12	230
	計	16	279(1)	231(2)	121(1)	78	725(4)
令和 2年度	男	11	94(1)	87	33	37	262(1)
	女	4	58	28	15	4	109
	計	15	152	115	48	41	371(1)
令和 3年度	男	10	100	94	18	27(1)	249(1)
	女	5	71	35	7	8(1)	126(1)
	計	15	171	129	25	35(2)	375(2)
令和 4年度	男	0	108(1)	132	60	44	344(1)
	女	2	61	32	25	8	128
	計	2	169(1)	164	85	52	472(1)

( ) は陽性者数・再掲

### ③ クラミジア検査件数

年 齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
令和 元年度	男	5(1)	116(9)	105(1)	54(1)	44(1)	324(13)
	女	4(1)	84(13)	54(3)	18	8	168(17)
	計	9(2)	200(22)	159(4)	72(1)	52(1)	492(30)
令和 2年度	男	9	77(7)	69(2)	22(2)	28	205(11)
	女	4	45(7)	22	8	2	81(7)
	計	13	122(14)	91(2)	30(2)	30	286(1)
令和 3年度	男		78(2)	73(6)	15	23	
	女	4(3)	59(13)	24(3)	5(1)	6	
	計	12(3)	137(15)	97(9)	20(1)	29	295(28)
令和 4年度	男	0	87(8)	99(1)	42	38	266(9)
	女	2(1)	49(5)	25(1)	17(1)	3	96(8)
	計	2(1)	136(13)	124(2)	59(1)	41	362(17)

( ) は陽性者数・再掲

### ④ 梅毒検査件数

年 齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
令和 元年度	男	10(1)	170(1)	161(2)	86(2)	65(3)	492(9)
	女	6	108	72(1)	32(1)	12(1)	230(3)
	計	16(1)	278(1)	233	118(3)	77(4)	722(12)
令和 2年度	男	11	94(1)	85(1)	32(3)	36(2)	258(7)
	女	3	57(1)	28(1)	13(2)	4	105(4)
	計	14	151(2)	113(2)	45(5)	40(2)	363(11)
令和	男	9	99(4)	94(2)	19	27(1)	248(7)

3年度	女	5	72	36(1)	9		129(2)
	計	14	171(4)	130(3)	28	34(2)	377(9)
令和 4年度	男	0	110(1)	133(3)	60	47	350(4)
	女	2	62	32(1)	25(1)	10	131(2)
	計	2	172(1)	165(4)	85(1)	57	481(6)

( ) は陽性者数・再掲

⑤ B型肝炎検査件数

年 齡 年 度		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
令和 元年度	男	2	70	80	46	39(1)	237(1)
	女	0	57	42	17	12	128
	計	2	127	122	63	51(1)	365(1)
令和 2年度	男	5	54	63	18	24	164
	女	2	39(1)	27	10	5	83(1)
	計	7	93(1)	90	28	29	247(1)
令和 3年度	男	2	55	54	9	17	137(1)
	女	3	40	21	4	5	73
	計	5	95	75(1)	13	22	210(1)
令和 4年度	男	0	72	85	34	30(1)	221(1)
	女	2	39	26	18	7	92
	計	2	111	111	52	37(1)	313(1)

( ) は陽性者数・再掲

⑥ C型肝炎検査件数

年 齡 年 度		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
令和 元年度	男	2	70	81	46	39	238
	女	0	57	42	17	13	129
	計	2	127	123	63	52	367
令和 2年度	男	4	54	63	18	24	163
	女	2	39	27	10	5	83
	計	6	93	90	28	29	246
令和 3年度	男	2	55	54	9	18	138
	女	3	40	21	4	5	73
	計	5	95	75	13	23	211
令和 4年度	男	0	72	85(1)	34	30	221(1)
	女	2	39	26	18	6	91
	計	2	111	111(1)	52	36	312(1)

( ) は陽性者数・再掲



(9) 風しん抗体検査・相談 (平成26年度開始 令和5年度予算：4,561千円 国1/2, 市1/2)

【事業の目的・内容】

妊娠を希望する市民等が風しんに関する正しい知識を持ち、自ら風しん抗体の有無の状況を認識する機会を提供し、必要に応じて相談や保健指導等を実施することにより、感染に対する不安の軽減を図るとともに、抗体陰性者については予防接種の勧奨を行い、先天性風しん症候群の発症を予防することを目的とする。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 特定感染症検査等事業実施要綱	保健予防課感染症予防グループ

《経 過》

時 期	内 容
平成26年度～ 平成27年3月	6月から風しん抗体検査・相談事業を開始 (県内統一して開始) 保健所：毎週水曜日予約制 (受付時間 午前11時から12時) 休日風しん抗体検査 平成27年3月8日 (日) に実施
平成27年度	休日風しん抗体検査 年4回 (6・9・12・3月) に実施
平成28年度	夜間風しん抗体検査 年2回 (9・3月) に実施 休日風しん抗体検査 年2回 (6・12月) に実施
平成30年度	臨時夜間風しん抗体検査 年1回 (10月) に実施 風しん抗体検査を医療機関に委託開始

《実 績》

風しん抗体検査件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	1,184	792	727	629

(10) 結核発生動向調査事業 (平成8年度開始 令和4年度予算：331千円 市単独)

① 結核発生動向調査事業

【事業の目的・内容】

結核疾患の有効な予防対策を確立するため、患者情報などを国へオンライン入力により報告する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第12条 感染症発生動向調査事業実施要綱	保健予防課感染症予防グループ

## ア 新登録患者数

本市の結核罹患状況は、全国と比較すれば低い水準で推移しているものの、順調に減少しつつある状況ではない。

令和4年の新規登録患者数は26人（潜在性結核感染症を除く）で、人口10万人当たりの罹患率は5.0であり、また、潜在性結核感染症の新規登録者は12人である。

（潜在性結核感染症を除く）

区 分	令和2年		令和3年		令和4年	
	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率
全 国	12,739	10.1	11,519	9.2	集計中	集計中
栃 木 県	179	9.3	151	7.9	集計中	集計中
宇都宮市	33	6.4	32	6.2	26	5.0

## イ 年齢別新規登録者

本市の年齢別新規登録者は、70歳以上の高齢者が15人（57.8%）となっており、新規登録者全体の半数となる。（潜在性結核感染症を除く）

年齢別	令和2年		令和3年		令和4年	
	患者数	割合(%)	患者数	割合(%)	患者数	割合(%)
0～4	1(1)	3.0	0	0.0	0	0.0
5～9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10～14	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15～19	0	0.0	0	0.0	1	3.8
20～29	2	6.1	2(2)	6.2	1(1)	3.8
30～39	2(1)	6.1	2(1)	6.2	1(1)	3.8
40～49	1(1)	3.0	1(1)	3.2	0	0.0
50～59	3	9.1	2	6.2	2(1)	7.7
60～69	6	18.2	2(2)	6.2	6	23.1
70～	18	54.5	23	72.0	15	57.8
総数	33(3)	100.0	32(6)	100.0	26(3)	100.0

( ): 外国生まれ

## ウ 外国生まれ新規登録者数

令和4年の新規登録者数のうち、3人（11.1%）が外国生まれとなっている。

	令和2年	令和3年	令和4年
新登録者数	3	6	3
(潜在性結核感染症)	(4)	(0)	(1)

※ 令和4年国籍内訳：韓国2人，中国1人，スリランカ1人

## エ 年末現在登録患者数

本市の結核患者登録状況は令和3年末現在91人(潜在性結核感染症を除く)である。

(潜在性結核感染症を除く)

区分	令和2年	令和3年
全 国	31,551人	27,754人
栃 木 県	378人	351人
宇都宮市	96人	91人

## オ 年齢別年末現在登録者

新規登録者と同様，70歳以上が多くを占めている。

(潜在性結核感染症を除く)

	令和元年		令和2年		令和3年	
	患者数 (人)	割合(%)	患者数 (人)	割合(%)	患者数 (人)	割合(%)
0～4	0	0	0	0	1	1.1
5～9	0	0	0	0	0	0
10～14	1	0.8	1	1.0	0	0
15～19	0	0	1	1.0	0	0
20～29	7	5.9	9	9.4	8	8.8
30～39	9	7.6	4	4.2	7	7.7
40～49	10	8.5	9	9.4	4	4.4
50～59	18	15.3	14	14.6	10	11.0
60～69	13	11.0	12	12.5	11	12.1
70～	60	50.9	46	47.9	50	54.9
総数	118	100	96	100	91	100

## ② 結核登録票による患者管理

### 【事業の目的・内容】

結核患者が，適切な医療を受け，速やかに治癒し，社会生活に復帰することを支援するとともに，患者家族等の接触者からの感染と発病を防止し，患者を早期に発見するため患者管理を行っている。

結核登録票により患者の登録を行い，必要に応じて保健師が訪問指導を行う。登録者で医療を受けていない者の精密検査（管理検診）は，市長が適当と認められる医療機関を選定しその医療機関に委託して行う。治療終了後，自主的に医療機関を受診している者については医療機関からの病状報告にて，病状を把握する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の13	保健予防課感染症予防グループ

《令和4年1月～令和4年12月実績》

管理検診対象件数(延べ) 135件  
 管理検診受診件数(延べ) 132件 内訳) 管理検診 医療機関 87件  
 保健所 19件  
 定期病状報告数 26件

区分	令和2年	令和3年	令和4年
対象者数	164	147	135
受診者数	155	141	132
受診率(%)	94.5	95.9	97.8

### ③ 普及啓発事業

#### 【事業の目的・内容】

結核予防週間・世界結核デーを機に市民の結核に関する正しい知識を深めるとともに、官民一体となった結核対策の推進に一丸となって取り組む気運を高めることを目的とする。

#### ア 結核予防週間（9/24～9/30）関連事業

- ・ 市役所1階市民ホール及び保健所ロビーでのパネル展示・知識啓発資料の配布
- ・ 地域における保健福祉サービス提供の拠点（6拠点）での啓発資料の配布
- ・ 広報紙への結核に関する情報の掲載
- ・ 医療機関に対する、結核患者の届出・医療に関する情報提供
- ・ ミヤラジにてインフォーマーシャルを依頼、番組出演（3/15）

#### イ 世界結核デー（3/24）関連事業

広報紙への結核に関する情報の掲載

#### ウ 外国人結核対策における普及啓発

- ・ 外国人向け生活情報紙「おーい」への結核に関する情報の掲載
- ・ SNS（Facebook, LINE）での結核に関する情報の掲載
- ・ NPO法人宇都宮市国際交流協会での知識啓発資料の配布

#### エ 高齢者結核対策における普及啓発

- ・ 結核健診の受診勧奨に関するチラシ・ポスターを作成し配布  
 （配布先：医療機関，地域包括支援センター，老人福祉センター，サービス付き高齢者向け住宅，地区市民センター，出張所，地域コミュニティセンター，市民活動センター）

#### オ 健康教育の実施

- ・ 地域包括支援センター職員に対し、結核に関する健康教育を実施（12/23）

### (11) 感染症診査協議会（結核担当分科会）の開催

（平成8年度開始 令和5年度予算：1,560千円 市単独）

#### 【事業の目的・内容】

保健所に設置されている感染症診査協議会結核担当分科会は、5人の委員で構成され、感染症法に基づき宇都宮市内に居住する登録患者の就業制限と入院

勧告の適正，並びに結核医療費公費負担に係る医療の適正について診査する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第24条 宇都宮市保健所条例 宇都宮市感染症診査協議会規則	保健予防課感染症予防グループ

《実 績》

① 開催回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期診査会	21	24	23
臨時診査会	0	0	0

② 結核患者入院勧告状況

区 分	前年末 公費負担 件 数	新規件数	公費負担打ち切り件数			年 末 公費負担 件 数
			軽 快	死 亡	その他	
令和2年	7	15	18	3	1	0
令和3年	0	13	8	3	0	2
令和4年	2	9	7	1	0	2

③ 結核医療公費負担の診査状況

区 分	申請者数			診査合格			承認患者数		
	37条 の2	37条	計	37条 の2	37条	計	37条 の2	37条	計
令和2年	88	57	145	87	57	144	87	57	144
令和3年	85	34	119	85	34	119	85	34	119
令和4年	75	26	101	75	26	101	75	26	101

(12) 結核接触者健康診断

(平成8年度開始 令和4年度予算：4,083千円 国1/2, 市1/2)

【事業の目的・内容】

結核のまん延を防止するため必要があると認められるときは，結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し，①結核患者の接触者のうち感染者の有無を確認する②接触者のうち発病者を早期に発見する③感染源を追求することを目的として，結核接触者健康診断を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第17条	保健予防課感染症予防グループ

《実 績》

接触者健康診断の実施数（延べ件数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
胸部エックス線検査	22	61	35
ツベルクリン反応検査	0	4	0
IGRA検査	92	116	55

※ 保健所および委託医療機関実施分

要精査者の結果

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
結果	要医療（患者）	1	0	1
	潜在性結核感染症 治療開始	3	1	2
	発病のおそれ	3	13	3

(13) 結核医療費の公費負担（平成8年度開始）

令和4年度予算：13,326千円 37条：国3/4,市1/4, 37条の2：国1/2,市1/2)

【事業の目的・内容】

感染症法に基づく入院患者および結核患者の医療費及び療養費を公費負担する。

結核医療費は、法第18条（就業制限）及び法第19条、20条（応急入院勧告、本入院勧告）に基づく入院患者の医療費（法第37条）と結核患者の医療費（法第37条の2）について、公費負担制度が設けられている。

《実 績》

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託基金 分	37条の2分	件数	326件	205件	110件
		金額	2,008,178円	1,026,640円	816,037円
	37条分	件数	18件	14件	12件
		金額	11,091,850円	7,853,436円	6,374,942円
国保連委託 分	37条の2分	件数	413件	351件	280件
		金額	538,733円	626,179円	291,775円
	37条分	件数	98件	43件	27件
		金額	7,823,066円	3,460,213円	1,945,342円
合計	37条の2分	件数	739件	556件	390件
		金額	2,546,911円	1,652,789円	1,107,812円
	37条分	件数	116件	57件	39件
		金額	18,914,916円	11,313,649円	8,320,284円

(14) 結核対策特別促進事業

（平成8年度開始 令和4年度予算：362千円 国10/10）

## 【事業の目的・内容】

結核対策特別促進事業として、結核患者に確実に抗結核薬を服薬するよう支援し治療の完遂を図ることにより、結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的として、DOTS事業を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の14, 53条の15 結核対策特別促進事業実施要綱	保健予防課感染症予防グループ

## 《実 績》

### ① DOTSカンファレンス

国立病院機構宇都宮病院にて実施した。

結核患者に対し、退院後も確実に服用できるよう支援し、治療の完遂を図る。

区 分	開催回数	対象者
令和2年度	10	35
令和3年度	4	3
令和4年度	2	7

### ② 地域DOTS事業

#### ア 登録患者のDOTS実施状況

訪問・面接等によるDOTSの実施状況・頻度

区 分	延べ件数(件)	実人数(人)				
		訪問・面接	月1回	月1～2回	週1回	週3回 ～毎日
令和2年度	322	21	12	2	0	35
令和3年度	133	24	3	0	0	27
令和4年度	147	32	3	0	0	35

#### イ 薬局DOTS事業

宇都宮市薬剤師会と契約を締結。

	協力薬局数	実施延べ人数 (人)	実人数 (人)	新規者数 (人)
令和2年度	47か所	65	31	9
令和3年度	50か所	39	10	13
令和4年度	54か所	31	12	7

## (15) 結核定期健康診断

(平成8年度開始 令和5年度予算：4,451千円 市単独)

### ① 結核予防費の補助

#### 【事業の目的・内容】

事業者、学校および施設の長は、それぞれの業務に従事する者、学校の学生・生徒・児童又は、当該施設に収用されている者であって、政令で定める者に対し、政令で定める定期において、定期の健康診断を行わなければならない。

このため、私立学校の長が行う定期結核健康診断に係わる費用の一部を補助することにより、結核の予防を図る。

根拠法令等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の2～9, 第58条の2～3, 第60条	保健予防課感染症予防グループ

#### 《実績》

##### 結核予防費の補助

区分	補助施設数	補助金額
令和2年度	26	5,016,408円
令和3年度	25	4,321,184円
令和4年度	24	4,341,422円

### ② 結核検診

#### 【事業の目的・内容】

結核の早期発見のため、16歳以上の市民（学校・事業所等で検診を受けている人は除く）に胸部X線直接撮影による定期健康診断を実施している。

本市では、昭和33年から結核予防法に基づいて検診車による集団健診で開始した。昭和62年4月からは老人保健法の改正に伴い、40歳以上の市民については肺がん検診を併用している。

#### ア 結核検診実施状況（肺がん検診受診者を含む）※所管：健康増進課

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	発見患者数(人)
令和2年度	132,864	30,159	22.7	0
令和3年度	138,590	30,664	22.1	0

※平成24年度から対象者数は地区別年齢別人口（3月末日現在住民基本台帳）から算出



イ 定期健康診断実施状況（感染症法第53条の2に基づく定期の健康診断）（令和4年度）

区 分	対象者数	受診者数	受診率	間 接	直 接
事 業 者	20,521	19,424	94.7	4,818	14,608
学 校 長	9,676	9,559	98.8	1,179	8,380
施 設 長	2,517	2,438	96.9	759	1,679
合 計	32,714	31,421	96.0	6,756	24,665

※報告分のみの集計

※平成26年度より歯科診療所（事業者）に対し報告を求める通知を発送（対象者に含む）。

## 定点把握対象感染症(週報)

	月	令和4年1月				令和4年2月				令和4年3月				令和4年4月					令和4年5月				令和4年6月							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			
小児科 疾患	インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	RSウイルス感染症	0	0	0	3	2	2	3	0	5	16	4	3	2	2	3	5	11	2	1	2	3	4	2	4	3	4			
	咽頭結膜熱	1	0	1	0	1	4	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	5	0	3	8	3	5			
	A群溶血性レンサ球菌	10	2	16	5	5	9	4	6	3	8	9	11	6	7	4	4	9	3	13	12	7	15	12	22	8	10			
	感染性胃腸炎	11	16	21	13	21	21	17	7	9	33	23	6	17	7	18	7	7	12	9	21	24	22	25	28	20	17			
	水痘	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	1			
	手足口病	4	7	19	9	7	5	1	7	1	3	9	4	1	2	7	4	1	4	1	8	3	8	6	14	10	23			
	伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	5			
	突発性発疹	5	7	6	5	5	6	4	5	6	4	3	4	2	7	3	5	5	10	3	8	10	7	5	10	9	12			
	ヘルパンギーナ	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2	0	2	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	2	0	1	5			
	流行性耳下腺炎	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	0	0	0	2	0	0	2	0	1			
	計	32	34	64	36	43	47	30	28	26	66	48	32	30	26	37	31	35	31	29	51	56	58	58	88	54	83			
眼科	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	流行性角結膜炎	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
	計	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
基幹病院 定点	細菌性髄膜炎	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0			
	無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1			
	マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	感染性胃腸炎(ロタウイルスによるもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1				

月	令和4年7月				令和4年8月				令和4年9月					令和4年10月				令和4年11月				令和4年12月					令和4年 合計	令和3年 合計	令和2年 合計
	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52			
イン	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	5	18	2	1,151
RS	14	20	19	33	34	6	11	4	11	19	9	8	8	7	10	15	10	4	7	6	4	2	10	4	2	0	363	373	36
咽頭	5	3	1	1	2	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	0	0	1	2	2	1	65	83	66
A群	7	13	2	9	8	2	3	9	5	10	4	6	12	8	10	5	4	5	6	2	4	7	7	21	6	7	402	331	583
感染	10	10	7	7	3	0	1	5	4	9	5	2	7	4	4	3	3	3	4	9	8	13	12	10	20	12	607	412	303
水痘	1	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	21	40	84
手足	20	28	19	36	44	44	43	37	44	63	53	24	19	19	16	16	6	11	5	1	3	0	4	4	1	2	730	61	35
伝染	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	18	85
突発	10	5	7	5	5	0	7	4	6	5	3	3	4	4	3	5	3	6	3	1	5	6	4	3	5	3	271	274	326
ヘル	2	1	2	2	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	32	29	17
流行	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	29	33
計	69	81	63	93	101	52	67	59	73	107	74	44	50	43	44	44	27	29	25	22	26	30	39	50	41	30	2,536	1,652	1,924
急性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	6
計	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	6
細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	8	5	2
無菌	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	6	7	4
マイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロタ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	1	0	0	1	0	14	12	7

## 9 保健医療サービスの推進4（難病対策）

原因が不明で治療方法が確立されていない、いわゆる難病の患者及びその家族が安心して療養できる環境づくりを推進するため、医療費負担、精神的負担及び介護負担の軽減並びにQOL（生活の質）の向上等、地域における難病患者の日常生活を支援する。

### （1）地域在宅療養の支援（平成8年度開始 令和5年度予算：1,400千円 国1/2,市1/2）

#### 【事業の目的・内容】

難病患者等の在宅療養生活における保健・医療・福祉の総合的な支援を目的に、医療及び福祉関係者の協力を得て援助対象者受理会議等を開催し、保健・医療・福祉にわたる各種サービスの効果的な提供を行うための計画策定及び評価事業を行うとともに、医療相談事業を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
難病の患者に対する医療等に関する法律	保健予防課保健対策グループ

#### 《実 績》

#### ① 保健師活動 ※面接には毎日相談・イベント（相談）を含む

	訪 問		面接	電話
	実	延べ		
平成30年度	100	216	413	391
令和元年度	86	205	325	613
令和2年度	94	207	163	577
令和3年度	81	193	320	626
令和4年度	73	165	297	553

#### ② 在宅療養支援計画策定・評価事業（国庫補助事業）

- ・ 支援対象者受理会議 11回（受理件数 187件）
- ・ 援助対象者検討会 4回（受理件数 10件）
- ・ 援助対象者見直し検討会 6回（検討件数 121件）
- ・ 事例検討会 14回（検討件数 14件）

#### ③ 医療相談事業（国庫補助事業）

- ・ 講演会
- ・ 個別相談会
- ・ 患者・家族交流会

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講演会	7回 168人	6回 124人	0	0	0
個別相談会	8回31組48人	9回32組45人	0	9回54組78人	10回54組94人
交流会	6回58組85人	4回35組46人	0	0	0
医療生活 相談会	10回	10回	0	10回	10回

#### ④ 個別相談会

開催	内 容	参加者数（人）
----	-----	---------

日		本人のみ	本人家族	家族のみ
6/21	栄養個別相談（免疫系） 自治医科大学附病院 茂木 さつき 管理栄養士	3	4	1
7/5	栄養個別相談（消化器系） 自治医科大学附病院 茂木 さつき 管理栄養士	2	8	0
9/26	個別相談（筋・神経系） 自治医科大学附属病院 小出 玲爾 医師	4	5	0
10/12	リハビリテーション個別相談（筋・神経系） 沼尾病院 湯浅 英貴 理学療法士	0	11	0
10/19	個別相談（筋・神経系） 獨協医科大学病院 櫻本 浩隆 医師	0	10	0
11/22	個別相談（骨・関節系） 獨協医科大学病院 土井 一雄 医師	4	4	0
11/15	リハビリテーション個別相談（筋・神経系） 曙訪問看護ステーション 井澤 雅子 作業療法士	1	10	0
11/25	個別相談（呼吸器系） 自治医科大学附属病院 瀧上 理子 医師	3	6	0
12/22	個別相談（内分泌系） 獨協医科大学病院 登丸 琢也 医師	4	5	0
1/19	個別相談（視覚系） 獨協医科大学病院 鈴木 重成 医師	0	7	2
個別相談会10回 延参加者数 94人		21	70	3

《過去5年間の実績》

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療生活相談会（回）		10	10	0	9	10
（再掲） 内訳	講演会（回）	7	6	0	7	0
	交流会（回）	6	4	0	9	0
	個別相談会（回）	8	9	0	7	10

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし

※令和3～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により個別相談会のみ開催

⑤ 訪問指導事業（国庫補助事業）

訪問リハビリテーション（理学療法士）

・実施実件数 0件 ・実施延べ件数 0件

⑥ 患者会支援（グループ組織活動）

パーキンソン病友の会栃木支部の交流会をきっかけに、宇都宮地区として平成25年10月より2か月に1回程度交流会を開催している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数（回）	5	5	0	0	0
参加者数（人）	33	34	0	0	0

※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により休止

⑦ 患者団体支援

患者団体からの依頼により、保健師が医療講演会や当日の運営協力、郵送に

よる個別周知等を実施している。

	団体名	開催日	内 容	参加者数
1	栃木県網膜色素変性症協会	6月18日(土)	医療講演会・生活相談会	60人
2	栃木県パーキンソン病友の会	6月18日(土)	医療講演会	100人

⑧ 難病対策地域協議会（国庫補助事業）

ア 難病対策地域協議会（平成27年度設置）

- ・日 時 令和4年6月30日（木）
- ・出席者 18人
- ・議 事 （報告事項） ・本市における難病対策の現状について  
 （協議事項） ・令和3年度の取組の報告について  
 ・令和4年度の取組について

イ 難病支援検討部会（平成29年度設置）

- ・日 時 令和4年12月16日（金）
- ・出席者 9人
- ・議 事 ・本市における難病対策の現状について  
 ・難病支援に関する取組について  
 ・難病支援者研修会の開催について  
 ・災害時個別支援計画の作成について

（2）福祉施策の推進

【事業の目的・内容】

難病患者等の居宅における療養生活を支援し、QOL（生活の質）の向上を図ることを目的に難病患者等居宅生活支援事業及び難病患者専用マーク交付事業を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
難病の患者に対する医療等に関する法律	保健予防課保健対策グループ

① おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業（平成20年度開始 県単独事業）

※県単独事業として平成20年9月1日より事業開始（事業主管課は保健福祉総務課）

関節リウマチ患者の申請は保健予防課でのみ受付。 (単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保健予防課受付者数 (内 関節リウマチ患者)	114	94	54 (1)	65	77

② 在宅難病患者・家族支援事業（平成20年度開始 県単独事業）

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一時入院支援事業 (件)	14	16	17	17	17

介助人派遣事業（件）	15	16	17	17	18
------------	----	----	----	----	----

### (3) 医療費等の補助

#### 【事業の目的・内容】

市民の利便性の確保を目的に、保健所において次の申請書の受理、受給者証の交付事務を実施している。

#### ① 指定難病特定医療費助成制度(県事業)の受付事務(平成27年1月より開始)

対象の難病の治療に係る入院・外来・保険調剤・訪問看護を合計した月あたりの医療費について、医療保険制度および介護保険制度を適用したうえで下表に示す額までを自己負担の限度とする。

#### 《医療費助成対象患者の月別自己負担上限額》

階層区分	階層区分の基準		保険適用後患者負担割合：2割		
			自己負担上限額(単位：円) (外来+入院+薬代+介護給付費)		
			一般	高額かつ長期(※1)	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税(世帯)	本人年収 80万円未満	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円以上	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	

#### (※1) 「高額かつ長期」について

指定難病としての認定を受けた後に、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者が該当

根拠法令等	主管課・グループ
難病の患者に対する医療等に関する法律	保健予防課保健対策グループ

#### ア 指定難病医療費助成事業の申請受案件数 (単位：件)

新規	更新	転入	病名追加	変更	記載事項変更	治療費請求	再交付	終了	合計
669	3987	44	13	1130	302	303	65	369	6,882

#### イ 指定難病医療費助成事業の受給者数 (単位：人)

No.	疾患名	R4年度	No.	疾患名	R4年度
1	球脊髄筋萎縮症	6	39	中毒性表皮壊死症	—
2	筋萎縮性側索硬化症	33	40	高安動脈炎	25
3	脊髄性筋萎縮症	2	41	巨細胞性動脈炎	15
4	原発性側索硬化症	1	42	結節性多発動脈炎	6
5	進行性核上性麻痺	49	43	顕微鏡的多発血管炎	41
6	パーキンソン病	497	44	多発血管炎性肉芽腫症	11
7	大脳皮質基底核変性症	14	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	26
8	ハンチントン病	7	46	悪性関節リウマチ	6
9	有棘赤血球を伴う舞踏病	—	47	バージャー病	2
10	シャルコー・マリー・トゥース病	9	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	10
11	重症筋無力症	89	49	全身性エリテマトーデス	249
12	先天性筋無力症候群	—	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	108
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	79	51	全身性強皮症	102
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性ニューロパチー	17	52	混合性結合組織病	42
15	封入体筋炎	3	53	シェーグレン症候群	118
16	クロウ・深瀬症候群	—	54	成人スチル病	24
17	多系統萎縮症	45	55	再発性多発軟骨炎	6
18	脊髄小脳変性症	72	56	ベーチェット病	80
19	ライソゾーム病	8	57	特発性拡張型心筋症	69
20	副腎白質ジストロフィー	—	58	肥大型心筋症	11
21	ミトコンドリア病	9	59	拘束型心筋症	—
22	もやもや病	50	60	再生不良性貧血	39
23	プリオン病	1	61	自己免疫性溶血性貧血	6
24	亜急性硬化性全脳炎	1	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2
25	進行性多巣性白質脳症	—	63	特発性血小板減少性紫斑病	56
26	HTLV-1関連脊髄症	—	64	血栓性血小板減少性紫斑病	—
27	特発性基底核石灰化症	3	65	原発性免疫不全症候群	7
28	全身性アミロイドーシス	13	66	I g A腎症	37
29	ウルリッヒ病	1	67	多発性嚢胞腎	41
30	遠位型ミオパチー	2	68	黄色靭帯骨化症	10
31	ベスレムミオパチー	—	69	後縦靭帯骨化症	94
32	自己貧食空胞性ミオパチー	—	70	広範脊柱管狭窄症	19
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	—	71	特発性大腿骨頭壊死症	75
34	神経線維腫症	11	72	下垂体性ADH分泌異常症	17
35	天疱瘡	11	73	下垂体性TSH分泌亢進症	—
36	表皮水疱症	1	74	下垂体性PRL分泌亢進症	6
37	膿胞性乾癬	10	75	クッシング病	4
38	スティーブンス・ジョンソン症候群	—	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	—



77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	26	113	筋ジストロフィー	25
78	下垂体前葉機能低下症	85	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	—
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	2	115	遺伝性周期性四肢麻痺	—
80	甲状腺ホルモン不応症	1	116	アトピー性脊髄炎	—
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	117	脊髄空洞症	3
82	先天性副腎低形成症	—	118	脊髄髄膜瘤	2
83	アジソン病	2	119	アイザックス症候群	—
84	サルコイドーシス	87	120	遺伝性ジストニア	1
85	特発性間質性肺炎	96	121	神経フェリチン症	—
86	肺動脈性肺高血圧症	27	122	脳表ヘモジデリン沈着症	1
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	—	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	1
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	28	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	—
89	リンパ脈管筋腫症	5	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	—
90	網膜色素変性症	110	126	ペリー症候群	—
91	パッド・キアリ症候群	—	127	前頭側頭葉変性症	11
92	特発性門脈圧亢進症	2	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	—
93	原発性胆汁性胆管炎	46	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	3
94	原発性硬化性胆管炎	2	130	先天性無痛無汗症	—
95	自己免疫性肝炎	26	131	アレキサンダー病	—
96	クローン病	200	132	先天性核上性球麻痺	—
97	潰瘍性大腸炎	693	133	メビウス症候群	—
98	好酸球性消化管疾患	6	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	1
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	2	135	アイカルディ症候群	1
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	—	136	片側巨脳症	—
101	腸管神経節細胞僅少症	1	137	限局性皮質異形成	—
102	ルビテンシュタイン・テイビ症候群	—	138	神経細胞移動異常症	—
103	CFC症候群	1	139	先天性大脳白質形成不全症	—
104	コステロ症候群	—	140	ドラベ症候群	1
105	チャージ症候群/チャージ連合	—	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	—
106	クリオピリン関連周期熱症候群	—	142	ミオクロニー欠伸てんかん	—
107	若年性特発性関節炎	1	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	—
108	TNF受容体関連周期性症候群	—	144	レノックス・ガストー症候群	—
109	非典型溶血性尿毒症症候群	—	145	ウエスト症候群	7
110	ブラウ症候群	—	146	大田原症候群	1
111	先天性ミオパチー	2	147	早期ミオクロニー脳症	—
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	—	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	—

149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	1	186	ロスムンド・トムソン症候群	—
150	環状20番染色体症候群	—	187	歌舞伎症候群	—
151	ラスムッセン脳炎	—	188	多脾症候群	—
152	P C D H19関連症候群	—	189	無脾症候群	—
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	—	190	鰓耳腎症候群	—
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	—	191	ウェルナー症候群	—
155	ランドウ・クレフナー症候群	—	192	コケイン症候群	—
156	レット症候群	1	193	プラダー・ウィリ症候群	—
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	194	ソトス症候群	—
158	結節性硬化症	7	195	ヌーナン症候群	2
159	色素性乾皮症	—	196	ヤング・シンプソン症候群	—
160	先天性魚鱗癬	—	197	1 p 36欠失症候群	—
161	家族性良性慢性天疱瘡	—	198	4 p 欠失症候群	—
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	16	199	5 p 欠失症候群	—
163	特発性後天性全身性無汗症	4	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	—
164	眼皮膚白皮症	—	201	アンジェルマン症候群	—
165	肥厚性皮膚骨膜炎	—	202	スミス・マギニス症候群	—
166	弾性線維性仮性黄色腫	—	203	22 q 11. 2欠失症候群	—
167	マルファン症候群	2	204	エマヌエル症候群	—
168	エーラス・ダンロス症候群	—	205	脆弱X症候群関連疾患	—
169	メンケス病	—	206	脆弱X症候群	—
170	オクシピタル・ホーン症候群	—	207	総動脈幹遺残症	—
171	ウィルソン病	4	208	修正大血管転位症	—
172	低ホスファターゼ症	—	209	完全大血管転位症	3
173	V A T E R 症候群	—	210	単心室症	—
174	那須ハコラ病	—	211	左心低形成症候群	1
175	ウィーバー症候群	—	212	三尖弁閉鎖症	1
176	コフィン・ローリー症候群	—	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	—
177	ジュベール症候群関連疾患	—	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	—
178	モワット・ウィルソン症候群	1	215	ファロー四徴症	4
179	ウィリアムズ症候群	—	216	両大血管右室起始症	3
180	A T R - X 症候群	—	217	エプスタイン病	—
181	クルーズン症候群	—	218	アルポート症候群	1
182	アペール症候群	—	219	ギャロウェイ・モワット症候群	—
183	ファイファー症候群	—	220	急速進行性糸球体腎炎	7
184	アントレー・ピクスラー症候群	—	221	抗糸球体基底膜腎炎	1
185	コフィン・シリズ症候群	—	222	一次性ネフローゼ症候群	38

223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	256	筋型糖原病	—
224	紫斑病性腎炎	4	257	肝型糖原病	—
225	先天性腎性尿崩症	—	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジル トランスフェラーゼ欠損症	—
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	9	259	レシチンコレステロールアシル トランスフェラーゼ欠損症	—
227	オスラー病	2	260	シトステロール血症	—
228	閉塞性細気管支炎	—	261	タンジール病	—
229	肺胞蛋白症 （自己免疫性又は先天性）	—	262	原発性高カイロミクロン血症	1
230	肺胞低換気症候群	2	263	脳腱黄色腫症	—
231	$\alpha$ 1-アンチトリプシン欠乏症	—	264	無 $\beta$ リポタンパク血症	—
232	カーニー複合	—	265	脂肪萎縮症	—
233	ウォルフラム症候群	—	266	家族性地中海熱	3
234	ペルオキシソーム病（副腎白 質ジストロフィーを除く。）	—	267	高IgD症候群	—
235	副甲状腺機能低下症	2	268	中條・西村症候群	—
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	269	化膿性無菌性関節炎・ 壊疽性膿皮症・アクネ症候群	—
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	—	270	慢性再発性多発性骨髄炎	—
238	ビタミンD抵抗性くる病/ 骨軟化症	—	271	強直性脊椎炎	11
239	ビタミンD依存性くる病/ 骨軟化症	—	272	進行性骨化性線維異形成症	—
240	フェニルケトン尿症	1	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	—
241	高チロシン血症1型	—	274	骨形成不全症	—
242	高チロシン血症2型	—	275	タナトフォリック骨異形成症	—
243	高チロシン血症3型	—	276	軟骨無形成症	1
244	メープルシロップ尿症	—	277	リンパ管腫症/ゴーハム病	—
245	プロピオン酸血症	—	278	巨大リンパ管奇形 （頸部顔面病変）	—
246	メチルマロン酸血症	1	279	巨大静脈奇形 （頸部口腔咽頭びまん性病変）	—
247	イソ吉草酸血症	—	280	巨大動静脈奇形 （頸部顔面又は四肢病変）	—
248	グルコーストランスポー ター1欠損症	—	281	クリッペル・トレノネー・ ウェーバー症候群	—
249	グルタル酸血症1型	—	282	先天性赤血球形成異常性貧血	—
250	グルタル酸血症2型	—	283	後天性赤芽球癆	2
251	尿素サイクル異常症	1	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	—
252	リジン尿性蛋白不耐症	—	285	ファンconi貧血	—
253	先天性葉酸吸収不全	—	286	遺伝性鉄芽球性貧血	—
254	ポルフィリン症	—	287	エプスタイン症候群	—
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	—	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2

289	クローンカイト・カナダ症候群	—	314	左肺動脈右肺動脈起始症	—
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	—	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	—
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	1	316	カルニチン回路異常症	—
292	総排泄腔外反症	—	317	三頭酵素欠損症	—
293	総排泄腔遺残	—	318	シトリン欠損症	1
294	先天性横隔膜ヘルニア	—	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	—
295	乳幼児肝巨大血管腫	—	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	—
296	胆道閉鎖症	3	321	非ケトーシス型高グリシン血症	—
297	アラジール症候群	—	322	β-ケトチオラーゼ欠損症	—
298	遺伝性膝炎	—	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	—
299	嚢胞性線維症	—	324	メチルグルタコン酸尿症	—
300	IgG4関連疾患	13	325	遺伝性自己炎症疾患	—
301	黄斑ジストロフィー	1	326	大理石骨病	—
302	レーベル遺伝性視神経症	—	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	1
303	アッシャー症候群	—	328	前眼部形成異常	—
304	若年発症型両側性感音難聴	1	329	無虹彩症	—
305	遅発性内リンパ水腫	—	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	—
306	好酸球性副鼻腔炎	102	331	特発性多中心性キャッスルマン病	8
307	カナバン病	—	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	—
308	進行性白質脳症	—	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	—
309	進行性ミオクローヌステんかん	—	334	脳クレアチン欠乏症候群	—
310	先天異常症候群	1	335	ネフロン癆	—
311	先天性三尖弁狭窄症	—	336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	—
312	先天性僧帽弁狭窄症	1	337	ホモシスチン尿症	—
313	先天性肺静脈狭窄症	—	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	—

合計（全対象疾患）

4,193

② 特定疾患治療研究事業（県事業）の受付事務等

医療保険制度および介護保険制度を適用した上で下表に示す額が自己負担となる。

- ・入院・・・同一の医療機関ごとに1か月につき下表に定める額を限度とする額（ただし、重症患者および低所得者は自己負担なし）。
- ・入院以外・・・入院の場合と同じ。医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による薬局での保険調剤及び訪問看護は、一部自己負担額が生じない。

※ 本制度は平成26年12月で終了。平成27年1月以降の医療費助成を希望する既認定者は、「指定難病特定医療費助成制度」の利用を申請。

階 層 区 分		一部自己負担の月額限度額		
		入院	外来等	生計中心者が本人
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0	生計中心者が本人 対象が中での、のにすをて負度す 象生心あき左1/2該るも負担額と 者計者るは欄/2当額つこ限と
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500	2,250	
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下	6,900	3,450	
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下	8,500	4,250	
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下	11,000	5,500	
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下	18,700	9,350	
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上	23,100	11,550	

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
難病の患者に対する医療等に関する法律	保健予防課保健対策グループ

ア 特定疾患治療研究事業の申請受理件数 (単位：件)

	新規	更新	転入	追加	重症	変更	治療費請求	再交付	終了
合計	0	2	0	0	0	1	0	0	0

イ 特定疾患治療研究事業の受給者数

※ 平成27年度より、本事業で取り扱う疾患は「スモン」、「劇症肝炎」、「重症急性膵炎」、「プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）」の4疾患となる。

No.	疾 患 名	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
5	スモン	2	2	2	2	2
18	劇症肝炎	1	1	1	0	—
32	重症急性膵炎	0	0	0	—	—
38	プリオン病 (平成27年以降はヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	0	0	0	—	—
小 計 (国庫補助対象疾患)			3	3	2	2

③ スモンに対するはり，きゅう及びマッサージ治療研究事業（県事業）の受付等事務

スモン患者にはり，きゅう及びマッサージを実施することにより，スモンに対するはり等治療に関する研究を行うことを目的に実施する。指定した施術所において月7回を限度に施術費を全額公費負担する。

治療研究事業受付等事務の実施状況

	患者数 (人)	新規 (件)	変更 (件)	施術費請求 (件)	再交付 (件)
平成30年度	2	0	0	0	0
令和元年度	2	0	0	0	0
令和2年度	2	0	0	0	0
令和3年度	2	0	0	0	0
令和4年度	2	0	0	0	0

## 2. 地域医療体制の充実

### 1 質の高い医療サービスの安定的確保の推進 1（救急医療体制の充実）

救急医療の特性を考慮し、救急医療を提供する趣旨から、初期・二次の救急医療体制を整備する。

少子・高齢化社会の進展に伴う疾病構造の変化や救急医療に対するニーズの複雑・多様化に伴う、救急医療体制の一層の充実・強化を行う。

#### (1) 初期救急医療体制の整備

（昭和 58 年度開始 令和 5 年度年度予算：323,572 千円 一部県補助）

宇都宮市夜間休日救急診療所の運営

##### 【事業の目的・内容】

休日や夜間における急病患者の救急医療を確保するため、初期医療体制として、宇都宮市夜間休日救急診療所を運営する（昭和 58 年 4 月開設）。（公財）宇都宮市医療保健事業団が指定管理者として救急診療所の管理運営を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
救急医療対策事業実施要綱（昭和 52 年 07 月 06 日医発第 692 号） 宇都宮市夜間休日救急診療所条例 宇都宮市夜間休日救急診療所施行規則	総務課企画グループ

##### ・診療科目及び診療時間

区分	診療日		診療時間	開設日数
昼間	医科 歯科	日曜, 祝祭日, 国民の休日	午前 9 時～午後 5 時	74 日
		旧盆 (8/13, 14, 15)		
		年末年始 (12/30～1/3)		
夜間	医科	毎日	午後 7 時 30 分～翌朝午前 7 時	365 日
	歯科	毎日	午後 7 時 30 分～午前 0 時	

##### 《実績》

##### 利用状況（患者数）

	内科	小児科	歯科	その他	合計
H30 年度	13,974 人	13,354 人	2,803 人	2,075 人	32,206 人
R 1 年度	12,074 人	11,655 人	2,710 人	1,888 人	28,327 人
R 2 年度	3,842 人	2,479 人	1,519 人	902 人	8,742 人
R 3 年度	3,506 人	3,535 人	1,504 人	972 人	9,517 人
R 4 年度	4,857 人	4,818 人	1,336 人	899 人	11,910 人

##### [参考] 後方支援病院の確保

##### 【事業の目的・内容】

初期救急医療の後方支援体制を強化するため、小児科は済生会宇都宮病院において 1 日あたり 2 床、内科は宇都宮記念病院ほか 3 医療機関において 1 日あたり 1 床を確保する。

- ・後方支援病院（小児科）…済生会宇都宮病院

(内科系) …宇都宮記念病院, 柴病院, 高橋内科胃腸科外科歯科 (H26 まで), 宇都宮東病院, 宇都宮第一病院 (H27 から)

《実 績》

夜間休日救急診療所からの後方支援病院への転送状況

	済生会	宇記念	柴	高橋内科	宇都宮東	宇第一	合計
H30 年度	4 人	0 人	0 人	1 人	4 人	1 人	9 人
R1 年度	6 人	3 人	0 人	—	0 人	1 人	10 人
R2 年度	2 人	1 人	0 人	—	1 人	0 人	8 人
R3 年度	5 人	2 人	0 人	—	0 人	0 人	7 人
R4 年度	5 人	0 人	0 人	—	1 人	1 人	7 人

(2) 二次救急医療体制の整備 (病院群輪番制病院・協力病院等の運営)

(昭和 55 年開始 令和 5 年度予算 : 109,214 千円 一部国・県補助あり)

【事業の目的・内容】

入院治療を必要とする救急患者が、夜間及び休日においても安心して必要な医療を受けることができるよう、関係者で構成する「宇都宮市救急医療対策連絡協議会」において、救急医療体制の充実強化に向けた検討を行うとともに、病院群輪番制病院や協力病院等の運営費等を支援する (平成 21 年 6 月 1 日運営開始)。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
救急医療対策事業実施要綱 (厚生労働省医政局) 二次救急医療体制運営に関する協定書 栃木県救急医療施設運営費等補助金交付要領 宇都宮市救急医療体制運営費補助金交付要綱	総務課 地域医療グループ

・実施医療機関数及び診療科目等

区 分	実施医療機関数	診療科目	診療日及び診療時間
病院群輪番制病院	済生会宇都宮病院	内科及び 外科系	平日 午後 6 時から 翌日午前 8 時 30 分まで
	NHO 栃木医療センター		
	JCHO うつのみや病院		
	NHO 宇都宮病院		
	宇都宮記念病院		休日
協力病院	宇都宮第一病院	実施診療 科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜, 祝祭日, 国民の休日</li> <li>・旧盆 (8/13, 14, 15)</li> <li>・年末年始 (12/30~1/3)</li> </ul> 午前 8 時 30 分から 翌日午前 8 時 30 分まで
	宇都宮南病院		
	佐藤病院		
	柴病院		
	鷺谷記念病院		
	倉持病院		
	宇都宮中央病院		
連携病院	藤井脳神経外科病院		
	宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院		



協力診療所	富塚メディカルクリニック		
	根本外科胃腸科医院		
連携診療所	宇都宮脳脊髄センター		

《実績》二次救急医療機関の救急患者数等状況（令和4年度）

区分	救急隊からの患者受入れ要請件数		
		うち、患者 受入れ件数	受入率（%）
病院群輪番制病院	7,345 件	4,809 件	65.9%
協力病院	1,425 件	400 件	28.1%
連携病院	527 件	224 件	42.5%
協力診療所	155 件	50 件	32.3%
連携診療所	20 件	2 件	10.0%
合計	9,472 件	5,485 件	57.9%

※ 令和4年4月～令和5年3月実績

(3) 小児救急医療体制の確保

（平成14年度開始 令和5年度予算：21,922千円 県2/3市1/3）

【事業の目的・内容】

夜間及び休日における入院治療を必要とする重症の小児救急患者の医療を確保するため、初期救急施設である宇都宮市夜間休日救急診療所に小児科専門医師を配置するとともに、小児救急医療を行う輪番制病院（済生会宇都宮病院、独立行政法人国立病院機構栃木医療センター、独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院）の運営費を支援する。

根拠法令等	主管課・グループ
救急医療対策事業実施要綱（厚生労働省医政局）	総務課
栃木県救急医療施設運営費等補助金交付要領	地域医療グループ
宇都宮市小児救急医療施設運営費補助金交付要綱	

(4) 救急医療適正受診の促進（昭和63年度開始 令和5年度予算：691千円 市単独）

【事業の目的・内容】

二次救急医療体制の円滑な運営を確保するため、救急医療に関する正しい知識を市民に周知・啓発する。

根拠法令等	主管課・グループ
救急の日及び救急医療週間実施要綱	総務課地域医療グループ

《実績》

① 救急の日記念講演会

年度	テーマ	参加者数
H30	<p>救急の日・救急医療週間イベント2018            開催日時：平成30年9月8日（土） 午後1時30分～午後2時30分            会場：FKD宇都宮店 3階大催事会場前特設会場            実施内容：○トークショー「スポーツ時のケガ・急病に対する救命救急」                      講師：サイクルスポーツマネジメント(株) (宇都宮ブリッツェン運営会社)                              代表取締役 柿沼 章 氏                              済生会宇都宮病院 救急科 鯨井 大 先生            ○実演 「救命処置・応急処置」                      講師：宇都宮市中央消防署 救急隊員</p>	400人
R1	<p>救急の日・救急医療週間イベント2019            開催日時：令和元年8月31日（土） 午後1時～午後2時            会場：宇都宮保健所            実施内容：○第1部 「自然災害と災害医療現場」                      講師：獨協医科大学救急医学講座准教授 和氣 晃司 氏                              済生会宇都宮病院 林 洋克 氏            ○第2部 救護テント設置，救命処置・応急処置の実演                      講師：保健所・医療保健事業団職員，中央消防署職員            ○展示ブース 医療保健事業団宇都宮准看護高等専修学校，                              宇都宮歯科衛生士専門学校展示                              薬物乱用防止展示，経口補水液づくり，健康チェック等</p>	200人
R2	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し，イベントは中止としたが，救急医療適正受診の周知啓発のための広報活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙9月号特集記事の掲載</li> <li>・ ラジオへの出演（ミヤラジ・栃木放送）</li> <li>・ データ放送への掲載（とちぎテレビ）</li> <li>・ 健康ポイントアプリ内への広告掲載</li> <li>・ 横断幕の作成，掲示（保健所東側フェンス）</li> <li>・ パネルの作成，展示（保健所1階ホール）</li> </ul>	
R3	<p>開催日時：R3年9月5日（日） 午後1時30分～2時30分            形式：Zoomによるオンライン開催            実施内容：○前半 「宇都宮市の救急出動の現状                              ～救急車を上手に使いましょう～」                              宇都宮市消防局 中央消防署職員            ○後半 「救急医療現場の声から考えよう 救急医療の適正受診」                              済生会宇都宮病院 小倉 崇以 氏</p>	55人
R4	<p>開催日時：R4年9月11日（日） 午後1時15分～2時00分            形式：Zoomによるオンライン開催            実施内容：「熱中症の応急手当 ～覚えておきたいファーストエイド」                              宇都宮市消防局 動画の放映                              「親子で考える 勇気を持ってAED」                              NHO宇都宮病院 副院長 増田 典弘 氏</p>	

## ② 救急受診の手引き

区分	内容
掲載内容	子どもから高齢者まで幅広い年齢層に活用してもらえる以下の9項目を掲載 ①救急医療の現状 ②ふだんから心掛けること ③熱中症 ④子どもの病気 あわてず対処が基本です ⑤お年寄りによくある事故とその対処法 ⑥救急医療の仕組み ⑦症状に応じた救急車の利用を ⑧応急手当の仕方 ⑨AED設置施設マップ

※H22年3月に20万部を作成し、各家庭に全戸配布。

A4判25頁で毎年度約3,000部増版し、公共施設の窓口やイベント等で配布。また転入者に対しては、冊子の配布又はQRコードによる情報提供を行っている。

## ③ 救急出前講座

- ・講座名称：「症状に応じた上手な救急医療の利用を！」
- ・目的：救急医療の仕組みや、急病やケガの対処法等、知っておくと役立つ情報について、市民に分かりやすく説明するとともに、適正利用に向けた啓発を行うもの
- ・内容：お年寄りによくみられる事故や子どもの急な病気の治療法について
- ・受講者数：1回 15名（R4年度）江曾島本町自治会

## ④ 救急探検ツアーの実施

※R2～4年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、中止。

### 【参考（令和元年度）】

- (ア) 日時：第1回 令和元年7月24日（水） 午前8時30分～正午  
第2回 令和元年8月2日（金） 〃  
第3回 令和元年8月23日（金） 午前8時30分～正午
- (イ) 会場：第1回 市夜間休日救急診療所，済生会宇都宮病院，市東消防署  
第2回 市夜間休日救急診療所，宇都宮記念病院，市西消防署  
第3回 市夜間休日救急診療所，栃木医療センター，市中央消防署
- (ウ) 主催：宇都宮市，宇都宮市救急医療対策連絡協議会
- (エ) 協力機関：社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会宇都宮病院  
公益財団法人宇都宮市医療保健事業団  
社会医療法人中山会 宇都宮記念病院  
独立行政法人国立病院機構栃木医療センター  
宇都宮市中央消防署，東消防署，西消防署
- (オ) 実施内容：○宇都宮市夜間休日救急診療所：概要説明，施設内見学  
○栃木県済生会宇都宮病院  
：概要説明，救命救急センター及びヘリポート現場見学  
○宇都宮記念病院：概要説明，医療機器等の体験・見学  
○NHO栃木医療センター：概要説明，医療機器等の体験・見学  
○宇都宮市中央消防署，東消防署，西消防署  
：概要説明，消防署内及び車両見学
- (カ) 参加者：市内在住の小学3～6年生とその保護者等

## ⑤ 広報うつのみや9月号 救急車や医療機関の適正な利用方法の関連記事を掲載

## 2 質の高い医療サービスの安定的確保の推進2（医療体制の充実）

誰もがいつでも安心して良質かつ適切な医療サービス等を受けることができるよう、医療法等に基づき、病院や医薬品販売業者等に対して監視・指導等を行う。

### （1）医事監視指導（平成8年度開始 令和4年度予算：224千円 市単独）

#### 【事業の目的・内容】

市民が良質かつ適切な医療を受けることができるよう、病院，診療所，助産所，施術所，歯科技工所及び衛生検査所に対し，医療法等に基づき，各種申請等の許可等を行うとともに，施設の立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医療法，歯科技工士法，臨床検査技師等に関する法律， あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律， 柔道整復師法，死体解剖保存法， 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課地域医療グループ

#### 《実 績》

#### ① 医療施設等数（各年度4月1日現在）

年度	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所 ※1	施術所 ※2	歯 科 技工所	衛 生 検査所
R 1	31	432	311	14	405	226	120	10
R 2	31	434	310	14	413	226	121	10
R 3	31	437	309	18	419	224	119	10
R 4	33	438	304	15	423	231	117	10
R 5	32	440	303	21	426	232	118	10

※1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく  
施術所

※2 柔道整復師法に基づく施術所

#### ② 立入検査，許可・届出等件数（令和4年度）

	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所 ※1	施術所 ※2	歯 科 技工所	衛 生 検査所
立入検査	33	12	0	-	-	-	-	0
開設許可	0	10	2	-	-	-	-	0
変更許可	27	197	3	-	-	-	-	0
使用許可	11	0	0	-	-	-	-	-
開設届等	2	19	9	4	15	10	2	0
変 更 届	18	147	44	0	33	52	5	6
休廃止等届	2	30	11	1	12	9	1	0

※1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく  
施術所

※2 柔道整復師法に基づく施術所

③ 死体解剖許可件数

令和4年度 0件

④ 医療相談窓口の設置（平成17年度開始 令和5年度予算：3,037千円 市単独）

【事業の目的・内容】

患者・家族と医療機関との信頼関係を構築するとともに、医療の質と安全を確保するため、医療相談窓口を設置し、医療に関する相談や苦情に対応する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医療法, 医療安全支援センター運営要領について(平成19年医政発第0330036号)	総務課地域医療グループ

《実 績》

相談受付件数

(件)

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
苦 情	4 4	3 6	3 0	4 1	5 0
相 談	4 4 3	4 4 5	4 4 9	4 4 1	4 2 7
合 計	4 8 7	4 8 1	4 7 9	4 8 1	4 7 7

(2) 薬事監視指導（平成8年度開始 令和5年度予算：46千円 市単独）

【事業の目的・内容】

医薬品等の適正な管理を確保し、それらに起因する健康被害の発生を未然に防止するため、医薬品販売業者等を対象として許認可等事務処理及び立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬事関係業態数（各年度4月1日現在）

年度	薬局	薬局医薬品製造業	薬局医薬品製造販売業	店 舗販売業	高度管理医療機器等販売(貸与)業	管理医療機器販売(貸与)業
R 1	240	18	18	96	324	1,989
R 2	246	18	18	100	319	2,034
R 3	258	18	18	105	338	2,036
R 4	266	16	16	117	350	2,078
R 5	267	15	15	124	363	2,119

② 立入検査, 許可・届出等件数 (令和4年度)

	薬局	薬局医薬品製造業	薬局医薬品製造販売業	店舗販売業	高度管理医療機器等販売(貸与)業	管理医療機器販売(貸与)業
立入検査	60	6	6	11	110	—
新規許可等	12	0	0	10	24	71
更新許可	37	2	2	13	30	—
変更届	1,001	1	1	549	192	62
休廃止等届	16	1	1	2	19	24

(3) 薬事関係経由事務 (平成8年度開始 予算: 県委託金)

【事業の目的・内容】

市内に所在する県管轄業者の事務手続きを迅速かつ適正に行うため, 必要な手続きの説明や書類審査及び書類の受付を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律, 毒物及び劇物取締法, 麻薬及び向精神薬取締法 大麻取締法, 覚せい剤取締法 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課薬事グループ

《実績》

① 薬事関係 (経由事務) 業態数 (各年度4月1日現在)

年度	地域連携薬局	卸売販売業	配置販売業	再生医療等製品販売業	麻薬施用施設	麻薬研究施設	麻薬卸売・小売業者
R 1	—	92	22	5	252	12	187
R 2	—	88	22	5	251	12	189
R 3	—	89	21	5	241	10	207
R 4	9	83	20	6	250	10	221
R 5	12	78	18	7	242	16	217

② 許可・届出等件数 (令和4年度)

	地域連携薬局	卸売販売業	配置販売業	再生医療等製品販売業	毒物劇物取扱者試験	麻薬取扱者
新規許可・届出	4	1	0	1	—	518
更新許可	8	17	3	1	—	—
変更届	1	45	0	8	—	157
休廃止等届	1	5	0	0	—	102
その他	0	15	74	0	50	1,327

(4) 薬物乱用防止（平成8年度開始 令和5年度予算：892千円 一部県委託金）

【事業の目的・内容】

薬物の乱用による被害を未然に防止するため、市と関係団体等で構成する宇都宮市薬物乱用防止連絡会議を設置して、連携協働体制による薬物乱用防止の啓発事業を実施するとともに、相談窓口の運営と栃木県薬物乱用防止指導員の育成指導を行うことにより、薬物乱用防止に係る正しい知識の普及啓発を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
薬物乱用防止対策事業実施要綱，栃木県薬物乱用防止啓発事業 交付金取扱要領，宇都宮市薬物乱用防止連絡会議設置要領	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬物乱用防止連絡会議の設置運営（平成22年12月17日設置）

目的：薬物乱用防止の啓発活動を実施する関係機関及び関係団体が連携し、薬物乱用防止対策の推進を図るため設置する。

構成：一般社団法人宇都宮市薬剤師会，特定非営利法人栃木ダルク，宇都宮保護区保護司会，一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会，宇都宮市青少年巡回指導員会，栃木県麻薬協会，宇都宮おおるりライオンズクラブ，宇都宮中央ライオンズクラブ，栃木県薬物乱用防止指導員，宇都宮市教育委員会事務局，宇都宮市保健所

会議の運営：6月27日 宇都宮市薬物乱用防止連絡会議開催（事業団講堂）  
昨年度啓発活動の取組状況報告，今年度の事業計画

事業の実施：薬物乱用防止出張教室等

ア 各種イベントにおける啓発活動の実施（令和4年度実績）

7月23日 栃木SCホームゲーム（参加3人，配布1,000部）

9月14日 栃木SCホームゲーム（参加3人，配布1,000部）

イ 薬物乱用防止出張教室の開催

◇小中高生を対象

文部科学省通知により、「薬物乱用防止教室」を中高生に対しては年1回，小学校においても年1回は開催するよう努めることとされている。

- ・講 師：栃木県薬物乱用防止指導員又は学校薬剤師等
- ・内 容：「薬物乱用はダメ。ゼッタイ。」をテーマに講話及びグループワークを実施

《過去3年の実績》

	参加校数			参加者数		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
小学校	6	6	13	415	326	904
中学校	8	12	12	3,848	6,616	4,784
高等学校	1	7	4	280	2,737	2,140
特別支援学校	1	3	4	80	118	134
合計	16	28	33	4,623	9,797	7,962

**② 栃木県委託事業の実施（令和4年度交付金：456千円）**

ア 薬物相談窓口の設置

薬物乱用の予防啓発の観点から、薬物に関する一般的な相談に対応

[薬物相談窓口受付件数]

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
相談件数	0件	2件	1件	2件	1件

イ 普及啓発事業

栃木県薬物乱用防止指導員・中学生等と連携した啓発活動（中止）

ウ 栃木県薬物乱用防止指導員の育成支援（平成24年度～）

栃木県知事に委嘱された栃木県薬物乱用防止指導員に対する講習会の開催（中止）

<参考>栃木県薬物乱用防止指導員制度

令和4年度の指導員数：県内145名（市内20名）

**③ 専門学校と連携して作成した「マンガリーフレット」の活用（平成27年度開始）**

平成27年に危険ドラッグを題材とした薬物乱用防止啓発マンガを大学と共同で作製し、小中学校の保健の授業や薬物乱用防止出張教室の教材として活用してきたが、令和2年度には、社会問題となっている大麻等の違法薬物の検挙率増加や市販薬の乱用などの傾向を踏まえて内容を刷新し、啓発対象となる若者に共感を得やすいよう宇都宮メディア・アーツ専門学校にマンガ作成を依頼し、スポーツチームとの協同により手に取りやすいマンガリーフレットを製作した。

\*令和4年度の活用実績

- ・市内の新小学5年生全員に配布
- ・栃木SCホームゲーム来場者に配布

**④ 薬物乱用防止啓発学生ボランティアの活動支援（平成27年度開始）**

ア 薬物乱用防止啓発ボランティアチーム「Team No Drugs」による活動  
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から活動休止

イ 薬物乱用防止啓発活動への参加（宇都宮大学・宇都宮共和大学において募集）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から活動休止

**（5）自動体外式除細動器（AED）の普及啓発（平成17年度開始**

令和5年度予算：50千円 市単独）

【事業の目的・内容】（薬事グループ）

平成16年7月1日から一般市民による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことから、普及啓発活動を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について（平成16年医政発第0701001号）	薬事グループ



《実績》

① 市有施設におけるAEDの設置状況（各年4月1日現在）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
設置施設数	232	234	234	234	235

② 「宇都宮市AED登録ステーション制度」の実施（平成28年4月開始）

ア 対象者 市内に所在する事業所等のうち、次の「(イ)登録要件」を満たす施設

【事業所等の例】

・商業施設や集客施設などの多数の市民が利用する施設など

イ 登録要件

- ・AEDを設置し、適正に維持管理していること。
- ・従業員等に、救命講習等の受講者がいること。
- ・営業時間内において、速やかにAEDを提供できること。
- ・AEDの登録に関する情報を公開することに同意できること。

ウ 登録施設数 122施設（令和5年4月現在）

エ 内容

- ・AED設置事業所からの申請に基づき審査を行い、登録した事業所に「宇都宮市AEDステーション」であることを示すステッカーを交付する。
- ・登録した事業所等のAEDに関する情報を市ホームページや広報紙等で公表するとともに、119番通報があった際に、通報者の近くにあるAEDを案内するなどの情報の活用を行う。

③ 「宇都宮市AED貸出制度」の実施（平成28年12月開始）

ア 貸出対象行事 次のすべての要件を満たす行事

- ・市内で開催され、行政機関または団体が主催し、市民が参加する体育行事、祭典、式典、講習会その他の各種イベントであること。
- ・営利を目的としないこと。
- ・政治的・宗教的目的を有しないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- ・第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行事でないこと。

イ 貸出要件

対象イベントの開催期間中、次のいずれかの者が当該イベントに配置されていること。

- ・医師、看護師、保健師
- ・消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防本部その他の機関が実施するAEDを使用した救命講習を修了している者
- ・その他市長が認める者

ウ 貸出期間 対象イベントの開催期間及びその前後2日間

エ 貸出台数 2台  
オ 貸出実績 11行事（令和4年度）

**④ AED講習会**

ア 対象者 AEDを設置している市施設の職員等  
イ 受講者数 令和4年度 6回開催 107人受講  
ウ 内 容 ①応急手当WEB講習会（e-ラーニング）  
②応急手当講習会（中央消防署）

(6) 献血量の確保・献血の普及啓発

(昭和44年度開始 令和5年度予算：217千円 市単独)

【事業の目的・内容】

国，県，採血事業者等と連携し，献血量の確保を図るとともに，献血についての正確な情報を伝達し，市民の献血への理解を深めるなど献血事業の推進を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・係
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律， 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針	総務課薬事グループ

《実 績》

- ① 献血日程の広報誌への掲載（毎月）
  - ② 献血推進運動の周知（広報紙・オリオンスクエア大型映像装置による周知，地区市民センター等へポスター送付）
    - 7月 愛の血液助け合い運動
    - 8月 チャレンジ！400ml 献血&成分献血キャンペーン
    - 1月 はたちの献血キャンペーン
  - ③ 本市の献血者数（赤十字血液センター母体，献血ルームを除く）
- ア 実績 (目標，実績：人 達成率：%)

年度	全 血 献 血						総 数		
	200ml			400ml					
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
R1	900	1,422	158.0	10,278	9,926	96.5	11,178	11,348	101.5
R2	923	1,826	197.8	10,629	9,482	89.2	11,552	11,308	97.9
R3	956	1,627	170.2	10,986	9,450	86.0	11,942	11,077	92.8
R4	820	1,654	201.7	10,619	9,944	93.6	11,439	11,598	101.4
【参考】 R5 目標値	756	—	—	9,782	—	—	10,538	—	—

イ 献血者数年次推移 (人)

年度	全 血 献 血		総 数
	200ml	400ml	
H30	1,658	10,366	12,024
R1	1,422	9,926	11,348
R2	1,826	9,482	11,308
R3	1,627	9,450	11,077
R4	1,654	9,944	11,598

(7) 献血団体の育成（昭和 60 年度開始 令和 5 年度予算：192 千円 市単独）

【事業の目的・内容】

自主的かつ組織的に献血を行う団体（献血会）の育成を図り、血液の計画的な確保を推進する。

根 拠 法 令 等	主管課・係
宇都宮市献血報償金交付規則，宇都宮市保健所献血会会則	総務課薬事グループ

《実 績》

献血会に対する献血報償金の交付

・1年間に延べ25人以上の献血を行った献血会に対して，報償金を支給する。

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
全団体数	40	40	40	40	40
交付要件を満たした献血会数 (うち交付実績)	25 (23)	23 (21)	18 (16)	22 (16)	23 (17)

### 3 質の高い医療サービスの安定的確保の推進 3（医療従事者の確保）

医療環境の変化や医療技術の進歩に対応した医療従事者の養成・確保及び資質の向上を図るため適切な対策を講じる。

#### （1）医療従事者数

##### ① 宇都宮市内の医療機関等における医療従事者数（隔年 12 月 31 日現在）

年度	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
H14	824	356	844	134	68	2,405	1,706	428	150
H16	868	364	895	141	72	2,665	1,825	460	155
H18	851	383	894	142	78	2,809	1,739	483	143
H20	945	410	1,044	196	86	3,504	1,825	554	149
H22	989	401	1,079	196	87	3,863	1,862	593	148
H24	939	385	1,122	205	92	4,059	1,733	608	153
H26	986	397	1,154	229	96	4,438	1,700	643	149
H28	1,046	435	1,213	227	106	4,464	1,569	749	165
H30	1,056	415	1,264	251	116	4,575	1,407	703	152
R2	1,124	444	1,296	264	122	5,111	1,447	783	157

資料 ・ 医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）より

- ・「衛生行政報告例【隔年報】第8節」の「就業保健師・助産師・看護師・准看護師数 就業地別（保健所・市町村別）」より（栃木県保健福祉課）
- ・歯科衛生士・歯科技工士数は栃木県医療政策課への問合せによる

##### ② 医療従事者の免許申請受理件数（令和4年度）

区分	免許申請	訂正書換	再交付	登録抹消	返納	取下げ	計
医師	33	19	3	10	0	0	65
歯科医師	6	4	1	1	0	0	12
薬剤師	30	30	3	1	0	0	64
診療放射線技師	20	10	0	0	0	0	30
臨床検査技師	17	10	3	0	0	0	30
衛生検査技師		1	0	0	0	0	1
理学療法士	47	13	2	0	0	0	62
作業療法士	6	10	0	0	0	0	16
視能訓練士	8	1	0	0	0	0	9
保健師	35	35	2	0	0	0	72
助産師	5	8	0	0	0	0	13
看護師	243	174	17	0	0	0	434
准看護師	52	27	10	0	0	0	89
計	502	342	41	12	0	0	897

区分	指定申請	標識交付	指定証訂正	指定証再交付	標識再交付
受胎調節 実地指導員	4	0	0	0	0

(2) 看護師，歯科衛生士等の人材の養成・確保

(令和5年度予算：13,600千円 市単独)

【事業の目的・内容】

市民が安心して適切な医療を受けることができるよう，質の高い医療従事者の養成及び人材の確保を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
看護師等の人材確保の促進に関する法律	総務課企画グループ

《実績》

運営費の補助を実施している各養成学校における医療従事者の養成人数(卒業生数)

年度	宇都宮市医師会 看護専門学校	宇都宮准看護 高等専修学校	宇都宮歯科衛生士 専門学校
H25	20	39	47
H27	16	34	47
H29	18	29	39
R1	-	32	45
R3	-	19	49

※平成20年度に入学定員を変更(80名⇒40名)

※歯科衛生士は養成期間が2年制から3年制に移行

※宇都宮市医師会看護専門学校は平成31年3月31日閉校

(3) 資質の向上(平成8年度開始 令和5年度予算：40千円 市単独)

【事業の目的・内容】

保健師等関係職員が，時代に即応した知識や技術等を習得し資質の向上を図るとともに，相互の連携を強化するため，宇都宮市保健所管内に働く保健師等を対象に研修会を開催する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
地域保健法第3条，第6条	保健予防課

《実績》

宇都宮市保健所管内保健師等研修会の開催状況(令和4年度)

開催日	内 容	講 師	参加者数
8月5日	多様な性について (LGBTQ+)	特定非営利活動法人 a k t a	33名

(4) 学生の地域保健実習の受入(平成8年度開始)

【事業の目的・内容】

医師や保健師等学生の地域保健実習の受入れ及び指導を行っている。

根拠法令等	主管課・グループ
地域保健法	総務課企画グループ，健康増進課，保健予防課 ほか

《実績》

① 医学生の実習受入れ状況(令和4年度)

学 校 名	学生数	実 習 期 間
獨協医科大学	5	10月24日～10月27日 4日間

自治医科大学	10	11月14日～11月18日	5日間
合計	15		11日間

②保健師・助産師・看護師等学生の実習受入れ状況（令和4年度）

区分	学 校 名	学生数	実習期間	
栃木県からの依頼（調整）があるもの	保健師学生 栃木県立衛生福祉大学校 保健学科	29	実習Ⅰ：学内実習 実習Ⅱ：5月～7月	
		12	10月11日～14日のうち4日間 10月17日～21日のうち4日間 10月31日～4日のうち4日間 11月7日～11日のうち4日間	
	看護師学生	栃木県立衛生福祉大学校 看護学科本科	13	5月13日，8月17日 9月6日
		済生会宇都宮病院看護専門学校	33	9月8日（オリエンテーション）
		自治医科大学看護学部	9	11月28日～12月8日（9日間） 1月10日～20日（9日間）
		足利大学看護学部	8	1月24日～2月2日（9日間） 2月7日～2月16日（9日間）

## 《 ii 日常生活の安心感を高める》

### 1. 食品の安全性の向上

#### 1 食品健康危害防止の推進

食品関係団体等の自主的な衛生活動を強化し、営業者の衛生意識の向上を図るとともに、HACCPシステムによる衛生管理手法を普及し、営業者の自主管理を促進する。

また、食品関係団体、食品関係部局等との連携を強化して、食品の安全確保体制の強化を図るとともに、食品安全条例に明記された不良食品をなくすための取り組みについて普及推進を図り、食品による健康被害の未然防止を推進する。

#### (1) 事業者の自主衛生管理の促進（平成8年度開始 令和5年度予算：3,359千円市単独）

##### 【事業の目的・内容】

衛生講習会等を実施し、食品営業者や食品衛生責任者等の資質向上を図るとともに、食品関係団体の活用により事業者の自主的活動を活性化させ、食品営業施設の自主管理の徹底など衛生水準の向上を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法，食品安全条例	生活衛生課食品衛生グループ

#### 《実 績》

##### ① 食品営業者衛生講習会の実施

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
学校等給食関係	0	0	1	Web 開催	1	Web 開催
一般営業者関係	15	424	8	196	11	353

##### ② (社) 栃木県食品衛生協会に対する委託事業の実施

##### 食品衛生責任者講習会の実施状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	養成	再教育	養成	実務	養成	実務
開催回数	12	23	11	25	12	21
受講者数	365	815	504	1,558	554	1,678



### ③ 食品衛生推進員活動状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
食品衛生推進員委嘱人数	6	6	6
活動報告件数	199	182	188

### ④ 食品安全講演会の実施

年月日	内容・講師	参加者数等
令和2年 2月	—	中止*
令和3年 3月1日～ 3月31日	講演1：「HACCPに沿った衛生管理について」 国立大学法人 山口大学 共同獣医学部教授 豊福 肇 先生 講演2：「食中毒予防対策について」 公益社団法人 日本食品衛生協会 技術参与 横田 久美 先生	Web配信
令和5年 2月15日	講演1：「消費者が思うこと，企業が実践していること ～食の安全をHACCP手法で考える～」 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会（略称：NACS） 理事 東北支部長 鈴木 源一 先生 講演2：「セブン-イレブンにおける惣菜の安全管理」 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン QC室 総括マネジャー 斉藤 俊二 先生	120人

\*新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### ⑤ HACCPに基づく衛生管理導入施設数(令和5年3月31日現在)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
HACCP導入施設数	89	92	91

## (2) 食品の安全確保に関する体制整備と連携強化（平成15年度開始 令和5年度 予算：2,909千円 市単独）

#### 【事業の目的・内容】

食品の安全確保対策にかかる消費者・学識経験者・関連事業者等による検討や意見交換，関係行政機関・関係団体の情報交換・連携強化を図るための会議・委員会を開催する。

根拠法令等	主管課・グループ
食品衛生法，食品安全基本法，食品安全条例	生活衛生課食品衛生グループ

《実 績》

① 食品の安全確保に関する会議の開催状況

会議等の名称	概 要	開催状況
食品安全 団体連絡会議	目的：食品関係団体の情報交換等連携強化による食品安全確保対策の推進 構成：食品関係団体（消費者団体、生産者団体、流通加工者団体10団体及び宇都宮市）	中止*
食品安全 懇話会	目的：食品安全確保に係る方針や計画等の検討及び施策への反映 委員：消費者、学識経験者、食品関連事業者等19名	令和4年9月** 令和5年3月23日

\*新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

\*\*新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催

② 食品の安全確保のための行動計画・監視計画の策定

方針・計画の名称	概 要
宇都宮市食品安全推進計画	趣旨：生産から消費に至る幅広い視野に立った食品の安全確保を図るため策定した『第3次宇都宮市食品安全推進計画（平成30年度策定（令和5年度まで5か年計画））』に基づき、年度ごとの実施事業・目標を設定し、計画的に実施する。
宇都宮市食品衛生監視指導計画	趣旨：食品の安全を確保し、市民の健康保護を図るため、食品衛生法第24条の規定に基づき、監視指導の計画を策定し、食品・施設の危害度に応じた効率的かつ効果的な監視指導を計画的に実施する。

(3) 食品健康被害の未然防止の推進（平成8年度開始 市単独 予算：2（1）

「食品衛生監視指導の充実」にて計上）

【事業の目的・内容】

食中毒等の健康被害や不良食品の流通等が発生した場合の拡大防止措置、原因究明等を迅速かつ的確に行うとともに、不良食品の排除等を一層促進する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法，食品表示法	生活衛生課食品衛生グループ

《実 績》

① 自主回収の届出報告（平成20年度開始）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
届出報告件数	6	10	4

② 不良食品等の届出及び調査の実施

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
不良食品に 関すること	腐敗・変敗に関すること	5	0	6
	異物混入に関すること	25	31	28
	表示に関すること	5	16	2
	容器包装に関すること	2	0	0
	有症苦情	30	18	24
	その他	12	4	5
施設に関する こと	衛生に関すること	10	3	10
	そ族昆虫に関すること	4	2	4
施設からの排水に関すること		0	1	1
その他		21	13	4
合 計		114	88	84

② 食中毒の発生及び調査の実施

令和4年（1月～12月）食中毒発生状況

食中毒の発生なし

## 2 食品関係施設等の監視及び検査体制の充実

食中毒のリスクの高い食品施設の監視の強化，許認可業務の効率化を図るとともに，食に対する国民ニーズの多様化・高度化や新開発食品等新たな規制に応じた検査など食品の安全チェック体制の充実を図る。

### (1) 食品衛生監視指導の充実（平成8年度開始 令和5年度予算：3,065千円市単独）

#### 【事業の目的・内容】

飲食店等の施設の衛生を確保するため，関係法令に基づき営業施設の許可を行うとともに，これらの施設の監視，指導を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法，食品安全条例	生活衛生課食品衛生グループ

#### 《実 績》

##### ① 営業施設数，新規許可件数，監視日数及び監視件数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
営業施設数	13,339	11,796	11,215
新規許可件数	1,367	1,974*	1,938*
監視日数	174	186	242
監視件数	6,804	3,397	3,541

※法改正に伴う更新施設を含む

##### ② 食品安全ウォッチャーの活動状況

食品の安全などに関心のある20歳以上の市民を公募により委嘱し，研修会を通じて食品表示法など食品に関する知識を深めるとともに，日常の買い物を通じて表示調査など，市の施策に協力する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委 嘱 人 数	24名	24名	19名
表示調査報告数	4,998件	5,612件	3,984件
衛生状態等通報数	1件	1件	2件

\*新型コロナウイルス感染拡大防止のため，令和2年度は，書面研修会を実施（5月）

(2) 食品収去の実施（平成8年度開始 市単独 予算：2（1）「食品衛生監視指導の充実」にて計上）

【事業の目的・内容】

不良食品等の流通を防止し食品事故防止を図るため、食品等の規格基準検査や腸管出血性大腸菌等調査など収去検査により科学的なチェックを行い、基準遵守状況の確認、指導を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法，乳及び乳製品の成分規格等に関する省令，宇都宮市農畜水産食品残留有害物質検査実施要領	生活衛生課 食品衛生グループ

《実 績》

収去等検体数及び収去等業務日数

年度	収去等業務日数	収去等検体数
令和2年度	57	965
令和3年度	61	1,239
令和4年度	62	1,325

(3) 食品衛生検査業務管理（平成10年保健所開設時開始令和5年度予算：218千円 市単独）

【事業の目的・内容】

十分な検査精度と検査結果の信頼性を確保するために、食品衛生法に基づく検査業務を管理する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法第29条第2項，食品衛生法施行規則，宇都宮市食品衛生検査業務管理要領	保健所総務課 薬事グループ

《実 績》

- ・内部点検：年2回，手順書に基づき実施
- ・内部精度管理実施回数：5回（令和4年度）
- ・外部精度管理実施回数：6回（令和4年度）

### 3 市民に対する衛生教育や情報提供

食品安全情報紙の発行や出前講習会等の開催により、消費者等へ適切な衛生情報を提供して、食品衛生に関する正しい知識を普及するとともに、行政への意見要望の把握に努める。

#### (1) 食品衛生教育の実施（平成8年度開始 市単独）

##### 【事業の目的・内容】

消費者等に対し食品衛生に関する正しい知識を普及し、家庭における衛生の向上を図るため、出前講習会等を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法，食品安全条例，食品表示法	生活衛生課食品衛生グループ

##### 《実 績》

##### 消費者講習会の実施

	内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度
出前講習会	食中毒予防，H A C C Pや表示について	開催回数	2	8	13
		受講者数	46	110	352
手洗い教室	手洗いマイスター*の協力による手洗い講習	開催回数	1	12	2
		受講者数	24	273	127

\*手洗いマイスター

日本食品衛生協会において、所定のカリキュラムを終了した食品衛生指導員に対し、「手洗いマイスター」の称号を付与し、地域における手洗い指導を実施する。

#### (2) 食品衛生安全情報の提供（平成12年度開始 令和5年度予算：690千円 市単独）

##### 【事業の目的・内容】

食品衛生に関する正しい知識を普及するため、家庭でできる食中毒予防など食品の安全性に係る適切な衛生情報を提供する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法，食品表示法	生活衛生課食品衛生グループ

##### 《実 績》

##### ① 食品衛生安全情報紙の発行

発行回数	発行部数	配付施設数
2	10,000	59

② ホームページへの掲載

掲載内容[食品の安全, 食品営業等の手続き]	
食品危害情報	食品の適正表示
HACCP 推進ポータルサイト	食品衛生監視指導計画, 食品等検査の結果
食中毒発生状況・予防	営業許可申請等手続き関係
食品衛生法の改正	飲食店営業自動車等の相互乗り入れの開始

③ 食品危害情報メール配信

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登 録 者 数	1, 5 5 6	1, 5 8 3	1, 6 1 2

④ 広報紙への掲載

回数	時期	掲載内容
6	6月	調理師試験の案内
	7月	親子食品安全教室の案内
	8月	食中毒予防の啓発 食品安全フェアの案内
	1月	食品安全講演会の案内
	2月	食品安全消費者教室の案内

⑤ 市民向けの食品衛生展示コーナーの開設

時期	展示会場	来場者数		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
8月	食品安全フェア	中止* <sup>1</sup>	中止* <sup>1</sup>	5 1 2
10月	食育フェア	中止* <sup>1</sup>	中止* <sup>2</sup>	3 0 0
合計				8 1 2

\* 1 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

\* 2 オンライン開催のため出展中止

⑥ 食品衛生消費者教室（講話及び体験実習）の開催

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
食品安全消費者教室	参加者数	中止*	1 5	2 0
親子食品安全教室	参加者数	中止*	2 1	2 4

\*新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

⑦ 食品安全ゼミナールの開催

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参 加 者 数 (回数)	1 9 8(3)	3 0 3(4)	2 2 0(3)

【令和4年度実施内訳】

時期	実施校	学校数	参加者数	開催内容
5月	市内高等学校	1校	79	内閣府食品安全委員会が作成した副読本「科学の目で見える食品安全」をもとにした食品安全関連用語をグループで完成させるクイズ「食品安全ファイブリーグ」とその解説及び意見交換を行い、食品の安全性について学習する。
11月	市内中学校	1校	105	
3月	市内高等学校	1校	36	
合計		3校	220	



<生活衛生課 資料編>

(1)食品衛生法及び栃木県条例による許可施設数及び監視状況

表1 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第52条の許可を要するもの)(旧法)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処 分 件 数				告 発 件 数	監 視 件 数
		継 続	新 規		営業取消	営業停止	廃業命令	そ の 他		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	990		320		1				164
	仕出し屋・弁当屋	279		73						80
	旅 館	62		23						17
	そ の 他	2,528		672						25
菓子(パンを含む。)製造業		415		102						56
乳 処 理 業		2		1						13
特別牛乳さく取処理業										
乳製品製造業		6		1						4
集 乳 業		1		1						7
魚介類販売業		212		75						319
魚介類せり売り営業		1								24
魚肉ねり製品製造業				2						
食品の冷凍または冷蔵業		39		7						36
かん詰またはびん詰食品製造業		16		6						2
喫 茶 店 営 業		415		125						3
あん類製造業		2								9
アイスクリーム類製造業		56		11						21
食 肉 処 理 業		10		3						4
食 肉 販 売 業		239		85						88
食肉製品製造業		6		2						7
乳酸菌飲料製造業		3								
食用油脂製造業		2		2						3
マーガリン又はショートニング製造業										
み ぞ 製 造 業		4		8						1
醬 油 製 造 業		1								
ソース類製造業		7		3						2
酒 類 製 造 業		6		1						
豆 腐 製 造 業		5		1						
納 豆 製 造 業		3								3
めん類製造業		27		6						7
そうざい製造業		71		20						32
添加物製造業		4								1
食品の放射線照射業										
清涼飲料水製造業		8		1						5
氷 雪 製 造 業		2								
計		5,422	0	0	1,551	0	1	0	0	933
令和3年度		6,946	120	431	2,294	0	1	0	0	1,838
令和2年度		9,260	1,039	1,331	1,383	0	1	0	0	2,987

表2 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第55条の許可を要するもの)(新法)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処分件数				告発件数	監視件数
		継続	新規		営業取消	営業停止	廃業命令	その他		
1 飲食店営業	レストラン, 弁当, 旅館等	1,893	1,522	490						1,191
	露店	43	28							1
	削氷									
2	調理機能を有する自動販売機により食品を調理し, 調理された食品を販売する営業	3	3							
3	食肉販売業	46	29	4						31
4	魚介類販売業	44	33	9						97
5	魚介類せり売り営業									
6	集乳業	1	1							6
7	乳処理業	1								14
8	特別牛乳さく取処理業									
9	食肉処理業	5	3							3
10	食品の放射線照射業									
11	菓子(パンを含む。)製造業	169	211	124						60
12	アイスクリーム類製造業	3	2							2
13	乳製品製造業	1								2
14	清涼飲料水製造業	2	1							2
15	食肉製品製造業	3	2							3
16	水産食品製造業	2	2							3
17	氷雪製造業									
18	液卵製造業									
19	食用油脂製造業	2	2							2
20	みそ又はしょうゆ製造業	8	6							6
21	酒類製造業	3	3							2
22	豆腐製造業	2		1						1
23	納豆製造業									
24	麺類製造業	14	7							7
25	そうざい製造業	127	67	3						35
26	複合型そうざい製造業	1								2
27	冷凍食品製造業	8	2							5
28	複合型冷凍食品製造業									
29	漬物製造業	9	5	1						4
30	密封包装食品製造業	12	6							4
31	食品の小分け業	4	2							
32	添加物製造業	1	1							
計		2,407	0 1,938	632	0	0	0	0	0	1,483
令和3年度		1,101	0 1,539	438	0	0	0	0	0	50

## (2) 食品衛生法の許可を要しない施設の施設数及び監視状況

表3 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第55条の許可を要しないもの)(旧法)

	年度末営業施設数	処分件数(年度中)				告発件数	監視件数
		営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
給 学 校							
食 病院・診療所	14						
施 事業所	1						
設 その他	202						4
乳さく取業	10						
食品製造業	459						5
野菜果物販売業	112						105
そうざい販売業	99						29
菓子(パンを含む。)販売業	181						29
食品販売業(上記以外。)	273						
添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものを除く。)の製造業							114
添加物の販売業	80						1
氷雪採取業							
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	116						73
計	1,547	0	0	0	0	0	360
令和3年度	2,126	0	0	0	0	0	1,251
令和2年度	4,079	0	0	0	0	0	3,817

表4 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第55条の許可を要しないもの)(新法)

			年度末営業施設数	処分件数(年度中)				告発件数	監視件数
				営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
1	旧許可業種	魚介類販売業(包装済み)	32					1	
2		食肉販売業(包装済み)	59					51	
3		乳類販売業	434					2	
4		氷雪販売業	5						
5		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	42						
6	販売業	弁当販売業	12						
7		野菜果物販売業	75					300	
8		米穀類販売業	30						
9		通信販売・訪問販売	3						
10		コンビニエンスストア	188					4	
11		百貨店, 総合スーパー	136					91	
12		自動販売機による販売業(自動洗浄・屋内設置,5を除く)	202						
13		その他の食料・飲料販売業	345					276	
14	製造・加工業	添加物製造・加工業	1						
15		いわゆる健康食品の製造・加工業	1						
16		コーヒー製造・加工業	22						
17		農産保存食料品製造・加工業	24						
18		調味料製造・加工業	22					2	
19		糖類製造・加工業	1					1	
20		精穀・製粉業	1					1	
21		製茶業	1						
22		海藻製造・加工業							
23		卵選別包装業	2					2	
24	その他の食料品製造・加工業	55					2		
25	上記以外のもの	行商	7						
26		集団施設給食	学校	3					
			病院・診療所	5					
			事業所	2					
			その他	113					6
27	器具, 容器包装の製造・加工業	11					2		
28	露店, 仮設店舗等における飲食提供のうち, 営業とみなされないもの								
29	その他	5					24		
計			1,839	0	0	0	0	765	
令和3年度			1,633	0	0	0	0	258	

(3) 食品等の検査及び違反等の状況

① 監視・指導の際の収去検査

表5 収去検査実施状況(乳を除く)

	検体数	不 検 体 数	不 良 理 由 (延 数)						
			大腸菌 群	異 物	添加物使 用基準	法定外 添加物	残留農薬 基準	抗菌性 物質	そ の 他
魚 介 類	57								
冷 凍 食 品	無加熱摂取冷凍食 品	3							
	凍結直前に加熱され た加熱後摂取冷凍	15							
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食	22							
	生食用冷凍鮮魚介 類	0							
魚介類加工品(かん詰・び ん詰を除く。)	84								
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	72	1						※1 1	
乳 製 品	34								
乳類加工品(アイスクリーム類 を除き、マーガリンを含む。)	3								
アイスクリーム類・氷菓	18								
穀類及びその加工品(か ん詰・びん詰を除く。)	76								
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	256	3						※2 3	
菓 子 類	92	4	2					※3 2	
清 涼 飲 料 水	12								
酒 精 飲 料	13								
氷 雪	0								
水(市場内いけすの水)	40								
かん詰・びん詰食品	13								
そ の 他 の 食 品	12								
添加物及びその製剤	0								
器具及び容器包装	8								
お も ち や	0								
計	830	8	2	0	0	0	0	0	6

※1 ハム:亜硝酸根使用基準超過

※2 弁当(未加熱), そうざい(未加熱):細菌数超過

※3 洋生菓子:細菌数超過

また, 旧衛生規範に基づく検査において, 不適合は7件(弁当・そうざい(細菌数の超過)3件, 洋生菓子(大腸菌群陽性, 細菌数超過)4件), その他食品表示法に基づく違反が1件でした。

表6 乳の収去検査状況

	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査									放射性物質検査
	検体数	不適検体数	不適理由						検体数 (再掲)	
			無脂乳 固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸 菌群		抗生 物質
生乳	399	0								
牛乳	24	0								12(全て基準値 未満)
低脂肪牛乳	0	0								
加工 乳	乳脂肪分3%以上	0	0							
	乳脂肪分3%未満	2	0							
その他の乳	0	0								
計	425	0								12

②農畜水産物残留有害物質調査(表5 収去検査実施状況の再掲)

表7

ア 動物用医薬品検査結果(17検体)

検体名		検体数	項目数	不適検体数
宇都 宮市 内産	鶏卵	3	27	0
	鮎	4	27	0
	はちみつ	6	4	0
輸入	輸入牛肉(メキシコ産)	1	26	0
	輸入豚肉(スペイン産)	1	26	0
	輸入鶏肉(ブラジル産)	2	27	0

イ 残留農薬検査結果(37検体)

検体名	検体数 (不適検体数)	項目数	備考 [検出値(基準) 単位ppm]
アスパラガス	6(0)	324	マイクロブタニル0.0073(0.5以下)
日本なし	6(0)	328	キャプタン0.040(15以下)
			クレソキシムメチル0.026(5以下)
			クレソキシムメチル0.072(5以下)
			クロチアニジン0.0064(1以下)
			クレソキシムメチル0.015(5以下)
			クロチアニジン0.0094(1以下)
			シプロジニル0.0057(5以下)
にら	6(0)	314	クロチアニジン0.0067(1以下)
			デルタメトリン及びトラロメトリン 0.0066(0.3以下)
			クレソキシムメチル0.014(5以下)
			クロチアニジン0.013(1以下)
			シプロジニル0.0074(5以下)
			アセタミプリド0.11(2以下)
			クレソキシムメチル0.015(5以下)
いちご	6(0)	322	クレソキシムメチル0.83(25以下)
			シベルメトリン0.056(3以下)
			ペンディメタリン0.011(0.05)
			アセタミプリド2.0(5以下)
			イミダクロプリド0.0068(0.7以下)
			クレソキシムメチル10(25以下)
			クレソキシムメチル2.4(25以下)
フルジオキソニル0.21(9以下)			
トマト	6(0)	320	クロチアニジン0.44(15以下)
			シベルメトリン0.30(3以下)
			クレソキシムメチル0.59(25以下)
			アセタミプリド0.68(5以下)
			プロフェジン0.015(1以下)
			リニューロン0.0069(0.2以下)
			アゾキシストロピン0.14(10以下)
輸入	1(0)	321	ジエトフェンカルブ0.23(5以下)
			プロシミドン1.4(5以下)
			ルフェヌロン0.18(1以下)
			シメコナゾール0.083(3以下)
			プロシミドン0.12(5以下)
			アゾキシストロピン0.0087(3以下)
輸入	1(0)	321	ボスカリド0.20(5以下)
			プロシミドン0.026(4以下)
			ボスカリド0.018(5以下)
			クロチアニジン0.0099(3以下)
			ジエトフェンカルブ0.0071(2以下)
			チアメトキサム0.010(2以下)
グレープフルーツ (アメリカ産)	1(0)	321	イマザリル0.00073(5以下)
レモン (アメリカ産)	1(0)	321	チアベンダゾール0.00089(10以下)
玉ねぎ (中国産)	1(0)	318	フェンプロパトリン0.032(5以下)
牛肉 (メキシコ産)	1(0)	3	フルジオキソニル0.0010(10以下)
豚肉 (スペイン産)	1(0)	3	プロピコナゾール0.00023(8以下)
鶏肉 (ブラジル産)	2(0)	3	検出なし
			検出なし
			検出なし
			検出なし

ウ 魚介類中の総水銀及び有機スズ化合物の検査結果(10検体)

(単位:ppm)

検体名	総水銀 検出値	ジブチルス ズ(DBT)	トリブチルス ズ(TBTO)	トリフェニルス ズ(TPT)	漁獲海域
黄ハタ	0.400	N.D.	N.D.	N.D.	長崎県(京泊港)
スズキ	0.120	N.D.	N.D.	N.D.	福島県(相馬港)
真鯛	0.130	N.D.	N.D.	N.D.	富山県(新湊)
イワシ	0.017	N.D.	N.D.	N.D.	千葉県(銚子港)
本マス	0.045	N.D.	N.D.	N.D.	宮城県(気仙沼港)
カマス	0.140	N.D.	N.D.	N.D.	大分県(豊後水道)
マコガレイ	0.039	N.D.	N.D.	N.D.	青森県(下北半島)
メバル	0.10	N.D.	N.D.	N.D.	新潟県(佐渡)
平目	0.034	N.D.	N.D.	N.D.	宮城県(気仙沼港)
小肌	0.013	N.D.	N.D.	N.D.	佐賀県(竹崎港)

※魚介類の水銀の暫定的規制値は総水銀の0.4ppmを越えた場合にメチル水銀を測定する。

※N.D.: 検出せず

③市場内の魚介類販売業施設のふきとり検査(60検体)

まな板25検体, 包丁5検体, マグロカッター(刃, 台)30検体実施

④遺伝子組換え食品の検査(表5 収去検査実施状況の再掲)

表8

食品の種類	検体数	不適検体数	原産国
とうもろこし(コーンフラワー)	2	0	アメリカ



④アレルギー物質の検査（表5 収去検査実施状況の再掲）

表9

ア 特定原材料(そば)

食品の種類	検体数	不適検体数
めん(生めん, ゆでめん, ギョウザの皮)	18	0

イ 特定原材料(卵)

食品の種類	検体数	不適検体数
麺類	4	0
そうざいの素	1	0
まぜごはんのもと	1	0
スープ	2	0
カレー	2	0
スナック菓子	10	0

⑤ノロウイルスの検査（表5 収去検査実施状況の再掲）

表10

食品の種類	検体数	不適検体数
生食用かき	12	0

※原産国が記入されていない食品は, 全て国産

⑥放射性物質検査(表5 収去検査実施状況の再掲)

表11

食品の種類	検体数	不適検体数
牛乳	12	0
野菜	48	0
はちみつ	6	0
鶏卵	3	0
計	69	0

【基準値】放射性セシウム:牛乳 50Bq/kg, 一般食品 100Bq/kg

## 2. 生活衛生環境の向上

### 1 生活衛生施設等の監視・指導の充実

市民が快適で衛生的な生活が送れるように、日常生活に密接な関係がある理容所・美容所、クリーニング営業所等の生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上やデパート・ホテル・プール等の多数の人々が利用する建築物等の衛生環境の確保及び安全で衛生的な飲料水の確保のため、これらの施設の監視・指導等を実施する。

また、衛生上支障なく、永続的に市民が墓地を利用できるように宗教法人等に対して指導等を実施する。

#### (1) 生活衛生施設等の監視・指導（平成8年度開始 令和5年度予算:346千円 市単独）

##### 【事業の目的・内容】

理容所や公衆浴場等の施設の衛生を確保するため、関係法令に基づき営業施設の許認可を行うとともに、これらの施設に立入調査・指導を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
理容師法，美容師法，クリーニング業法， 公衆浴場法，興行場法，旅館業法	生活衛生課環境衛生グループ

##### 《実 績》

##### 施設数，許認可件数及び監視の状況

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	施設数	新規	監視 件数	施設数	新規	監視 件数	施設数	新規	監視 件数
理 容 所	497	8	54	483	4	67	476	7	48
美 容 所	1,228	69	204	1263	74	207	1266	71	174
ク リ ー ン グ 所	一 般	105	5	99	0		97	7	
	取次所	172	8	166	4	27	156	5	53
	無店舗	14	2	14	0		14	0	
	計	291	15	279	4		267	12	
興 行 場	映画館	7	0	7	0		7	0	
	スポーツ施設	1	0	1	0	1	1	0	4
	その他	12	0	12	0		12	0	
	仮 設	1	2	1	0		1	2	
	計	21	2	21	0		21	2	
公 衆 浴 場	一 般	4	1	3	0		3	0	
	個室付	14	0	14	0	36	14	0	47
	その他	46	0	47	0		49	2	
	計	64	1	64	0		66	2	

区 分		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		施設数	新規	監視 件数	施設数	新規	監視 件数	施設数	新規	監視 件数
旅 館	ホテル・旅館	121	4	40	121	3	44	120	4	52
	簡易宿所	6	0		7	1		8	0	
	下宿	0	0		0	0		0	0	
	計	127	4		128	4		128	4	
合 計		2,216	108	442	2,229	97	377	2,224	98	378

(2) 特定建築物及び登録事業者の監視・指導（平成8年度開始

令和5年度予算：162千円 市単独)

【事業の目的・内容】

多数の人が利用する建築物の衛生的な環境を確保するため、関係法令に基づき特定建築物の届出の受理や建築物の維持管理に関する事業者の登録を行うとともに、これらの施設、事業所に立入調査・指導を実施する。

\*特定建築物：デパート、スーパー、事務所等多数の人が利用する一定規模以上の建築物

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	生活衛生課環境衛生グループ

《実 績》

① 特定建築物の施設数、新規届出件数及び監視の状況

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	施設 数	新規	監視 件数	施設 数	新規	監視 件数	施設 数	新規	監視 件数
興行場	8	0	0	9	1	1	8	0	1
百貨店	8	0	4	8	0	3	8	0	1
店 舗	47	1	0	47	1	5	48	1	8
事務所	99	2	1	100	2	9	99	0	2
学 校	8	0	0	8	0	0	8	0	0
旅 館	27	2	11	28	1	5	27	0	12
その他	18	0	0	17	0	0	19	2	2
合 計	215	5	16	217	5	23	217	3	26

② 登録事業者の状況

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	事業 所数	新規 更新	監視 件数	事業 所数	新規 更新	監視 件数	事業 所数	新規 更新	監視 件数
建築物清掃業	13	2	2	15	4	4	13	1	2
建築物空気環境測定業	8	2	2	8	0	0	8	2	2
建築物空気調和用ダクト清掃業	1	0	0	1	0	0	1	0	0
建築物飲料水水質検査業	5	2	2	5	0	0	5	1	1
建築物飲料水貯水槽清掃業	47	1	1	45	3	3	45	10	10
建築物排水管清掃業	6	0	0	6	0	0	6	4	4
建築物ねずみ昆虫等防除業	21	1	1	21	2	2	19	3	3
建築物環境衛生総合管理業	15	5	6	15	2	3	17	2	3
合 計	116	13	14	116	11	12	114	23	25

(3) プールの監視・指導

【事業の目的・内容】

多数の人が利用する遊泳プールの衛生水準を確保するため、プールの設備、維持管理等について立入調査・指導を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
宇都宮市遊泳用プール衛生指導要綱	生活衛生課環境衛生グループ

《実 績》

プールの施設数、監視の状況

年 度	施設数	監視件数
令和2年度	24	22
令和3年度	23	20
令和4年度	23	20

(4) 水道施設の監視・指導（平成8年度開始 令和5年度予算：97千円 市単独）

【事業の目的・内容】

安全で衛生的な飲料水を確保するため、関係法令に基づき専用水道、小規模水道の確認を行うとともに、これらの施設や簡易専用水道、飲用井戸について立入調査・指導を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
水道法，栃木県小規模水道条例 宇都宮市飲用井戸等衛生対策要領	生活衛生課環境衛生グループ

《実 績》

① 水道施設数及び監視の状況

区 分	専 用 水 道	簡 易 専 用 水 道	小 規 模 水 道	合 計
確 認 件 数	1	6	1	8
施 設 数	50	1,205	18	1,273
監 視 件 数	53	20	19	92

② 水道普及状況 令和5年3月31日現在

総 人 口	給 水 人 口			合 計	普及率 (%)
	上水道	簡易水道	専用水道		
513,264	502,969	0	1,455	504,424	98.3%

(5) 墓地などの許可

【事業の目的・内容】

公衆衛生上支障なく、また、永続的に市民が墓地や火葬場などを利用できるよう、関係法令に基づきこれらの施設について経営の許可を行うとともに、指導を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
墓地，埋葬等に関する法律	生活衛生課環境衛生グループ

《実 績》

施設数及び許可件数等

区 分	墓地	火葬場	納骨堂	合計
新 規	0	0	0	0
新規経営に係る相談件数	1	0	0	0
施 設 数	1,518	1	12	1,531

(6) 毒劇物監視指導（平成8年度開始 令和5年度予算：46千円 市単独）

【事業の目的・内容】

毒物劇物の適正な管理を確保し、それらに起因する健康被害の発生を未然に防止するため、毒物劇物販売業等を対象として許認可等事務処理及び立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
毒物及び劇物取締法	総務課薬事グループ

《実 績》

① 毒物劇物関係業態数（各年度4月1日現在）

年 度	毒物劇物販売業	毒物劇物業務上取扱者
R 1	269	8
R 2	270	7
R 3	274	7
R 4	268	7
R 5	261	7

② 立入検査、許可・届出等件数（令和4年度）

	毒物劇物販売業	毒物劇物業務上取扱者
立 入 検 査	58	8
新 規 許 可 等	6	0
更 新 許 可	54	—
変 更 届	34	0
そ の 他	13	0

(7) 温泉監視・指導（平成8年度保健所開設時開始 令和5年度予算：3千円 市単独）

【事業の目的・内容】

貴重な資源である温泉を保護し、また温泉を公衆の浴用・飲用に供する際の安全性を確保するために、許認可事務を行うとともに、施設に対する立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
温泉法、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課薬事グループ

《実 績》

① 温泉利用施設数（各年度4月1日現在）

年 度	浴用許可施設	飲用許可施設
R 3	20	0
R 4	20	0
R 5	20	0

② 立入検査施設数、許可・届出等件数（令和4年度）

	浴用許可施設	飲用許可施設
立 入 検 査	6	0
新 規 許 可	0	0
休 廃 止 等 届	0	0

③ 栃木県への経由事務処理件数

年 度	温泉掘削等許可申請	温泉関係届出
R 2	0	3
R 3	1	3
R 4	0	2

(8) 家庭用品試買検査（平成 8 年度保健所開設時開始

令和 5 年度予算：34 千円 市単独)

【事業の目的・内容】

衣類等の家庭用品の安全性を確保するため、市販製品の試買検査を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律等	総務課薬事グループ

《実 績》

家庭用品試買検査実施結果（令和 4 年度）

検 体	乳児用衣類 20 検体	家庭用エアゾル製品 3 検体
検 査 項 目	ホルムアルデヒド	テトラクロロエチレン, トリクロロエチレン
検 査 結 果	基準値未満	基準値未満

## 2 飼養動物の適正管理と衛生害虫等の自主防除の推進

人と動物が共生できる調和のとれた社会を目指し、動物愛護思想の普及啓発を図るほか、犬猫等による市民や地域社会への危害や迷惑を防止するための適正飼育の指導や不必要な繁殖の防止の推進、負傷動物の治療や新しい飼い主への譲渡を実施するとともに、終生飼養の責務について、動物の飼い主へ普及啓発を図る。

また、地域において、さらなる動物愛護及び適正飼養の浸透を図るため、動物愛護推進員を委嘱し推進員の活動による普及啓発を実施する。

さらに、狂犬病発生の予防とまん延を防止するため、犬の登録、狂犬病予防注射の実施の推進を図るとともに、野犬の捕獲を実施する。

また、市民に衛生害虫等の自主防除に関する指導や助言を行い、衛生害虫による感染症や事故を防止する。

### (1) 動物愛護の推進（平成11年度開始 令和5年度予算：2,049千円 市単独）

#### 【事業の目的・内容】

動物の適正飼養及び愛護思想の普及を図るため、犬猫の飼い方教室の開催等の啓発活動や広報活動、飼い主への指導、相談を行う。

また、飼い犬等がみだりに繁殖して、不当に捨てられる結果として生じる地域社会への迷惑を防止するため、不妊手術費の一部の助成を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
動物の愛護及び管理に関する法律	生活衛生課環境衛生グループ

#### 《実 績》

##### ① 飼い方講習会等の開催

区 分	開 催 日	参加者数
犬の正しい 飼い方教室	令和4年6月25日	パピークラス 6組 9名 成犬クラス 12組 17名
	令和4年10月29日	パピークラス 4組 8名 成犬クラス 3組 4名
	令和5年3月18日	パピークラス 5組 10名 成犬クラス 5組 10名
犬の悩みごと 個別相談	令和4年10月24日～27日	10組
猫の飼い方講習会	令和5年2月25日	4名
ペットの防災対策 講習会	令和4年11月27日	6組7名（犬6頭）



② 動物愛護フェスティバルの開催（令和5年度市予算：400千円 県共催）

※ 栃木県及び（公社）栃木県獣医師会と共催

年度	参加者数	開催場所
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
令和3年度		オリオンスクエア (啓発パネル掲示, リーフレット配布, 啓発DVD上映など, 縮小開催)
令和4年度	100	オリオンスクエア (令和3年度同様)

③ 犬に関する苦情相談状況

年度	鳴き声	放置糞	田畑荒らし	家禽・家畜被害	こう傷事故	野犬・放し飼い	その他	計
令和2年度	43	13	0	0	10	12	36	114
令和3年度	54	11	0	0	10	15	20	110
令和4年度	56	8	0	0	7	18	18	107

④ 猫に関する苦情相談状況

年度	餌付け	フン・臭い	負傷収容	その他	計
令和2年度	22	22	18	41	103
令和3年度	45	13	37	49	144
令和4年度	36	41	31	52	160

⑤ 飼い犬等不妊手術費助成頭数（平成7年度開始  
令和5年度予算：5,860千円 市単独）

年度	犬 @5,000円	猫 @4,000円	合計
令和2年度	422	1,102	1,524
令和3年度	418	1,025	1,443
令和4年度	370	935	1,305

⑥ 動物愛護推進員の委嘱（令和3年6月1日から令和5年5月31日）

被委嘱者	推薦団体等	人数
(公社) 栃木県獣医師会会員（獣医師）	(公社) 栃木県獣医師会	10名
動物愛護団体会員（愛玩動物飼養管理士）	(公社) 日本愛玩動物協会	3名
市民（地区で動物の適正飼養を普及できる方）	各地区連合自治会	29名

⑦ 動物愛護推進員の活動状況（制度創設：平成15年度）

- ・ 犬の悩みごと個別相談の講師
- ・ 動物病院等，獣医師による専門的な相談
- ・ 市主催の犬猫講習会の地域の方への広報・案内
- ・ 不妊手術補助金制度の紹介
- ・ 犬の放置フン防止看板の紹介及び各種適正飼育リーフレット等の配布
- ・ 多頭飼育事案を把握した場合の情報提供
- ・ ペットの防災に関する普及啓発及びペット同行避難への協力

⑧ 正しい犬の飼い方強調月間の取組状況

毎年10月を「正しい犬の飼い方強調月間」とし，犬の適正な飼育管理の向上を図るため，犬の飼い主やこれから飼う予定の市民を対象とした飼い方教室等の開催，広報誌や大型映像装置を活用した普及啓発を行った。

- ・ 犬の登録，狂犬病予防注射の周知
- ・ 飼い犬等不妊手術費補助金制度の紹介
- ・ 犬の悩みごと個別相談，犬の正しい飼い方教室（犬同伴）の開催

⑨ 正しい猫の飼い方推進月間の取組状況

毎年2月を「正しい猫の飼い方推進月間」とし，猫の適正な飼養管理の向上を図るため，猫の飼い主やこれから飼う予定の市民を対象とした講習会の開催，広報紙やラジオ，大型映像装置等を活用した普及啓発を行った。

- ・ 飼い犬等不妊手術費補助金制度の紹介
- ・ 猫の飼い方講習会の開催

(2) 飼えなくなった犬、猫などの引き取り（平成11年度開始  
令和5年度予算：5,800千円 市単独）

【事業の目的・内容】

飼えなくなった犬、猫・所有者不明の犬、猫が野良化することによって生じる人への迷惑や危害を防止するため、関係法令に基づき犬及び猫の引き取りを行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
動物の愛護及び管理に関する法律	生活衛生課環境衛生グループ

《実 績》

飼えなくなった犬・猫などの引き取り頭数（引き取り依頼者は、飼養者又は拾得者）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
犬	66	1	4
猫	55	74	62
合 計	121	75	66

(3) 負傷動物の收容（平成11年度開始 令和5年度予算：308千円 市単独）

【事業の目的・内容】

負傷又は疾病にかかった動物（犬・猫など）を法令に基づき收容し、必要に応じ治療等の措置を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
動物の愛護及び管理に関する法律	生活衛生課環境衛生グループ

《実 績》

① 負傷動物の收容状況（頭数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
犬	1	3	1
猫	33	37	31
その他	0	0	0
合 計	34	40	32

② 負傷動物の治療状況（頭数）※（公社）栃木県獣医師会に委託

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
犬	6	2	0
猫	21	29	9
その他	0	0	0
合 計	27	31	9

(4) 狂犬病予防体制の充実（平成8年度開始 令和5年度予算：7,354千円 市単独）

【事業の目的・内容】

狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止するため、犬の登録、狂犬病予防注射を推進し、野犬の捕獲を実施する。

- ・犬の放し飼い防止の徹底啓発
- ・定期的なパトロールの実施

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
狂犬病予防法	生活衛生課環境衛生グループ

《実 績》

① 犬の登録頭数・狂犬病予防注射頭数

年度	新規登録頭数	登 録 総 数 (3月31日現在)	狂犬病予防注射 総頭数	狂犬病予防 注射率
令和2年度	1,924	25,143	16,458	65.5%
令和3年度	1,845	25,156	16,695	66.4%
令和4年度	1,761	24,956	16,409	65.8%

② 犬の捕獲及び返還頭数

年度	捕 獲 頭 数	返 還 頭 数
令和2年度	54	39
令和3年度	74	58
令和4年度	34	25

(5) 犬・猫の譲渡事業

(平成 21 年度開始 市単独 予算：2 (1)「動物愛護の推進」にて計上)

【事業の目的・内容】

保健所に収容された犬、猫などの生存の機会の拡大を目的に、飼育を希望する市民及び新たな終生飼養者を探すことを目的として譲渡を希望する団体等に対し、譲渡を行う。

また、幼弱子猫について、生存機会を拡大するため、(公社)栃木県獣医師会宇都宮班所属の動物病院に依頼し、それらを離乳するまで飼育して譲渡につなげる。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
動物の愛護及び管理に関する法律	生活衛生課環境衛生グループ

《実績》

① 犬・猫の譲渡頭数

区分	犬		猫		合計	
	成 犬	子 犬	成猫	子猫		
令和 2 年度	個人譲渡	19	0	9	18	144
	団体等譲渡	48	13	0	37	
	計	80		64		
令和 3 年度	個人譲渡	11	0	16	16	108
	団体等譲渡	6	0	7	52	
	計	17		91		
令和 4 年度	個人譲渡	7	0	31	5	75
	団体等譲渡	4	0	5	23	
	計	11		64		

② 幼弱子猫飼育支援制度 (平成 30 年度開始)

年度	依頼件数 (件数, 病院数)	内訳		
		譲渡又は 哺乳中	ウイルス陽性 による処分	飼育中 死亡
令和 2 年度	35 頭 (14 件, 7 病院)	30	0	5
令和 3 年度	26 頭 (11 件, 6 病院)	20	0	6
令和 4 年度	15 頭 (7 件, 6 病院)	10	0	5

(6) 衛生害虫等に関する指導・啓発（平成8年度開始 令和5年度予算：341千円 市単独）

【事業の目的・内容】

地域住民が自主的に害虫・ネズミ等の駆除が行えるよう指導するとともに、所有者不明の土地等で発生した害虫などについて、感染症の発生予防や人に対する危害の防止のため、駆除を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	生活衛生課 環境衛生グループ

《実 績》

① 衛生害虫等の苦情相談状況（件数）

年度	ハチ	ダニ	アタマジラミ	ノミ	チャテムシ	ハエ	その他	合計
令和2年度	52	1	0	0	0	0	14	67
令和3年度	73	0	0	0	0	0	12	85
令和4年度	60	1	0	0	0	0	11	72

② 衛生害虫等の駆除状況（苦情相談の再掲）

年度	ハチ	その他の害虫
令和2年度	1	0
令和3年度	0	0
令和4年度	1	0

## 《iii 危機への備え・対応力を高める》

### 1. 健康危機管理対策の強化

#### 1 健康危機への対応能力の向上・関係機関との連携強化

食中毒，感染症，飲料水，毒物劇物その他何らかの原因により生じる市民の生命の安全や健康に重大な影響を及ぼす事態に対して，被害を最小限に食い止めるため，健康危機管理対策を推進する。

##### (1) 健康危機管理体制の整備（平成 14 年度開始）

###### 【事業の目的・内容】

健康危機が発生したとき又は発生する恐れがある場合において，原因の究明や被害の拡大防止対策などについての確かつ迅速に対応することができるよう，健康危機管理体制の整備を行う。

- ・ 健康危機管理基本対策要領や個別要領の整備
- ・ 24 時間連絡体制の整備
- ・ 関係機関との連絡体制の整備
- ・ 危機対応能力の向上（職員研修，模擬訓練等の実施）

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
地域保健対策の推進に関する基本的な指針第二の一2(四)	総務課企画グループ

###### 《実 績》

##### ① 健康危機管理基本指針等の制定（平成 14 年 5 月 29 日）

宇都宮市健康危機管理基本指針

- └ 宇都宮市健康危機管理基本対策要領（保健所総務課）
  - └ 宇都宮市食中毒健康被害対策要領（生活衛生課）
  - └ 宇都宮市感染症健康被害対策要領（保健予防課）
  - └ 院内感染健康危機管理実施要領（保健予防課）
  - └ 宇都宮市飲料水健康危機管理対策実施要領（生活衛生課）
    - └ 宇都宮市保健所飲料水健康危機管理処理要領（生活衛生課）
  - └ 毒物劇物等健康被害対策要領（保健所総務課）

##### ② 健康危機管理対策専門委員会の設置（平成 14 年 8 月 1 日）

専門委員 7 名

（微生物関係 2 名，臨床関係 2 名，化学物質関係 2 名，行政関係 1 名）

##### ③ 健康危機管理連絡会議の設置（平成 14 年 8 月 6 日）

栃木県，栃木県警，宇都宮市医師会，宇都宮市薬剤師会  
（二次救急医療機関）病院群輪番制病院  
（大学病院）自治医科大学附属病院，獨協医科大学病院

## (2) 健康危機管理対策の実施

### 【事業の目的・内容】

健康危機が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、市民の生命や健康を守るため、的確かつ迅速に原因の究明や被害の拡大防止対策などの健康危機管理対策を実施する。

### 【危機発生時（発生する恐れのある場合も含む）の対応】

- ・被害拡大防止対策（原因究明，防疫，情報の提供等）
- ・健康被害回復活動（飲料水や食品等の安全確認，災害弱者対策，健康の回復）

根拠法令等	主管課・グループ
地域保健対策の推進に関する基本的な指針第二の一2(四) 健康危機管理基本指針等 その他健康危機管理業務に関する法令 (食品衛生法，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律，医療法等)	総務課企画グループ

### 《実績》

#### ① 健康危機管理連絡協議会の開催

年度	内容
平成 17 年度	平成 17 年 12 月 2 日開催 (1) 宇都宮市健康危機管理計画について（保健所総務課） (2) 最近の健康危機への対応について（保健所総務課・健康増進課・保健予防課・生活衛生課） (3) 模擬訓練の実施について（保健所総務課）

#### ② 健康危機管理対策専門委員会の開催

年度	内容
平成 27 年度	平成 28 年 2 月 3 日開催 (1) 感染症の集団発生状況と対応について（保健予防課） (2) 院内感染の発生状況と対応について（保健所総務課） (3) 食中毒発生防止対策とその発生状況について（生活衛生課）
平成 28 年度	平成 29 年 1 月 30 日開催 (1) 感染症の集団発生状況と対応について（保健予防課） (2) 鳥インフルエンザ発生時の対応について（保健予防課） (3) 食中毒発生防止対策とその発生状況について（生活衛生課）
平成 29 年度	平成 30 年 3 月 12 日開催 (1) 食中毒発生防止対策等について（生活衛生課） (2) 感染性胃腸炎の集団発生状況と対応について（保健予防課） (3) 本市における新型インフルエンザ等対策について（保健予防課）



平成 30 年度	平成 31 年 2 月 21 日開催 (1) 食中毒発生防止対策等について (生活衛生課) (2) 風しんの流行に伴う対応について (保健予防課)
令和 元～4 年度	中止 ※新型コロナウイルス感染症拡大のため。

### ③ 模擬訓練

年 度	内 容
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ対策実地訓練 (平成 21 年 2 月 24 日) 第 1 段階：海外発生期 召集訓練, 発熱相談センター訓練, 防護服着脱訓練, 発熱外来訓練, 図上訓練 参加者：新型インフルエンザ健康危機管理対策本部員</li> </ul>
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザの発生に対し, 速やかに新型インフルエンザ対策本部を設置するとともに, 新型インフルエンザ相談窓口や発熱相談電話センターの開設, 発熱外来の設置, 夜間休日救急診療所の診療体制の強化, 市民に対する感染防止に関する注意喚起など, 全庁をあげた適切な対応が図れた。</li> </ul>
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ対策模擬訓練 (平成 27 年 5 月 26～27 日) 海外発生期を想定した新型インフルエンザ対策本部の設置・召集・会議運営に係る訓練 参加者：新型インフルエンザ等対策本部員 新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会委員</li> </ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザ健康調査演習 (平成 30 年 11 月 26 日) 宇都宮市内において高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した健康調査体制に係る演習 参加者：保健所職員</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザ健康調査演習 (令和元年 11 月 25 日) 宇都宮市内において高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した健康調査体制に係る演習。 参加者：保健所職員</li> </ul>
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜防疫演習 (令和 2 年 11 月 6 日) 河内地域において豚熱 (CSF) の発生を想定した集合施設及び消毒ポイントにおける運営の実地演習。 参加者：保健所職員等</li> </ul>
令和 3～4 年度	中止 ※新型コロナウイルス感染症拡大のため。

- (3) 感染症診査協議会（感染症担当分科会）の開催
- (4) 感染症診査協議会（結核担当分科会）の開催

## 2 健康危機管理体制の強化

- (1) 感染症発生動向調査事業
- (2) 感染症の発生・まん延防止対策の実施
- (3) 結核発生動向調査事業
- (4) 結核対策特別促進事業

### 再 掲

《健康づくりと地域医療を充実する》

- 1. 健康づくりの推進
- 8 保健医療サービスの推進 3  
(感染症・結核)

## Ⅱ－２【衛生環境試験所編】事業の概要と実績

### １ 試験検査

#### (1) 感染症等検査

(平成 8 年度開始 令和 5 年度予算：10,710 千円 一部国・県補助，拡充分 5,478 千円)

#### ア 感染症検査 (平成 11 年度開始)

##### 【事業の目的・内容】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という）に基づき，ノロウイルスやロタウイルス等を原因とする感染性胃腸炎等の患者発生時に，病原体及び感染経路の解明と感染拡大防止のために，患者や接触者等の便等の検査を実施する。

(保健所編 感染症の発生・まん延防止対策の実施 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 等	保健予防課 感染症予防グループ

##### 《実績》 感染症検査実施状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
検体数	31	130	86
項目数計	31	155	86
腸管出血性大腸菌	23	23	22
ノロウイルス	8	106	64
サポウイルス	-	4	-
ロタウイルス	-	4	-
アデノウイルス	-	4	-
エンテロウイルス	-	4	-
病原大腸菌	-	5	-
セレウス	-	5	-

#### イ 感染症発生動向調査事業に係る検査 (平成 11 年度開始)

##### 【事業の目的・内容】

感染症発生動向調査は、「感染症法」に基づき，全国規模で実施されている。本市においても，医療機関の協力を得て，感染症の流行実態を早期かつ的確に把握することにより，予防措置を講ずることを目的に，病原体検査を実施する。

(保健所編 感染症発生動向調査事業 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律，宇都宮市感染症発生動向調査事業実施要綱等	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》 感染症発生動向調査事業に係る検査実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検体数	40	24	33
項目数計	40	24	33
腸管出血性大腸菌感染症 <sup>※2</sup>	9	13	13
デング熱	-	-	-
チクングニア熱	-	-	-
ジカウイルス感染症	-	-	-
日本紅斑熱 <sup>※1</sup>	-	-	-
レジオネラ症 <sup>※2</sup>	2	-	-
レプトスピラ症 <sup>※1</sup>	-	-	-
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	9	2	2
バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	-	-
急性脳炎	7	8	-
急性弛緩性麻痺	-	-	-
劇症型溶血性レンサ球菌感染症 <sup>※2</sup>	2	1	-
麻しん	-	-	3
風しん	1	-	3
伝染性紅斑	-	-	-
インフルエンザ	-	-	12
結核菌	9	-	-

※1 国立感染症研究所に検査を依頼

※2 医療機関から送付された菌株を性状確認後、国へ送付

新型コロナウイルス感染症の検査実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
感染疑い検査人数	11,412 (695)	17,357 (1,411)	2,574 (400)
検体数 <sup>※1</sup>	11,860	17,904	3,771
項目数計	11,934	19,139	3,771
PCR検査	11,860	17,671	2,832
変異株スクリーニング検査 <sup>※2</sup>	74	920	0
ゲノム解析 <sup>※3</sup>	-	548	939

\* ( ) は陽性者数

※1 検体数については、1人につき複数の検体を検査する場合があるため、感染疑い検査人数とは一致しない

※2 変異株スクリーニング検査：令和3年2月から開始

※3 ゲノム解析：令和3年7月から開始

ウ HIV・性感染症検査（平成8年度開始）

【事業の目的・内容】

感染症の早期発見・早期治療及び二次感染の防止を推進し、そのまん延を防止することを目的に検査を実施する。

(保健所編 エイズ・性感染症・ウイルス性肝炎の検査・相談 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 性感染症に関する特定感染症予防指針 宇都宮市H I V・性感染症・ウイルス性肝炎検査及び相談実施マニュアル 等	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》性感染症検査実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
受診者数		375	392	495	
HIV 検査		371(1)	375(2)	474(1)	
梅毒検査		363(11)	378(9)	481(6)	
項目数	HIV 検査	1次	742	750	948
		2次			
		確認	3	3	2
	梅毒検査	1次	726	756	962
		2次	-	1	0
	計		1,471	1,510	1,912

\* ( ) は陽性者数

エ 結核菌感染診断検査(クオンティフェロン(QFT)検査)(平成18年度開始)

【事業の目的・内容】

結核については、かつてに比べ患者数は減少しているものの、地域的偏在や集団発生の散発等がみられ、これらに対応した保健医療体制の確保が要請されている。

QFT 検査は既往の BCG 接種の影響を受けないことから、感染者の接触者等二次患者の結核感染の有無の参考となる。効果的な予防・まん延防止のため、QFT 検査を実施する。

(保健所編 結核発生動向調査事業 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 結核に関する特定感染症予防指針	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》QFT(IGRA)検査実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数		92	115	55
判定	陽性	5	17	4
	判定保留	1	-	-
	陰性	86	98	51

## オ 利用水検査（平成8年度開始）

### 【事業の目的・内容】

「レジオネラ症防止指針」に基づき、利用水のレジオネラ属菌の検査を実施する。また、衛生管理を評価・指導するため、「公衆浴場法」、「旅館業法」に基づき浴槽水の大腸菌群、「遊泳用プール衛生指導要綱」に基づき採暖槽水、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、冷却塔水の大腸菌の検査を実施する。

（保健所編 生活衛生施設等の監視・指導の充実 参照）

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
公衆浴場法，旅館業法， 建築物における衛生的環境の確保に関する法律， 宇都宮市遊泳用プール衛生指導要綱 等	生活衛生課 食品・環境衛生グループ

《実績》

### ① 利用水検査状況

検体	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
浴槽水	82(4)	229	118(4)	331	120(3)	329
採暖槽水	5(1)	20	10(0)	40	9(0)	34
冷却塔水	38(3)	114	27(6)	81	21(4)	63
計	125	363	155	452	150	426

\*（ ）はレジオネラ属菌の基準超過数

### ② 利用水検査項目等

	浴槽水	採暖槽水	冷却塔水	計
レジオネラ属菌	120	9	21	150
大腸菌群数	93	-	-	93
大腸菌	-	8	21	29
アメーバ	116	9	21	146
一般細菌数	-	8	-	8
計	329	34	63	426

## カ 国民健康栄養調査（平成8年度開始）

### 【事業の目的・内容】

国民健康栄養調査に係る血液化学検査及び血糖検査に協力する。

（保健所編 国民健康・栄養調査の実施 参照）

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
健康増進法 等	健康増進課 健康づくりグループ

《実績》 国民健康栄養調査実施状況（件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検体数	-	-	5

(2) 食品等検査（平成8年度開始 令和5年度予算：15,138千円 市単独）

ア 食品収去等検査（平成8年度開始）

【事業の目的・内容】

「食品衛生法」に基づき、保健所が食品衛生監視指導計画により実施する収去検査と買上げ検査，食中毒調査関連の検査を実施している。また，市内食品業者や中央卸売市場の包丁やまな板等のふきとり検査を実施する。

（保健所編 食品収去の実施 参照）

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
食品衛生法，乳及び乳製品の成分規格等に関する省令，宇都宮市農畜水産食品残留有害物質検査実施要領等	生活衛生課食品衛生グループ

《実績》食品等検査実施状況まとめ

依頼課	検査分類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
生活衛生課	食品収去等	926	13,763	1,256	15,926	1,265	14,460
	食中毒	99	803	56	599	59	628
	苦情等	1	1	-	-	-	-
学校健康課	苦情等	-	-	1	1	-	-
保健所総務課	家庭用品	23	26	23	26	23	26

※ 令和4年度食品収去等内訳：買上げ（10検体40項目），ふき取り（60検体，120項目）を含む。

《項目別実績》

① 微生物検査の実施状況

生鮮食品や加工品等について、成分規格、衛生規範、その他衛生状態の確認等に係る細菌等の検査を行う。

	冷凍食品	弁当・ そうざい	魚介類及び加工品	肉類及び加工品	野菜及び加工品	豆類及び加工品	麺類	菓子類	清涼飲料水	氷菓	いけすの水	ふきとり	計
検体数	40	149	75	19	40	-	20	52	12	3	40	60	510
項目数計	80	365	111	57	110	-	60	156	12	6	40	120	1,117
細菌数	40	149	12	-	10	-	20	52	-	3	-	-	286
大腸菌群	18	-	22	-	-	-	8	52	12	3	-	60	175
大腸菌 (E. coli)	22	108	-	19	30	-	12	-	-	-	-	-	191
大腸菌最確数	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
腸管出血性大腸菌	-	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	40
腸球菌	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑膿菌	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
黄色ブドウ球菌	-	108	-	19	-	-	20	52	-	-	-	-	199
サルモネラ属菌	-	-	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	19
腸炎ビブリオ	-	-	-	-	30	-	-	-	-	-	40	60	130
腸炎ビブリオ最確数	-	-	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53
クロストリジウム属菌	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノロウイルス	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12

[結果] 成分規格違反 : なし

収去実施要領不適合 : 洋生菓子 (大腸菌群検出 2 件, 細菌数超過 2 件)

弁当・そうざい (細菌数超過 3 件)

その他 : ふきとり (大腸菌群検出 17 件)



## ② 食品添加物検査実施状況

加工食品に使用される保存料や甘味料、着色料等の食品添加物の使用基準の検査を行う。

		魚介類及び加工品	肉類及び加工品	果実及び加工品	野菜及び加工品	豆類及び加工品	穀類及び加工品	麺類	菓子類	清涼飲料水	酒精飲料	缶詰・瓶詰	計
検体数		65	19	20	69	26	2	12	40	12	13	16	294
項目数計		666	50	86	492	47	3	12	80	132	26	98	1,692
保存料	ソルビン酸	45	19	16	61	24	1	-	-	-	13	16	195
	安息香酸	10	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	22
	パラオキシ安息香酸エステル類	-	-	-	4	-	1	-	-	12	-	3	20
甘味料	サッカリンナトリウム	32	-	-	57	20	1	-	-	-	-	3	113
	サイクラミン酸	-	-	-	-	-	-	-	40	-	-	-	40
発色剤	亜硝酸根	26	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45
漂白剤	二酸化硫黄	1	-	6	10	3	-	-	-	-	13	4	37
品質保持剤	プロピレングリコール	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	12
酸化防止剤	T B H Q	-	-	-	-	-	-	-	40	-	-	-	40
合成着色料	酸性タール系色素12種類	552	12	48	360	-	-	-	-	108	-	72	1,152
防かび剤	アゾキシストロビン	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	イマザリル	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	オルトフェニルフェノール	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	ジフェニル	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	チアベンダゾール	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	ピリメタニル	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	フルジオキシニル	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	プロピコナゾール	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2

〔結果〕 使用基準超過：食肉製品（亜硝酸根検出1件）

## ③ 乳及び乳製品検査実施状況

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づき、成分規格の検査を行う。

	牛乳	加工乳	乳飲料	発酵乳 乳酸菌飲料	アイスクリーム類	計
検体数	12	2	17	20	15	66
項目数計	72	8	34	40	30	184
細菌数	12	2	17	-	15	46
大腸菌群	12	2	17	20	15	66
酵母及び乳酸菌数	-	-	-	20	-	20
比重	12	-	-	-	-	12
酸度	12	2	-	-	-	14
乳脂肪分	12	-	-	-	-	12
乳固形分	-	-	-	-	-	-
無脂乳固形分	12	2	-	-	-	14

〔結果〕 成分規格違反：なし

#### ④ 残留農薬検査の実施状況

食品中に残留する農薬などが、基準を超えて人の健康に害を及ぼすことのないよう、規格基準の検査を行う。

残留農薬の検査可能項目一覧[342項目]

1	2-(1-ナフチル) アセタミド	※★	87	クロルデン	※	173	トリアジメノール	※★	259	フルチアセツトメチル	※★
2	BBC	※★	88	クロルピリホス	※★	174	トリアジメホシ	※★	260	フルトラニル	※★
3	DWT	※★	89	クロルピリホスメチル	※★	175	トリアゾホス	※★	261	フルトリアホール	※★
4	E.P.N	※★	90	クロルフェナピル	※★	176	トリアレート	※★	262	フルバリネート	※★
5	TMTB	※★	91	4-クロルフェノキシ酢酸 (4-CPA)	※	177	トリクロピル	※	263	フルフェノクスロン	※★
6	XMC	※★	92	クロルフェンソ	※★	178	トリシタラゾール	※★	264	フルフェンピルエチル	※★
7	γ-BHC (リンデン)	※★	93	クロルフェンビンホス	※★	179	トリチコナゾール	※	265	フルミオキサジン	※★
8	アイオキシニル	※	94	クロルブファム	※★	180	トリゲモルフ	※	266	フルミクロラクベンチル	※★
9	アクリナトリン	※★	95	クロルフルアズロン	※★	181	トリブホス	※★	267	フルメツラム	※★
10	アザコナゾール	※★	96	クロルプロファム	※★	182	トリフルミゾール	※	268	フルリドン	※★
11	アザメチホス	※★	97	クロルペンシド	※★	183	トリフルムロン	※	269	フルロキシピル	※
12	アジフルオルフェン	※	98	クロロタスロン	※	184	トリフルラリン	※★	270	フレチラクロール	※★
13	アジンホスメチル	※★	99	クロロネブ	※★	185	トリフロキシストロビン	※★	271	ブロシミドン	※★
14	アセタミプリド	※★	100	クロロペンジレート	※★	186	トルクロホスメチル	※★	272	プロチオホス	※★
15	アフェュート	★	101	シアナジン	※★	187	トルフェンピラド	※★	273	プロバキザホップ	※
16	アゾキシストロビン	※★	102	シアノホス	※★	188	1-ナフトレン酢酸	※	274	プロバジン	※★
17	アトラジン	※★	103	ジウロン	※★	189	ナプロアニリド	※★	275	プロバニル	※★
18	アニホホス	※★	104	ジエトフェンカルブ	※★	190	ナプロバミド	※★	276	プロバホス	※★
19	アメトリン	※★	105	ジオキサチオン	※★	191	ニトロタールイソプロピル	※★	277	プロバキッド	※★
20	アラクロー	※★	106	ジクエート	※	192	ノバルロン	※	278	プロピコナゾール	※★
21	アラマイド	※★	107	ジクロシメット	※★	193	ハーバン	※	279	プロビザミド	※★
22	アルドリン及びディルドリン	※★	108	ジクロスタム	※	194	バクプロトラゾール	※★	280	プロビドロジキセン	※★
23	アレスリン	※★	109	ジクロトホス	※	195	バラチオン	※★	281	プロフェノホス	※★
24	イソキサチオン	※★	110	ジクロフェンチオン	※★	196	バラチオンメチル	※★	282	プロベタンホス	※
25	イソキサチオン	※★	111	ジクロルアノド	※★	197	ハルフェンブロックス	※★	283	プロボキスル	※★
26	イソキサチオンオキシソ	※★	112	ジクロホップメチル	※★	198	ハロキシホップ	※	284	プロマシル	※★
27	イソフェンホス	※★	113	ジクロラン	※★	199	ピロキサフェン	※★	285	プロメトリン	※★
28	イソプロカルブ	※★	114	ジクロルプロップ	※	200	ビテルタノール	※★	286	プロモキシニル	※★
29	イソプロチオラン	※★	115	ジコホール	※★	201	ビフェノックス	※★	287	プロモプロピレート	※★
30	イブバリカルブ	※★	116	ジスルホトン	※★	202	ビフェトリン	※★	288	プロモホスエチル	※★
31	イブペンホス	※★	117	シデウロン	※★	203	ビベニルブトキシド	※★	289	プロモホスメチル	※
32	イマザキン	※	118	シニドニエチル	※★	204	ビベロホス	※★	290	ヘキサクロロベンゼン	※
33	イマザメタベンズメチルエステル	※★	119	シハロトリン	※★	205	ビラクロストロビン	※★	291	ヘキサコナゾール	※★
34	イマザリル	※★	120	シハロホップズチル	※★	206	ピラクロホス	※★	292	ヘキサジノン	※★
35	イミダクワリド	※★	121	ジフェナミド	※★	207	ピラゾホス	※★	293	ヘキサフルムロン	※★
36	イメピコナゾール	※★	122	ジフェノルアミン	※	208	ピラゾリネート	※★	294	ヘキシシアノタス	※
37	インダメタン	※	123	ジフェノコナゾール	※★	209	ピラフルフェンエチル	※★	295	ベナラキシル	※★
38	インドキサカルブ	※★	124	シフルトリン	※★	210	ピリダフェンチオン	※★	296	ベノキサコール	※★
39	エスプロカルブ	※★	125	シフルフェナミド	※★	211	ピリダベン	※★	297	ベタタクロ	※
40	エタルフルリン	※★	126	ジフルフェニカン	※★	212	ピリフェノックス	※★	298	ベルタン (エチラン)	※★
41	エチオフェンカルブ	※★	127	ジフルベンズロン	※★	213	ピリフタリド	※★	299	ベルメトリン	※★
42	エチオン	※★	128	シプロコナゾール	※★	214	ピリチカルブ	※★	300	ベニコナゾール	※★
43	エディフェンホス	※★	129	シプロジニル	※	215	ピリプロキシフェン	※★	301	ベンシクロン	※
44	エトキサゾール	※★	130	シベルメトリン	※★	216	ピリミカブ	※★	302	ベンスリド	※★
45	エトフェンブロックス	※★	131	シマジン	※★	217	ピリミジフェン	※	303	ベンゾフェナチン	※★
46	エトプロホス	※★	132	シメコナゾール	※★	218	ピリミノバクメチル	※★	304	ベンダイオカルブ	※★
47	エトリムホス	※★	133	ジメタメトリン	※★	219	ピリミホスメチル	※★	305	ベンディエタリン	※★
48	エボキシコナゾール	※★	134	ジメチピル	※★	220	ピリメタニル	※★	306	ベンフラカルブ	※
49	エンドスルファン	※★	135	ジメチリモール	※★	221	ピロキロン	※★	307	ベンフルラリン	※★
50	エンドスルファンフルアット	※★	136	ジメテナミド	※★	222	ピンクロゾリン	※★	308	ベンフレセート	※★
51	エンドリン	※★	137	ジメトエート	※★	223	ファミフル	※	309	ホサロン	※★
52	オキサジアゾン	※★	138	ジメトモルフ	※★	224	ファミホキザン	※	310	ホスカリド	※
53	オキサジキシル	※★	139	シメトリン	※★	225	フィプロニル	※★	311	ホスチアゼート	※★
54	オキサジクローホシ	※	140	ジメビベレート	※★	226	フェナミホス	※★	312	ホスファミドン	※★
55	オキサベトニル	※★	141	シラフルオフェン	※★	227	フェナリモル	※★	313	ホスメット	※★
56	オキサニル	※★	142	スピノサド	※★	228	フェニトチオン	※★	314	ホメサフェン	※
57	オキシカルボキサシ	※★	143	スピロキサミン	※★	229	フェノキサニル	※★	315	ホルクロルフェニエロン	※★
58	オキシカルボルフェン	※★	144	スピロジクローフェン	※★	230	フェノキシカルブ	※★	316	ホルモチオン	※★
59	オメトエート	※★	145	ゾキサミド	※★	231	フェノチオカルブ	※★	317	ホレート	※★
60	オリザリン	※★	146	ターバシル	※★	232	フェノトリン	※★	318	マラチオン	※★
61	カズサホス	※★	147	ダイアジノン	※★	233	フェノブカルブ	※★	319	マイクロバニル	※★
62	カフェンストロール	※★	148	ダイレート	※★	234	フェリムゾン	※★	320	メカルバム	※★
63	カルバリ	※★	149	ダイムロン	※★	235	フェンアミド	※★	321	メロプロップ	※★
64	カルフェントラソニエチル	※★	150	チアクローリド	※★	236	フェンタロールホス	※★	322	メタクリホス	※
65	カルプロバミド	※★	151	チアベンダゾール	※★	237	フェンズルホチオン	※★	323	メタベンズチアズロン	※
66	カルプロファン	※★	152	チアメトキサム	※★	238	フェンエート	※★	324	メタミドホス	★
67	キザロホップエチル	★	153	チオベンカルブ	※★	239	フェンバレート	※★	325	メタキシル及びメフェノキサム	※★
68	キナルホス	※★	154	チオメトリン	※★	240	フェンピロキシメート	※	326	メチダチオン	※★
69	キノキサフェン	※★	155	チアズロン	※	241	フェンコナゾール	※★	327	メトキシクロ	※★
70	キノクラミン	※★	156	チフルザミド	※★	242	フェンプロバトリン	※★	328	メトキシフェノジド	※
71	キャプタン	※★	157	チナセン	※★	243	フェンプロピセルフ	※★	329	メトブレ	※★
72	キントゼン	※★	158	チトラクロルピルホス	※★	244	フェンメディアム	※★	330	メトミノストロビン	※★
73	クミルロン	※	159	チトラコナゾール	※★	245	フサライド	※★	331	メトラクロー	※★
74	クレゾキシメチル	※★	160	テトラジホ	※★	246	ブタクロー	※★	332	メビンホス	※★
75	クロキントセツトメキシル	※★	161	テニクロー	※★	247	ブタフェナシ	※★	333	メフェンセツト	※★
76	クロゾリネート	※★	162	テブコナゾール	※★	248	ブタミホス	※★	334	メフェンピルエチル	※★
77	クロチアジジン	※★	163	テブチワロン	※	249	ブピリメート	※★	335	メブニル	※★
78	クロフェンデジン	※	164	テブフェノジド	※★	250	ブプロフェン	※★	336	モノクロトホス	※★
79	クロプロップ	※★	165	テブフェンピラド	※★	251	ブラチオカルブ	※★	337	モノリニエロン	※
80	クロマゾン	※★	166	テフルトリン	※★	252	ブラムプロップメチル	※★	338	ラクトフェン	※★
81	クロマフェノジド	※★	167	テフルベンズロン	※★	253	ブラムピル	※★	339	リニエロン	※★
82	クロメプロップ	※★	168	デメトン-Sメチル	※★	254	フルアクリピリム	※★	340	ルフェスロン	※★
83	クロラスタムメチル	※★	169	デルタメトリン及びトラロメトリン	※★	255	フルキシコナゾール	※★	341	レスメトリン	※★
84	クリダゾン	※★	170	テルブトリン	※★	256	フルジオキシニル	※★	342	レナシ	※★
85	クロルエトキシホス	※★	171	テルブホス	※★	257	フルシトリネート	※★			
86	クロルターゲルメチル	※★	172	トラルコキシジム	※	258	フルシラゾール	※★			

● 肉中の残留農薬として検査実施 ※ 農産物でのみ検査実施 ★ 輸入冷凍食品でのみ検査実施

残留農薬検査の実施状況

検体名	検体数	項目数
輸入野菜	1	318
かんきつ類	2	642
アスパラガス	6	1,944
日本なし	6	1,968
にら	6	1,884
いちご	6	1,932
トマト	6	1,920
輸入牛肉, 輸入豚肉, 輸入鶏肉	4	12
計	37	10,620

〔結果〕残留基準：超過なし

※残留農薬とは、農薬を使用した結果、食品や農産物等から検出されるあらゆる物質で、変換産物、代謝産物、反応産物、不純物など、農薬から生じた毒性学的に重要と思われるあらゆる派生物が含まれる。

⑤ 動物用医薬品検査の実施状況

動物用医薬品が食品中に基準値を超えて残留していないか使用基準の検査を行う。

				あゆ	鶏卵	輸入牛豚鶏肉	はちみつ	生乳	計
検体数				4	3	4	6	399	416
項目数計				108	81	106	24	399	718
合成抗菌剤等 28項目	アルバンダゾール	スルファジミジン	スルフィソキサゾール	92	69	90			251
	エトパベート	スルファジメトキシ	ダノフロキサシン						
	エンロフロキサシン	スルファチアゾール	チアベンダゾール						
	オキサリニック酸	スルファドキシ	チアンフェニコール						
	オフロキサシン	スルファニトラン	トリメトプリム						
	オルメトプリム	スルファピリジン	ピリメタミン						
	酢酸メレンゲステロール	スルファメトキサゾール	フルベンダゾール						
	スルファキノキサリン	スルファメキシピリダジ	レバミゾール						
	スルファクロピリダジ	スルファメラジ							
	スルファジアジ	スルファモノメトキシ							
抗生物質 (スクリーニング) 5項目	マクロライド系	アミノグリコシド系		16	12	16	24		68
	ペニシリン系	テトラサイクリン系							
	ベンジルペニシリン								
								399	399

〔結果〕残留基準：超過無し

※動物用医薬品とは、治療・予防・診断目的で、あるいは生理的機能や挙動を改変する目的で、食肉用家畜や乳用家畜、家禽類、魚類、蜂など食品生産に用いられるあらゆる動物に適用もしくは投与されるあらゆる物質。

⑥ 食品に残留する有害物質検査の実施状況

	清涼飲料水	魚介類	生あん	計
検体数	2	10	5	17
項目数	2	40	5	47
総水銀 (メチル水銀含む)	-	10	-	10
有機スズ (TBTO, DBT, TPT)	-	30	-	30
カビ毒 (パツリン)	2	-	-	2
シアン	-	-	5	5

[結果] 暫定基準: 全て基準超過等無し

⑦ 遺伝子組換え食品検査の実施状況

安全が確認されていない遺伝子組換え食品の発見と、適正表示確認のための検査を実施している。なお、我が国での安全性審査により安全性が確認された遺伝子組換え食品についても組換え DNA(遺伝子)の含有量の確認を行う。

		コーンフラワー
検体数		2
項目数		4
定性	CBH351, Bt10	4
定量	Bt11, Event176, T25, Mon810, GA21	-

[結果] 定性試験: 全て陰性, 定量検査: 混入率が5%を超えるもの

⑧ アレルギー物質(特定原材料)を含む食品検査の実施状況

食品製造過程におけるアレルギー物質の混入を防ぐため、表示義務のある7品目の特定原材料(小麦, そば, 卵, 乳, 落花生, えび, かに)のうち, 市内の製造工場で製造されている食品について検査を実施する。

	麺類	菓子類	そうざいの素等	ソース	スープ	計
検体数	22	10	2	2	2	38
項目数	22	10	2	2	2	38
そば	18	-	-	-	-	18
卵	4	10	2	2	2	20

[結果] 表示義務のある特定原材料の基準量 10 $\mu$ g/g を超える特定原材料の混入無し

⑨ 容器包装検査の実施状況

食品用器具・容器包装は食品と直接接触して使用されることから、化学物質等の溶出により食品が汚染されないよう配慮する必要があることから、規格基準検査を実施する。

		容器包装
検体数		8
項目数		40
材質試験	カドミウム, 鉛	16
溶出試験	蒸発残留物, 過マンガン酸カリウム消費量, 重金属	24

[結果] 全て基準に適合

⑩ 食中毒（疑）関連検査の実施状況

食中毒及びその疑いがある事例について、便や食品等の検査を行う。

	食中毒			計
	食品	ふきとり	便	
検体数	0	34	25	59
項目数計	0	354	274	628
赤痢菌	0	34	25	59
サルモネラ属菌	0	34	25	59
ビブリオ属菌	0	34	25	59
黄色ブドウ球菌	0	34	25	59
下痢原性大腸菌	0	34	25	59
カンピロバクター属菌	0	34	25	59
ウェルシュ菌	0	34	25	59
セレウス菌	0	34	25	59
エルシニア属菌	0	34	25	59
腸管出血性大腸菌	0	34	25	59
ノロウイルス	0	14	22	36
ロタウイルス	0	0	0	0
その他	-	-	2	2

⑪ 臨時検査の実施状況

依頼検査なし。

イ 家庭用品検査（平成 10 年度開始）

【事業の目的・内容】

家庭用品には、いろいろな種類の化学物質が様々な目的で使用されており、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を未然に防止するため検査を実施する。

（保健所編 家庭用品試買検査 参照）

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	保健所総務課 薬事グループ

《実績》家庭用品等の検査実施状況

	繊維製品（24ヶ月未満）	家庭用エアゾル製品	計
検体数	20	3	23
項目数計	20	6	26
ホルムアルデヒド	20	-	20
トリクロロエチレン	-	3	3
テトラクロロエチレン	-	3	3

〔結果〕全て基準に適合

(3) 環境検査（平成8年度開始 令和5年度予算：8,553千円 市単独）

市民が健康で安心、快適に暮らせるよう環境保全業務として、環境保全課の依頼により、河川等の公共用水域や地下水、工場排水、ゴルフ場排水等の水質検査、工場・事業場等のばい煙や排出ガス中の揮発性有機化合物(VOC)濃度及び騒音・振動等の測定を実施している。

また、廃棄物対策課の依頼により、最終処分場周辺地下水等の水質調査や埋立地浸出水の水質検査、廃棄物の溶出試験等を実施している。

さらに、生活衛生業務として生活衛生課の依頼により、浴槽水や採暖槽水及び冷却塔水等の水質検査を実施している。

ア 環境保全課関係

(ア) 水質検査

【事業の目的・内容】

① 公共用水域

河川事故等による水質異常等の発生時に「水質汚濁防止法」に基づき、河川等公共用水の検査を実施する。

② 地下水

テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物や六価クロム等の重金属類等による地下水汚染状況を調査するため、「地下水の水質汚染に係る環境基準」に基づき、地下水の水質検査を実施する。

③ 工場排水

「水質汚濁防止法」の排水基準監視のため、特定事業場等排水の水質検査を実施する。

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
水質汚濁防止法, 地下水の水質汚染に係る環境基準 等	環境部環境保全課 調査指導グループ

《実績》環境保全課関係水質検査実施状況

検査分類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
公共用水	11	20	6	12	8	17
地下水	15	36	21	48	5	16
工場排水	69	497	67	501	66	454
計	95	553	94	561	79	487

令和2年度基準超過項目：工場排水(BOD 2件, りん含有量 1件)

令和3年度基準超過項目：工場排水(BOD 1件, りん含有量 1件)

地下水(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 6件)

令和4年度基準超過項目：工場排水(BOD 1件, りん含有量 1件, SS 1件)

◇環境保全課関係水質検査項目一覧[50項目]

生活環境 項目	1	pH	6	フェノール類	11	クロム
	2	BOD	7	銅	12	大腸菌群数
	3	COD	8	亜鉛	13	窒素含有量
	4	SS	9	溶解性鉄	14	りん含有量
	5	n-ヘキサン抽出物質	10	溶解性マンガン		
健康項目	15	カドミウム	25	四塩化炭素	35	シマジン
	16	シアン	26	1,2-ジクロロエタン	36	チオベンカルブ
	17	有機りん化合物	27	1,1-ジクロロエチレン	37	ベンゼン
	18	鉛	28	シス-1,2-ジクロロエチレン	38	セレン
	19	六価クロム	29	1,1,1-トリクロロエタン	39	ほう素
	20	ヒ素	30	1,1,2-トリクロロエタン	40	ふっ素
	21	総水銀	31	トリクロロエチレン	41	アンモニウム化合物等合計量
	22	アルキル水銀	32	テトラクロロエチレン	42	1,4-ジオキサン
	23	ポリ塩化ビフェニル	33	1,3-ジクロロプロペン		
	24	ジクロロメタン	34	チウラム		
その他	43	DO	46	TOC	49	強熱減量
	44	電気伝導率	47	硬度	50	重金属スクリーニング検査
	45	過マンガン酸カリウム消費量	48	塩化ビニルモノマー		

(イ) ゴルフ場農薬検査

【事業の目的・内容】

「ゴルフ場の農薬使用に係る水質調査実施要領」に基づき、9か所のゴルフ場について排水等の水質検査を実施する。

根拠法令等	依頼課・グループ
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針等	環境部環境保全課 調査指導グループ

《実績》ゴルフ場農薬検査実施状況

検査分類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
ゴルフ場農薬	13	335	13	329	13	298

◇ゴルフ場農薬検査項目一覧[28項目]

殺虫剤	1	アセタミプリド	6	ジノテフラン	11	ニテンピラム
	2	イソキサチオン	7	ダイアジノン	12	フェニトロチオン
	3	イミダクロプリド	8	チアクロプリド	13	フェノブカルブ
	4	クロチアニジン	9	チアメトキサム		
	5	クロラントラリニプロール	10	チオジカルブ		
殺菌剤	14	アゾキシストロビン	17	オキシシン銅(有機銅)	20	チウラム(チラム)
	15	イソプロチオラン	18	クロロタロニル (TPN)	21	ペンシクロン
	16	イプロベンホス(IBP)	19	テブコナゾール	22	メプロニル
除草剤	23	アシュラム	26	チオベンカルブ	28	MCPPカリウム塩, MCPPジメチルアミン塩, メオプロップイソプロピルアミン塩及びメオプロップPカリウム塩
	24	ジチオピル	27	プロピザミド		
	25	シマジン(CAT)				

(ウ) 大気検査

【事業の目的・内容】

① ばい煙測定

「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設等のばい煙測定を実施する。

② VOC濃度測定

「大気汚染防止法」に基づき、揮発性有機化合物排出施設等の排出ガス中のVOC濃度の測定を実施する。

③ 悪臭検査

「悪臭防止法」に基づき、臭気指数等の測定を実施する。

根拠法令等	依頼課・グループ
大気汚染防止法, 悪臭防止法等	環境部環境保全課 調査指導グループ

《実績》大気等検査実施状況

検査分類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
ばい煙*	6	61	5	51	5	51
VOC濃度	6	6	3	3	3	3
臭気測定	-	-	1	1	1	1
計	12	67	9	55	9	55

令和3年度基準超過項目：臭気指数 1件

令和4年度基準超過項目：臭気指数 1件

※ばい煙検査項目一覧

ばい煙項目	硫黄酸化物	ばいじん	酸素濃度
	窒素酸化物	排ガス流速	静圧
	湿り排ガス量	排ガス温度	鉛及びその化合物
	乾き排ガス量	塩化水素	全水銀



(エ) 騒音・振動検査

【事業の目的・内容】

市民からの相談による現場調査時に「騒音規制法」、「振動規制法」、「低周波音問題対応の手引書」に基づき、騒音・振動等の測定を行う。

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
騒音規制法，振動規制法 等	環境部環境保全課 調査指導グループ

《実績》騒音・振動等検査実施状況

検査分類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
騒音	-	-	1	1	-	-
振動	-	-	1	1	-	-
低周波	-	-	-	-	-	-
計	-	-	2	2	-	-

イ 廃棄物政策課関係

【事業の目的・内容】

(ア) 最終処分場周辺地下水及び埋立地浸出水等の水質検査

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、最終処分場周辺地下水等と埋立地浸出水の水質検査を実施する。

(イ) 土砂等検査

「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、土砂等の検査を実施する。

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
廃棄物の処理及び清掃に関する法律， 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 等	環境部廃棄物政策課 企画調整グループ 審査指導グループ

《実績》廃棄物政策課関係検査等実施状況

検査分類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
水質	163	1,690	163	1698	147	1,513
土砂等	1	30	2	74	1	30
計	164	1,720	165	1772	148	1,543

◇廃棄物政策課関係検査項目一覧[浸出水：10項目]

水素イオン濃度	ヒ素	ほう素
鉛	カドミウム	1,4-ジオキサン
六価クロム	ふっ素	BOD
総水銀		

◇廃棄物政策課関係検査項目一覧[地下水：46項目]

有害物質関係項目	1	カドミウム	11	テトラクロロエチレン	21	シマジン
	2	シアン	12	ジクロロメタン	22	チオベンカルブ
	3	有機りん	13	四塩化炭素	23	ベンゼン
	4	鉛	14	1,2-ジクロロエタン	24	セレン
	5	六価クロム	15	1,1-ジクロロエチレン	25	ほう素
	6	ヒ素	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	26	ふっ素
	7	総水銀	17	1,1,1-トリクロロエタン	27	1,4-ジオキサソ アンモニア, アン モニウム化合物, 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物
	8	アルキル水銀	18	1,1,2-トリクロロエタン	28	
	9	ポリ塩化ビフェニル	19	1,3-ジクロロプロペン		
	10	トリクロロエチレン	20	チウラム		
生活環境項目	29	pH	34	n-ヘキサン抽出物質(動物油脂類)	39	溶解性マンガン
	30	BOD	35	フェノール類	40	クロム
	31	COD	36	銅	41	大腸菌群数
	32	SS	37	亜鉛	42	窒素含有量
	33	n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	38	溶解性鉄	43	りん含有量
その他	44	塩化ビニルモノマー	46	TOC		
	45	1,2-ジクロロエチレン				

◇廃棄物政策課関係検査項目一覧[土砂：30項目]

溶出試験	1	カドミウム	11	四塩化炭素	21	チウラム
	2	シアン	12	塩化ビニルモノマー	22	シマジン
	3	有機りん	13	1,2-ジクロロエタン	23	チオベンカルブ
	4	鉛	14	1,1-ジクロロエチレン	24	ベンゼン
	5	六価クロム	15	1,2-ジクロロエチレン	25	セレン
	6	ヒ素	16	1,1,1-トリクロロエタン	26	ふっ素
	7	総水銀	17	1,1,2-トリクロロエタン	27	ほう素
	8	アルキル水銀	18	トリクロロエチレン	28	1,4-ジオキサソ
	9	ポリ塩化ビフェニル	19	テトラクロロエチレン	29	ヒ素※
	10	ジクロロメタン	20	1,3-ジクロロプロペン	30	銅※

※は含有量試験項目

ウ 生活衛生課関係

【事業の目的・内容】

「公衆浴場法」,「旅館業法」に基づく浴槽水,「遊泳用プール衛生指導要綱」に基づく採暖槽水,「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく冷却塔水の水質検査を実施する。

(保健所編 生活衛生施設等の監視・指導の充実 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
公衆浴場法, 旅館業法, 建築物における衛生的環境の確保に関する法律, 宇都宮市遊泳用プール衛生指導要綱 等	生活衛生課 食品・環境衛生グループ

《実績》生活衛生課関係水質検査状況

検査分類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
浴槽水	69	138	95	190	97	194
採暖槽水	7	21	10	30	8	24
冷却塔水	31	31	27	27	21	21
計	107	190	132	247	126	239

令和2年度基準超過項目：浴槽水(TOC 4件)，採暖槽水(pH 1件)

令和3年度基準超過項目：浴槽水(TOC 3件，濁度 1件)，採暖槽水(pH 1件)

令和4年度基準超過項目：浴槽水(TOC 3件)，採暖槽水(pH 1件)

◇生活衛生課関係水質検査項目一覧[4項目]

pH	濁度	TOC	過マンガン酸カリウム消費量
----	----	-----	---------------

エ 保健所総務課関係

【事業の目的・内容】

(ア) 保健所下水検査

「下水道法」及び「工場・事業場排水等自主管理要領」に基づき，保健所下水の水質検査を月1回実施する。

(イ) 保健所給水栓検査

「水道法」に基づき，保健所の給水栓の水質検査を週1回実施する。

根拠法令等	依頼課・グループ
下水道法，水道法等	保健福祉部保健所総務課 企画グループ

《実績》保健所総務課関係水質検査実施状況

検査分類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
保健所下水	12	132	12	132	12	132
給水栓	52	260	52	260	52	260
計	64	392	64	392	64	392

◇保健所下水水質検査項目一覧[11項目]

pH	銅	総水銀	アンモニア性窒素
六価クロム	亜鉛	ほう素	亜硝酸性窒素及び
鉛	シアン	ふっ素	硝酸性窒素

◇保健所給水栓水質検査実施項目一覧[5項目]

色	濁り	臭気	味	残留塩素
---	----	----	---	------

## オ その他

関係課からの依頼により、臨時検査等を実施した。(検体数、項目数は、前出を再掲)

	依頼月	依頼課	検査分類	検体数	項目数
1	6月	環境保全課	臭気	1	1
2	10月	環境保全課	工場排水	2	13
3	12月	環境保全課	工場排水	1	5
4	12月	廃棄物政策課	土壌	1	30
5	1月	環境保全課	工場排水	1	6
6	1月	環境保全課	工場排水	1	5
7	1月	環境保全課	河川水	1	2
8	3月	環境保全課	河川水	1	3
計				9	65

### (4) 精度管理

試験データの信頼性を確保するためには、試験所の組織的な管理体制の確立(GLP)や、技能試験(外部精度管理)への参加、内部精度管理の実施、分析法の妥当性確認等が必要である。

そこで、技能確認のため外部機関が実施する外部精度管理調査に定期的に参加するとともに、検査業務や機器の点検整備の記録等についての内部点検、検査技術の研鑽等を目的とした内部精度管理を実施している。

## ア 外部精度管理

### 【事業の目的・内容】

#### (ア) 感染症検査部門

病原体等検査の質を確保するため、平成28年4月から施行された改正感染症法に基づく「検査施設における病原体等検査の業務管理要領」等により、病原体等検査部門責任者(微生物グループ係長)を設置して業務管理を行っている。また、国立感染症研究所などが実施する精度管理調査等に参加し、検査を実施する。

根拠法令等	信頼性確保部門
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則、検査施設における病原体等検査の業務管理要領、外部精度管理事業実施要綱等	衛生環境試験所 理化学グループ

### 《実績》感染症検査外部精度管理実施状況

実施主体	検体	検査項目		実施月
厚生労働省健康局 結核感染症課 感染症情報管理室	EQA パネル検体	次世代 シーケンシング による遺伝子解析	新型コロナ ウイルス	5月
	EQA パネル検体	リアルタイムRT-PCR法 による核酸検出検査	新型コロナ ウイルス	11月
	EQA パネル検体	コレラ菌の 同定検査	コレラ菌	11月

厚生労働科学研究 公益財団法人 結核予防会結核研究 所抗酸菌部	結核菌 DNA	結核菌遺伝子 型別	結核菌 VNTR 解析	12月
厚生労働科学研究 レジオネラ属菌検査 精度管理サーベイ事 務局	レジオネラ属菌 検査精度管理 サーベイ試料	レジオネラ属菌 定量	レジオネラ 属菌	12月

(イ) 食品検査部門

「宇都宮市食品衛生検査業務管理要領」及び「精度管理の一般ガイドライン」に基づき、検査部門責任者（衛生環境試験所長）を設置して試験検査に係る業務管理に取り組んでいる。

食品については、信頼性確保部門責任者の依頼により、一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所公益事業部の食品衛生外部精度管理調査室で調製した検体について、検査精度の確認のための検査を実施する。

また、食中毒関連細菌検査については、栃木県試験検査精度管理委員会を実施する精度管理調査に参加し、技能確認を実施する。

(保健所編 食品衛生検査業務管理 参照)

根 拠 法 令 等	信頼性確保部門
食品衛生法，食品衛生法施行規則，宇都宮市食品衛生検査業務管理要領 等	保健所総務課 薬事グループ

《実績》食品検査外部精度管理実施状況

実施主体	検体	検査項目		実施月
一般財団法人 食品薬品安全センター 秦野研究所 公益事業部食品衛生外部精度管理調査室	ゼラチン基材	菌数測定	一般細菌数 (定量)	7月
	マッシュポテト	菌同定	黄色ブドウ球菌 (定性)	10月
	ハンバーグ	菌同定	大腸菌群 (定性)	11月
	かぼちゃペースト	残留農薬	クロルピリホスフェントエート	6月
	果実ペースト	食品添加物	ソルビン酸	7月
	果実ペースト	食品添加物	着色料 (定性)	11月
栃木県 試験検査精度管理調査	菌液模擬試料	細菌検査	菌の分離・同定	9月

(ウ) 環境検査部門

水質試験について、日本環境衛生センター及び栃木県試験検査精度管理委員会で実施する精度管理調査に参加し、技能確認を実施する。  
 《実績》環境検査外部精度管理実施状況

実施主体	検体	検査項目		実施月
環境省 一般財団法人日本 環境衛生センター	模擬排水試料	水質試験	カドミウム ひ素 鉛 全りん 六価クロム	8月
栃木県 試験検査精度管理 調査	模擬排水試料	水質試験	ふっ素 溶解性マンガン	9月

イ 内部精度管理

【事業の目的・内容】

(ア) 感染症検査部門

根拠法令等	信頼性確保部門
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則，検査施設における病原体等検査の業務管理要領 等	衛生環境試験所 理化学グループ

《実績》感染症検査内部精度管理実施状況

内容		検体	検査項目	実施月
細菌検査	定量試験	血清	結核 (QFT)	4月
	定性試験	菌株	腸管出血性大腸菌	5月
		結核菌 DNA	結核菌 VNTR 解析	12月
ウイルス検査	定量試験	コントロール DNA	感染性胃腸炎 (ノロウイルス)	4月
		コントロール RNA	麻しん	6月
		コントロール RNA	風しん	6月
		コントロール RNA	季節性インフルエンザウイルス	3月

(イ) 食品検査部門

食品検査部門において、「業務管理要領」及び「精度管理の一般ガイドライン」に基づき、食品添加物の添加回収試験等の内部精度管理を実施している。

そのうち、検査実施頻度の多い項目として、理化学的検査では、食品に添加した標準品の回収率を繰り返し求める「繰り返し試験」、微生物学的検査では、食品に添加した菌を検出する「定性試験」及び添加した菌の回収率を求める「定量試験」を実施し、信頼性確保部門責任者に報告する。

(保健所編 食品衛生検査業務管理 参照)

根 拠 法 令 等	信頼性確保部門
食品衛生法，食品衛生法施行規則，宇都宮市食品衛生検査業務管理要領 等	保健所総務課 薬事グループ

《実績》食品検査内部精度管理実施状況

内容		検体	検査項目	実施月
理化学的検査	繰り返し試験	魚介乾製品	保存料（ソルビン酸）	6月
		食肉製品	発色剤（亜硝酸根）	2月
		酢	保存料（パラベン）	3月
微生物学的検査	定性試験	弁当・そうざい	E. coli	3月
		弁当・そうざい	黄色ブドウ球菌	3月
	定量試験	牛乳	一般細菌数	3月

## ウ 地域保健総合推進事業に基づく関東甲信静ブロック精度管理事業

【事業の目的・内容】

地域における健康危機管理体制確保のための地方衛生研究所の連携協力の推進並びに検査精度の向上を図る。

《実績》関東甲信静ブロック精度管理実施状況

実施主体	検体	検査項目		実施月
地域保健総合推進事業 に基づく関東甲信静 ブロック精度管理事業	葉柄	自然毒	シュウ酸	9月

## 2 調査研究

調査研究事業の概要

【事業の目的・内容】

平常時から技術レベルの維持向上を図るため、多様化，高度化する試験検査に係る検査の迅速化，精度の向上等やモニタリング調査などの基礎的研究を行う。

また、国や県，他の地方衛生研究所等との共同研究に参加し，技術的・専門的な支援のための応用的研究を行う。

《実績》

年度	調査研究の内容	発表先
R2	かんきつ類中の防かび剤（オルトフェニルフェノール, ジフェニル等）及び残留農薬同時試験法の検討	地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部理化学研究部会
	防かび剤（オルトフェニルフェノール, ジフェニル等）及び残留農薬同時試験法の検討	栃木県生活衛生関係業績発表会
	新型コロナウイルス陽性者の感染性ウイルス量と疫学について	病原微生物検出情報（IASR）
R3	新型コロナウイルス感染症のウイルス排出量の調査及び分離ウイルス株の遺伝学的解析	大同生命厚生事業団地域保健福祉研究
	新型コロナウイルス陽性者のウイルス排出量	地方衛生研究所全国協議会ウイルス研究部会
	浴槽水等からのレジオネラ症の検出に係る内部精度管理の方法を確立するための検討	栃木県生活衛生関係業績発表会
R4	栃木県内で検出された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）の分子疫学解析（栃木県保健環境センターとの共同研究）	関東・東京合同地区獣医師大会・三学会, 栃木県公衆衛生学会
	栃木県内で検出された SARS-CoV-2 のハプロタイプネットワーク解析（栃木県保健環境センターとの共同研究）	栃木県公衆衛生学会

### 3 研修指導

#### 研修指導事業

##### 【事業の目的・内容】

検査の信頼性向上のため、依頼課が行う検体の採取から搬送、受け渡し、検体の取扱い等に関するマニュアルを作成し、依頼課職員等への技術支援を行う。

医療機関や食品工場の検査室等民間事業者等への知識・技術の伝達、地域保健衛生分野の学生等の実習受け入れ等を行い、地域保健の推進に関する活動や学習の支援を積極的に行う。

《実績》

##### ①依頼課への技術支援

件名	内容	対象者等	場所	実施日
感染症検査に係る検体の取扱い研修	感染症発生動向調査の検査用検体採取マニュアルに沿って説明	保健予防課職員	書面開催	5/17
食品収去に係る試験品の取扱い研修	食品検体採取マニュアルに沿って説明	生活衛生課職員	書面開催	4/13～4/20
環境検査に係る検体の取扱い研修	環境水等採水マニュアルに沿って説明	廃棄物対策課 2名 環境保全課 1名	環境化学検査室	5/16



## ②民間機関等への研修指導

件名	内容	対象者等	場所	実施日
地域保健実習	医学生等への保健衛生及び環境衛生検査についての説明及び実習	自治医科大学医学部学生3名	臨床検査室等	11/16

## 4 情報発信

### 情報発信事業

#### 【事業の目的・内容】

市民の食品の安全性や感染症などへの不安解消に資するため、収集・分析した公衆衛生や調査研究に関する情報を関係機関や市民等へ発信する。

市ホームページや広報紙等の活用に加え、出前講座や親子教室等を開催して、わかりやすく迅速な情報発信の機会を拡充する。

#### 《実績》

#### ① イベント等の開催

件名	内容	対象者等	場所	実施日
出前講座 お届けします「衛生と環境の検査のはなし」	衛生環境試験所の業務に関する講話、科学実験等	自治会会員等 14名	東地域 コミュニティ センター	1/20
		自治会会員12名	江曾島本町 自治会集会所	2/1
夏休み親子教室 親子で発見！科学実験教室	科学実験等	小学3～6年生 親子14組33名	医療保健事業 団4階会議室	8/3
小学生向け講座 科学体験教室 (各生涯学習センター等共催)	科学実験、正しい手洗いについて	小学4～5年生 36名	豊郷生涯学習 センター	6/4
		小学1～6年生 10名	瑞穂野生涯学 習センター	8/9
		小学4～6年生 15名	雀宮生涯学習 センター	8/22

#### ② 広報活動等

広報媒体	掲載内容・活用方法
ホームページ 更新	試験所の業務内容、検査に関する写真、年報等を掲載 また、市民へわかりやすく情報提供するため、食品Q&Aを掲載
パネル展示	写真等で試験検査に関する内容を分かりやすく紹介したパネルを保健所に展示し、来庁者や夏休み親子教室等のイベントで活用

## IV 参考資料

### 1. 保健センター概要

#### (1) 施設の性格

宇都宮市保健福祉部保健所健康増進課の出先機関  
市行政組織規則第4条第1項に規定する事業所（地方自治法第244条に定める  
公の施設）  
根拠法令＝地域保健法第18条

#### (2) 施設の概要

開設日 平成2年10月30日  
所在地 宇都宮市駅前通り1丁目4番6号 西口ビル9階 TEL 627-6666  
敷地面積 581.29 m<sup>2</sup> 床面積 4,801.99 m<sup>2</sup>（専用面積 3,805.96 m<sup>2</sup> 共用面積  
996.03 m<sup>2</sup>）

#### (参考) 西口ビルの概要

敷地面積 10,029 m<sup>2</sup> 建築面積 7,970 m<sup>2</sup> 延床面積 78,279.44 m<sup>2</sup>  
構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造り 地下1階地上11階  
駐車場 併設立体駐車場

#### (3) 総事業費 2,904,116,921円

#### (4) 施設の内容

##### ①ふれあい広場

健康情報コーナー，食育情報コーナー，自動血圧測定器，自動身長体重測定器

##### ②事業関係

相談室（第1・第2・栄養），ベビールーム，栄養実習室，研修室（第1・第2）

##### ③診療所部門

心電図検査室，眼底検査室，乳ガン検診室，子宮ガン検診室，歯科保健室，  
尿検査室，血圧測定採血室，胸部レントゲン室（乳房X線撮影室），胃部レン  
トゲン室，  
健診室（第1・第2），診察室（第1・第2・第3）

#### (5) 休館日 水曜日・国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

#### (6) 開館時間 午前9時～午後5時

### 2. 上河内地域交流館健康交流施設（愛称：上河内健康館）概要

#### (1) 施設の性格

隣接する宇都宮市上河内地域交流館の附属施設とし，地域住民が健康づくりを  
はじめ幅広い  
活動を行う，交流と健康の増進を図る施設  
根拠法令＝宇都宮市上河内地域交流館条例

#### (2) 施設の概要

共用開始日 平成29年4月1日  
所在地 宇都宮市上田町1060番地3 TEL 674-8787  
敷地面積 4,621.96 m<sup>2</sup> 床面積 950.83 m<sup>2</sup>

#### (3) 総事業費 377,664,028円

#### (4) 施設の内容

①貸出施設 多目的ホール，調理実習室，会議室  
②その他 団らん室

#### (5) 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

#### (6) 開館時間 午前9時～午後5時

# 宇都宮市保健所

郵便番号 321-0974 宇都宮市竹林町 972 番地

---

保健所総務課	企画グループ	TEL (028) 626-1102
	地域医療グループ	626-1103
	薬事グループ	626-1104

---

健康増進課	企画グループ	626-1128
	健康づくりグループ	626-1126
	健康診査グループ	626-1127
	保健センター	627-6666

---

保健予防課	感染症予防グループ	626-1114
	保健対策グループ	626-1116

---

	コロナワクチン対策室	622-1171
	管理調整グループ	626-1136
		626-1132
	事業グループ	626-1134
		626-1135

---

生活衛生課	環境衛生グループ	626-1108
	食品衛生グループ	626-1110

---

FAX (028) 627-9244

## 衛生環境試験所

郵便番号 321-0974 宇都宮市竹林町 972 番地

微生物グループ 626-1119

理化学グループ 626-1119

FAX (028) 626-1121

住めば  
愉快だ  
宇都宮

UTSUNOMIYA